

令和5年第2回能登町議会3月定例会議 会議日程表

3月6日から3月15日（10日間）

日程	月 日	曜	開 議 時 刻	会 議 ・ 休 会 そ の 他	
第 1 日	3 月 6 日	月	午前10時00分	本会議	開 会 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 請 願 上 程 ・ 朗 読 ・ 委 員 会 付 託
第 2 日	3 月 7 日	火		委員会	
第 3 日	3 月 8 日	水		委員会	
第 4 日	3 月 9 日	木		休 会	
第 5 日	3 月 10 日	金		休 会	
第 6 日	3 月 11 日	土		休 日	
第 7 日	3 月 12 日	日		休 日	
第 8 日	3 月 13 日	月	午前10時00分	本会議	一 般 質 問
第 9 日	3 月 14 日	火	午前10時00分	本会議	一 般 質 問
第 10 日	3 月 15 日	水	午前10時00分	本会議	委 員 長 報 告 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 閉 会

開 会（午前10時00分）

開 議

議長（金七祐太郎）

ただいまから、令和5年第2回能登町議会3月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は13人で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本3月定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり本日から3月15日までといたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（金七祐太郎）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定によって、

10番 酒元法子 議員、

11番 河田信彰 議員

を指名いたします。

諸般の報告

議長（金七祐太郎）

日程第2、「諸般の報告」を行います。

本定例会議に町長より別冊配付のとおり、議案42件が提出されております。

次に、監査委員から例月出納検査の結果についての報告があり、その写しもお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会議の説明員として出席を求めた者の職、氏名は、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

議員の辞職の件

議長（金七祐太郎）

日程第3、許可第1号「議員の辞職の件」を議題といたします。
堂前利昭議員から、議員の辞書願が提出されています。
職員に辞職願を朗読させます。

議会事務局長（打合いずみ）

辞職願を代読いたします。

辞職願。このたび、一身上の都合により、議員を令和5年3月6日に辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

能登町議会議長 金七祐太郎 殿

能登町議会議員 堂前利昭

以上でございます。

議長（金七祐太郎）

お諮りします。

堂前利昭議員の議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

したがって、堂前利昭議員の議員の辞職を許可することに決定いたしました。

日程の追加

議長（金七祐太郎）

お諮りします。

ただいま、議員の辞職に伴い、議会運営委員会委員及び広報編集特別委員会委員が欠けました。

議会運営委員会委員の選任及び広報編集特別委員会委員の選任を日程に追加し、それぞれ追加日程第1、第2として直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任及び広報編集特別委員会委員の選任を日程に追加し、それぞれ追加日程第1、第2として直ちに議題とすることに決定いたしました。

休 憩

議長（金七祐太郎）

ここで、暫時休憩いたします。（午前10時04分）

議員は全員協議会室へ移動をお願いします。

再 開

議長（金七祐太郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前10時14分）

本日の追加議事日程は、お手元の配付のとおりです。

議会運営委員会委員の選任

議長（金七祐太郎）

追加日程第1、選任第1号「議会運営委員会委員の選任」を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第4項の規定により、議長が指名することとしたいと思っております。

議会運営委員会委員に、

2番 吉田義法議員

を指名したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、議長が指名したとおり選任することに決定いたしました。

広報編集特別委員会委員の選任

議長（金七祐太郎）

追加日程第2、選任第2号「広報編集特別委員会委員の選任」を議題とします。

お諮りします。

広報編集特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第4項の規定により、議長が指名することとしたいと思います。

7番 南 正晴議員
を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、広報編集特別委員会委員は、議長が指名したとおり選任することに決定いたしました。

休 憩

議長（金七祐太郎）

ここで、暫時休憩いたします。（午前10時15分）

議員の辞職に伴い、総務産業建設常任委員会委員長及び議会運営委員会副委員長が欠けております。

休憩中に総務産業建設常任委員会及び議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

再 開

議長（金七祐太郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前10時19分）

各委員会正副委員長の互選結果

議長（金七祐太郎）

先ほどの休憩中に総務産業建設常任委員会及び議会運営委員会が開催され、

委員会例第9条第1項及び第2項の規定に基づく、各委員会の委員長、副委員長の互選結果が届いておりますのでご報告いたします。

総務産業建設常任委員会の委員長に2番 吉田義法議員、同副委員長に1番 小浦肇議員。

議会運営委員会の委員長に12番 向峠茂人議員、同副委員長に2番 吉田義法議員。

以上のとおりであります

議案上程

議案第4号～議案第45号

議長（金七祐太郎）

日程第4、議案第4号「令和5年度能登町一般会計予算」から日程第45、議案第45号「能登町教育委員会委員の任命について」までの42件を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長（金七祐太郎）

町長から提案理由の説明を求めます。

大森町長。

町長（大森凡世）

皆さん、お疲れさまでございます。

令和5年第2回能登町議会3月定例会議の開会に当たりまして、議員の皆様におかれましては、日頃から町政運営に対しまして多大なるご理解とご支援を賜っておりますことに感謝を申し上げます。

令和5年度の当初予算案をはじめ、諸議案のご審議をお願いするに当たりまして、私の所信の一端と主要施策等の概要を申し上げまして、議員の皆様並びについて町民の皆様のご理解とご支援を賜りたいというふうに存じます。

まず、去年はまさに国際的に激動の年だったというふうに感じております。ロシアのウクライナ侵攻は今なおその終わりを見通すことが困難な状況でございます。この紛争は、日本の経済にも大きな影響を及ぼしておりまして、エネルギーや物価の高騰というのは地方経済を直撃しております。

そして、新型コロナウイルス感染症に関しましては、国内で感染が確認されてから3年が経過いたしまして、4年目となっております。この間、変異株の

影響もありまして、8回の流行を経験したわけでございます。

国は、これまで培われてきた対策の知見、また致死率の減少等により、5月8日から感染症法上の位置づけをこれまでの2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に移行することを決めております。5類に移行すれば様々な課題があるというふうに考えられますが、今後は感染者や濃厚接触者の外出自粛制限がなくなるなど、感染対策というのは大きな転換期を迎えることとなります。

感染するリスクや、他人に感染させるリスクなどを踏まえながら、マスクの着用など自ら考え行動することが一層求められるわけでありまして。

町といたしましては、国、県と歩調を合わせて、日常を取り戻していくためのウイズコロナの取組を進めながら、引き続き町民の皆様へ適切な情報提供を行ってまいります。

また、社会活動が活発化することによりまして、これまで制限されてきた地域の経済の活性化、また地域の伝統文化というのが守られていくことを期待しておりますし、応援もしていきたいというふうに考えております。

コロナ禍は様々な社会課題を浮き彫りにいたしました。その一つが、デジタル社会への対応の遅れであります。

その中で、国はデジタルの力で地方が日本の主役になる未来として、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を実現するデジタル田園都市国家構想というのを打ち出しております。

当町におきましても、本年度策定をいたしております能登町DX推進計画に基づきまして、デジタル化を通して、地域社会の課題解決と町民の皆様が暮らしやすいまちづくりや行政サービスの質の向上を目指してまいります。

そして、私が町民の皆様から町政の運営を託されてから、来月で2年を迎えることとなります。これまで、全ての町民の皆様が健やかに安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいりました。そして、多くの町民の皆様、議員の皆様から温かいご指導、ご助言をいただいたことに深く感謝を申し上げます。

これまでも申してきましたが、当町の最大の課題というのは人口減少問題であり、その人口減少というのは避けて通れない道ではありますけれども、創生総合戦略に基づきまして、人口減少のカーブを緩やかにすること、そして当町との関わりが深い人を増やす関係人口の創出というのが、当町の進むべき道であるというふうに考えております。

そのためにも、これまで行ってきました施策を深化させるとともに、DXの推進、子育て支援の充実、定住促進などの新たな施策を展開していきたいと思っております。

デジタル化、脱炭素、感染症対応、そして物価高騰、人口減少など、5年後、10年後の社会が予測できないほど、時代の流れというのが加速をしており、

まさに新たな時代を迎えておるわけであります。

この新たな時代に対応した持続可能な能登町をつくるため、課題から逃げずに挑戦を続け、一步一步前進することで、この町を末永く子や孫の世代が受け継いでいく道を切り開いていきたいと考えております。

それでは、予算編成についてご説明をさせていただきます。

令和5年度の予算編成に当たりましては、歳入面において、自主財源の確保は厳しく、依然として地方交付税などの依存財源に頼る体質が続いております。歳出面では、高止まりする社会保障関係費、近年の大型プロジェクトに伴い高く推移する公債費、さらに材料費等の高騰によります投資的経費の増加に加えまして、燃料価格の高騰を受け、電気使用料というのが大きく伸びているなど、大変厳しい状況であることから、持続可能な財政運営を行うために、全庁一丸となって歳出の削減に努めました。

その歳出削減に努めた上で、DXの推進や子ども・子育て支援施策について、歳出の特別枠というのを設けまして積極的に予算配分を行ったほか、関係人口創出による地方創生、定住施策の推進、福祉の充実、地域経済の活性化、そして公共施設の適正管理など、着実に取り組むべきことについても、選択と集中によってしっかりと予算配分を行っております。

それでは、令和5年度の主な取組につきまして、第2次総合計画の施策の大綱に沿った形でご説明をさせていただきます。

初めに、第1の施策の大綱「自然環境と絆を大切にしまちづくり」といたしまして、「トキ放鳥受入推進事業」において、トキの生息できる環境づくりを能登地域一体で取り組むため、協議会に対する負担金を計上したほか、モデル地区整備事業として久里川尻地区の環境整備に対する補助金を計上をいたしております。

また、美しい能登の里山里海の景観を保全するため、「珠洲市・能登町環境衛生施設の解体」に係る実施設計費を負担金として計上いたしました。

次に、第2の施策の大綱「誰もが住みよいと感じる地域が一体となったまちづくり」として、「除雪対策事業」ということでありますけれども、除雪車の作業効率を高めるためにGPSを活用した除雪管理システムを導入いたします。また、運転手不足を解消するための資格取得費用を助成し、除雪体制の確保と維持に努めてまいります。

「道路メンテナンス事業」というところでは、上地区にあります新五朗河原橋の架け替え工事に着手をいたします。また、橋梁点検の実施、トンネルの長寿命化修繕計画を策定するなど、施設の安全確保と適正な管理を図ってまいります。

「防災重点ため池浚渫事業」ということでは、決壊によりまして周辺地域に

人的被害が及ぶであろうということが予測されるため池10か所の堆積土砂を除去し、貯水能力の回復を図っていきます。

「内浦総合支所バスロータリー整備事業」ということでありますが、現在のバス停を総合支所の玄関付近に移設をいたしまして、ロータリー化することで利便性の向上と利用促進を図ってまいります。

「消防団ポンプ自動車更新事業」ということで、小木分団の消防ポンプ車を更新し、配備いたします。また、「消防団詰所整備事業」ということで、老朽化した松波分団詰所を旧内浦庁舎跡地に整備するとともに、小木分団の詰所の新たな整備に向けた所要経費を計上いたしました。

次に、第3の施策の大綱「地域の魅力を生かしたしごとづくり」ということでありまして、「関係人口創出事業」ということで、新しい働き方を促進し、ワーケーションから新たな人の流れを創出をいたします。また、問題解決や人材育成につなげるため、のど未来会議や起業講座、地域外の復業人材の活用促進事業を継続して実施するほか、新たに「企業視察支援事業」といたしまして、視察費用の助成を設けまして、当町での企業研修やサテライトオフィス誘致を目指してまいります。

「県営ほ場整備事業」といたしましては、7地区の継続に加えまして、新たに上町地区の事業に着手をいたします。また、完了した2地区の農地集積に関する補助金を計上をいたします。

「菌床椎茸生産施設整備事業」ということでは、県内最大の生産地でありまして菌床シイタケの生産施設整備に対しまして支援を行い、産地の育成を図ってまいります。

沿岸沖合漁船員就業対策事業」ということでは、小型船舶操縦士及び海技士に加えまして、新たに無線従事者への免許取得助成を行いまして、漁船員の確保を支援してまいります。

「キャッシュレス決済推進事業」ということでは、内浦商店連盟協同組合で導入されております「ひまわりカード」の全町展開というのを支援いたしまして、消費者の利便性の向上や事業者の経営効率化、また地域内経済の好循環の創出を図ってまいります。

「観光誘客促進宿泊助成金事業」ということでは、需要が落ち込む冬期間の観光誘客の促進を図るため、宿泊キャンペーンを実施いたしました事業者に対しまして、継続して支援をしてまいります。

そして、「役場跡地大屋根広場整備事業」ということで、役場跡地に住民の憩いの場、交流の場となる広場を整備することによりまして、にぎわいの創出を図ってまいります。

次の第4の施策の大綱「健康で心に豊かさを持てる人づくり」といたしまし

て、「介護基盤施設等整備事業」ということで、介護サービスの提供体制というのを整備するため、グループホームの移転改築に対する支援を行います。

「統合保育所整備事業」ということで、令和6年度の開所を目指しまして、統合保育所の建設工事費と備品購入費を計上いたしました。

そして、「まつなみキッズセンター整備事業」ということで、老朽化が著しい施設を新たに移転新築するための実施設計費を計上いたしました。

「母子保健事業」ということでは、不妊治療の費用負担を軽減するために、新たに交通費助成金を上乘せするほか、出産・子育て応援事業として、妊娠届出から全ての妊婦・子育て家庭に対しまして、継続的に相談に応じる伴走型相談支援、そして経済的支援を一体的に実施しまして、安心して出産・子育てができる環境を整えてまいります。

次に、第5の施策の大綱「地域を通して共に学び、まちの未来を担う人づくり」といたしまして、「能登高等学校魅力化事業」を引き続き、県外の高校生を受け入れる地域留学事業を実施いたします。そして、通学定期補助を拡充いたします。また、保護者の負担軽減を図ってまいります。また、まちなか鳳雛塾をNTT能都ビルに移転をしまして、教育環境の充実を図ってまいります。

「英語力向上対策事業」ということで、外国在住の外国人の講師とオンライン英会話事業を全中学生と小学5・6年生まで対象を拡充いたしまして、児童生徒の英語習得に対する意欲の向上を図ってまいります。

「柳田小学校大規模改造事業」ということで、建築から21年が経過をいたします柳田小学校の改修に係る実施設計費を計上いたしました。

また、国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭として本年の10月に開催をされます「いしかわ百万石文化祭2023」において、地域文化発信事業といたしまして、当町では宇出津発祥の伝承娯楽「ごいた」と国の登録無形民俗文化財に答申をされております「いしり」など、能登地域に古くから伝わる発酵食文化をテーマとしたイベントの開催経費を計上いたしました。

「白丸公民館整備事業」ということで、増改築に係る工事費を計上しております。

「松波城址保存整備事業」では、国指定の名勝となっております旧松波城庭園の枯山水など、遺構の保存整備費を計上いたしました。

「全日本学生ソフトテニス大会」では、9月1日から7日にかけて藤波運動公園で開催をされます。4,000人を超える来場者を見込んでおり、全国にまた「テニスのまち」をアピールできるものと考えております。

そして、「学校給食費助成事業」ということで、子育て支援策として学校給食費の一部を助成いたしまして、子育て世帯の負担の軽減を図ってまいります。

次に、第6の施策の大綱「地域の絆を深め、住み続けたくなるまちづくり」

の施策として、「定住促進事業」において、町外から転入する若者世帯や子育て世帯の引っ越し費用の一部を助成するほか、2万円を上限に家賃の50%を3年間助成する制度を新たに設け、さらなる移住支援を図ってまいります。

「定住住宅助成金事業」ということで、町で暮らしております全ての方を対象に、住宅の取得や改修費などに対する新たな助成制度を設けました。この制度によりまして、町で生活することに対する満足度というのを高めていきたいと考えております。

「地域コミュニティ活性化事業」ということで、新たに集会所の整備改修や防犯灯の設置などに係る助成制度を設けました。また、「空家対策推進事業」ということでは、空き家解体助成について非木造も対象にするなど、制度の拡充を図っていきます。

次に、第7の施策の大綱「わかりやすい行財政と情報の共有によって、つながるまちづくり」といたしまして、「戸籍住民登録事務費」ということで、コンビニなどに設置されております多機能端末により、戸籍や住民票の写しなどの発行手続を行った場合に、交付手数料を一律150円減額をいたします。これによりまして、費用負担の軽減、また利便性の向上、マイナンバーカードの利用促進、さらには窓口負担の軽減を図ってまいりたいというふうに思っております。

「電子自治体推進費」では、業務工程改善調査というのを行いまして、庁舎内の業務の効率化を図りたいと考えております。

「遊休施設解体事業」では、公共施設個別施設計画等に基づきまして、遊休施設の解体を進める所要経費を計上いたしました。

以上、ご説明をいたしました令和5年度当初予算でございますけれども、議案第4号の一般会計が前年度比の1.1%増の151億8,000万円、議案第5号から7号の3特別会計の合計が前年度比0.4%増の55億4,304万8,000円、議案第8から第10号の3企業会計の合計が前年度比13.6%増の67億3,189万5,000円。総合計では、3.8%増の274億5,494万3,000円となっております。

私にとりまして2回目の当初予算の編成となりましたが、予算編成を通して、改めて町政を担う責任の重さを痛感するとともに、町政の維持発展のためには、町民の皆様、職員、そして議員の皆様の協力が必要不可欠であります。

この新たな時代、また不安定な社会情勢の下、かねてより直面している人口減少問題というのは、いよいよ厳しさを増しております。令和4年の日本国内の出生数は80万人を割り込み、過去最少となっております。当町においても同年の出生数は51人と、想定を超えるスピードで少子化というのが進んでおります。

未来への不安を感じる時代の中、やはり「この町に住んでよかった、住みたい」と幸せを実感できるまちづくりが、まさに今求められております。その実現のため、医療、福祉、教育、環境、防災、産業振興など、全てのあらゆる分野を俯瞰的な視点で見詰め、持続可能性のある政策を立案し、実行することが必要であると感じております。

町政の運営に当たりましては、常に5年後、10年後の町のあるべき未来、姿をイメージしながら、山積する課題に対して皆様と心をつなげて向き合い、一步一步着実に進めていきたいと考えております。

それでは、引き続きまして、次の本年度の補正予算の概要をご説明させていただきます。

議案第11号から16号までは、一般会計及び特別会計、企業会計予算の補正でございます。

今回の補正は、国、県の補正予算に伴う事業の追加のほか、各款項にわたって、「人件費の調整」をはじめ、「決算見込み」や「事業費の確定」によって予算の調整と財源の調整を行い、繰越明許費と合わせまして今回補正予算として提案をさせていただきましたので、よろしく願い申し上げます。

では、まず議案第11号「令和4年度能登町一般会計補正予算(第6号)」は、2億8,929万6,000円を減額をいたしまして、予算の総額を157億6,264万2,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明をいたします。

第1款「議会費」は、137万9,000円の減額でございます。人件費の調整及び議会活動費の決算見込みによる減額であります。

第2款「総務費」は、8,108万8,000円の減額です。

第1項「総務管理費」において、第1目「一般管理費」では人件費の調整、事業費の決算見込みによる減額であります。

第2目「文書広報費」、第3目「財産管理費」、第4目「会計管理費」は、決算見込みによる減額であります。

第5目「財産管理費」は、人件費の調整や決算見込みによる減額であります。

第6目「基金管理費」は、基金運用益の決算見込みにより基金利子を増額しております。また、基金積立費において、ふるさと能登町応援寄附の実績見込みによります減額のほか、公共施設等総合管理基金に不動産売払収入相当額を積み立てるものであります。

第7目「企画費」は、決算見込みによる調整のほか、電気自動車充電サービス事業におきまして、電気料金を追加いたしました。

第8目「地方創生推進費」は、決算見込みによる減額のほか、能登高等学校魅力化事業におきまして、委託業務に係る所要経費を追加し、企業版ふるさと

納税によります寄附金を財源充当いたしました。

第9目「地域振興費」は、人件費の調整、決算見込みによる減額であります。

第10目「支所費」は、小木支所の電気料金を追加するほか、小木地域交流センターの使用料を財源充当いたしました。

第13目「地域安全推進費」、第14目「交通対策費」、第15目「電子自治体推進費」においては、決算見込みによる減額を行いました。

第16目「有線放送費」は、有線放送管理費において決算見込みによる減額のほか、実績見込みによりますシステム障害対応とインターネット加入者増に伴う所要経費を追加するとともに、財源の調整を行いました。

第17目「諸費」は、決算見込みによる減額であります。

第18目「物価高騰重点支援交付金事業」は、マイナンバーカードの交付率が当初の想定を超える見込みでありますことから、商品券を追加いたしまして、事務経費を調整をいたしましたものであります。

第2項「徴税費」は、人件費の調整と決算見込みによる減額であります。

第3項「戸籍住民基本台帳費」は、個人番号カード交付事務費におきまして人件費の調整と決算見込みによる減額、また組替えを行っております。

第4項「選挙費」、第5項「統計調査費」は、人件費の調整と決算見込みによる減額であります。

第6項「監査委員費」は、決算見込みによる減額であります。

第3款「民生費」は、6, 129万8, 000円の減額でございます。

第1項「社会福祉費において、第1目「社会福祉総務費」では、人件費の調整や決算見込みによる減額、また寄附採納を受けましてシルバーカーと車椅子の購入費を追加いたしました。また、電気料金の高騰に伴いまして、健康福祉の郷「なごみ」の管理費を追加いたしております。

第2目「障害者福祉費」では、令和3年度分の国庫・県費負担金の確定に伴う償還金と介護給付費を追加いたしましたものであります。

第3目「老人福祉費」では、決算見込みによる減額であります。

第4目「介護保険費」は、特別会計繰出金の減額を行いました。

第5目「国民健康保険費」は、国保の特別会計の保険事業勘定への繰出金の追加を行ったほか、決算見込みにより直営診療施設勘定への繰出金を減額をいたしております。

第6目「後期高齢者医療費」では、医療機関での健康診査をする方が増加したことから、補助金を増額するとともに財源の調整を行いました。

第2項「児童福祉費」において、第1目「児童福祉総務費」では、人件費の調整や決算見込みによる減額を行いました。また、多子世帯への放課後児童クラブ利用料支援事業の補助金を追加いたしております。放課後児童健全育成事

業、ファミリーサポートセンター事業及び私立認定こども園費におきまして、過年度分の国庫・県費償還金を追加計上いたしております。

第2目「児童措置費」は、決算見込みによる減額でございます。

第3目「児童福祉施設費」は、人件費の調整のほか、事業費の確定見込みによる減額と財源調整を行っております。

第4款「衛生費」は、1億2,402万円の減額であります。

第1項「保健衛生費」において、第1目「保健衛生総務費」、第2目「予防費」は、人件費の調整、また決算見込みによる減額であります。

第3目「母子保健費」は、決算見込みによる減額のほか、令和3年度補助金の確定に伴います償還金を追加いたしております。

第4目「環境衛生費」は、墓地公園管理費におきまして、墓地の永代使用料及び墓地管理料の返還金と墓地公園管理基金への積立金を追加いたしたほか、墓地管理料を財源の充当といたしました。

第5目「病院費」は、決算見込みによる負担金及び補助金の減額であります。

第2項「清掃費」は、人件費の調整や決算見込みによる減額であります。

第3項「水道費」は、決算見込みによる補助金の減額であります。

第5款「労働費」は、36万6,000円の追加であります。

第1項「労働諸費」は、電気料の高騰に伴いまして勤労青少年ホーム管理費を追加いたしております。

第6款「農林水産業費」は、861万2,000円の追加でございます。

第1項「農業費」において、第1目「農業委員会費」では、人件費の調整や決算見込みによる減額であります。

第2目「農業総務費」は、人件費の調整や決算見込みによる減額のほか、鳥獣被害防止対策事業におきまして、イノシシの捕獲頭数の増加に伴う捕獲報償金の追加を行っております。

第3目「農業振興費」では、決算見込みによる減額のほか、中山間地域等直接支払事業及び多面的機能支払事業におきまして、過年度交付金の償還金を追加計上いたしております。また、農地中間管理事業におきまして、農地集積に伴う交付金を追加計上いたしました。

第5目「農地費」では、事業費の確定によります調整のほか、土地改良施設の管理費、県営ほ場整備事業において、国、県の補正予算に伴う事業費を追加したほか、農道等の倒木処理費を追加計上いたしました。

第2項「林業費」、第1目「林業総務費」は、森林環境譲与税基金の確定見込みによる積立金の減額であります。

第2目「林業振興費」は、事業費の確定、決算見込みによる減額であります。

第3項「水産業費」では、事業費の確定や決算見込みによる減額、また財源

の調整を行いました。

第7款「商工費」は、534万1,000円の減額であります。

第1項「消防費」、第2目「商工業振興費」では、決算見込みによる減額のほか、創業・継承支援事業におきまして、実績を見込み、事業費の追加を行っております。また、電気料金の高騰に伴いまして、海洋深層水施設管理費を追加いたしております。

第3目「観光費」は、決算見込みによる減額のほか、電気料金の高騰に伴いまして、縄文真脇温泉浴場施設管理費を追加いたしました。

第4目「新型コロナウイルス感染症対策費」は、プレミアム商品券事業の確定に伴います事業費の減額と財源調整であります。

第8款「土木費」は、3,742万9,000円の追加であります。

第1項「土木管理費」は、決算見込みによる減額であります。

第2項「道路橋りょう費」においては、第1目「道路橋りょう総務費」は、決算見込みによる減額であります。

第2目「道路橋りょう維持費」では、除雪費を増額をいたしました。

第3目「道路橋りょう新設改良費」は、事業費の確定見込みによる減額、また組替えを行っております。

第3項「河川費」、第4項「港湾費」は、事業費の確定見込みによります減額であります。

第5項「都市計画費」は、人件費の調整と決算見込みによる減額のほか、下水道事業会計への補助金の減額と投資及び出資金の追加を行っております。

第6項「住宅費」は、決算見込みによる減額と財源調整を行いました。

第9款「消防費」は、2,539万5,000円の減額であります。

第1項「消防費」、第1目「常備消防費」は、決算見込みによる減額であります。

第2目「非常備消防費」は、人件費の調整と決算見込みによる減額であります。

第3目「消防施設費」、第4目「防災対策費」は、決算見込みによる減額を行っております。

第10款「教育費」は、2,232万1,000円の減額であります。

第1項「教育総務費」において、第2目「事務局費」、第3目「学校教育費」は、人件費の調整と決算見込みによる減額であります。

第2項「小学校費」、第1目「小学校管理費」は、人件費の調整と決算見込みによる減額であります。

第2目「小学校教育振興費」では、決算見込みによる減額のほか、特別支援学級の増設に伴いまして所要経費を追加計上いたしました。

第3項「中学校費」は、人件費の調整及び決算見込みによる減額を行ったほか、これも特別支援学級の増設に伴います所要経費を追加計上いたしました。

第4項「社会教育費」、第2目「社会教育施設費」は、決算見込みによる減額のほか、満天星の電気料金を追加いたしました。

第3目「公民館費」は、人件費の調整、また決算見込みによる減額を行ったほか、寄附採納を受けまして、高倉公民館の備品購入費を追加いたしました。

第5目「青少年育成費」は、決算見込みによる減額であります。

第6目「文化財保護費」は、人件費の調整と決算見込みによる減額であります。

第5項「保健体育費」、第1目「保健体育総務費」は、決算見込みによる減額であります。

第2目「体育施設費」では、柳田体育館の修繕費を追加したほか、電気料金の高騰に伴います能都体育館、内浦総合運動公園管理費に追加計上いたしました。

第3目「学校給食費」は、人件費の調整と決算見込みによる減額であります。

第11款「災害復旧費」は、1,486万1,000円の減額であります。

第1項「農林水産施設災害復旧費」及び第2項「公共土木施設災害復旧費」において、事業費の確定により減額を行っております。

第12款「公債費」では、住宅使用料の充当財源の調整を行いました。

以上、この財源といたしまして、第1款「町税」、第10款「地方交付税」、第12款「分担金及び負担金」、第13款「使用料及び手数料」、第16款「財産収入」、第20款「諸収入」、第21款「町債」を追加いたしまして、第2款「地方譲与税」、第14款「国庫支出金」、第15款「県支出金」、第17款「寄附金」、第18款「繰入金」を減額いたしまして収支の均衡を図っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次の議案第12号は、「令和4年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」であります。

保険事業勘定で496万8,000円を減額し、予算の総額を24億1,596万9,000円とし、直営診療施設勘定においては29万5,000円を減額し、予算の総額を597万9,000円とするものであります。

歳出では、保険事業勘定の第1款「総務費」において、人件費の調整、決算見込みの減額のほか、基金利子の積立金を追加いたしております。

第3款「国民健康保険事業納付金」は、財源の組替えでございます。

第5款「諸支出金」では、病院事業会計への補助金と直営診療施設勘定への繰出金を追加いたしております。

直営診療施設勘定においては、人件費の調整と決算見込みによる減額を行っ

ております。

この財源といたしまして、保険事業勘定においては、第5款「財産収入」、第6款「繰入金」、第8款「諸収入」を追加いたしまして、第4款「県支出金」を減額し、直営診療施設勘定においては、第1款「診療収入」第3款「繰入金」を減額し、収支の均衡を図っております。

次の議案第13号「令和4年度能登町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は、9,912万7,000円を減額し、予算の総額を27億9,500万4,000円とするものでございます。

第1款「総務費」において、人件費の調整と決算見込みによる事務費の調整を行ったほか、決算見込みによりまして、第三者行為国保連合会負担金の減額を行ったものであります。

第2款「保険給付費」では、実績を見込みまして給付費の調整を行いました。

第3款「地域支援事業費」では、人件費の調整のほか、決算見込みによる減額を行っております。

第4款「保健福祉事業」は、決算見込みによる減額であります。

また、第5款「基金積立金」において、介護給付費準備基金積立金を追加計上いたしました。

この財源といたしまして、第6款「財産収入」を追加し、第3款「国庫支出金」、第4款「支払基金交付金」、第5款「県支出金」、第8款「繰入金」、第10款「諸収入」を減額し、収支の均衡を図っております。

次の議案第14号「令和4年度能登町水道事業会計補正予算（第3号）」は、収益的収入において5,465万9,000円を減額し、総額を7億6,064万9,000円とするものであります。営業収益で給水収益を減額したほか、営業外収益では他会計補助金を減額いたしております。

収益的支出は、9,082万2,000円を減額し、総額を7億3,655万1,000円としました。内容につきましては、人件費の調整、事業費の確定による減額であります。

資本的収入では、企業債を減額いたしまして、総額を2億9,296万2,000円とし、資本的支出においては、建設改良費の確定を見込んだ減額を行い、総額を6億7,524万7,000円といたしました。

次の議案第15号「令和4年度能登町下水道事業会計補正予算（第2号）」は、収益的収入において1,277万1,000円を追加いたしまして、総額を8億3,300万7,000円とするものであります。営業収益で下水道使用料を減額したほか、営業外収益では他会計補助金を減額し、長期前受金戻入と雑収入を増額いたしております。

収益的支出においては、275万2,000円を減額いたしまして、総額を

8億7,862万6,000円といたしました。内容につきましては、人件費の調整、また減価償却費の追加であります。

資本的収入では、出資金、他会計補助金、分担金及び負担金を増額をいたしまして、企業債を減額して、総額を6億3,229万円とし、資本的支出では、建設改良費の確定を見込んだ減額を行いまして、総額を8億5,570万1,000円といたしました。

次の議案第16号「令和4年度能登町病院事業会計補正予算（第1号）」は、収益的収入において2億1,387万7,000円を減額をいたしまして、総額を22億3,269万2,000円といたしました。入院収益、外来収益、その他医業収益、他会計補助金及び負担金の減額をいたしました。また、県補助金、その他医業外収益を増額いたしております。

収益的支出においては、6,741万円を減額し、総額を23億8,438万6,000円といたしました。内容につきましては、人件費の調整、決算見込みによる材料費等の減額のほか、電気料金を追加いたしました。

資本的収入では、事業費の確定によりまして負担金及び補助金を追加し、企業債を減額して総額を1億8,408万4,000円とし、資本的支出においては、病院改良費を減額しまして総額を2億4,556万3,000円といたしました。

次に、議案第17号「能登町地区集会所等条例の一部を改正する条例について」は、七見地区集会所及び宮犬地区生活改善センターを集会所の用途として廃止をするため、改正するものであります。

次に、議案第18号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、地方自治法第138条の4に規定する附属機関に属する委員等の報酬額を定めるほか、医師、弁護士等、高度な専門知識を有する委員さんに対する報酬額を定めるために改正をするものでございます。

次の議案第19号「能登町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」は、会計年度任用職員の給料月額を、常勤職員の給料額に準ずるように見直すため、改正するものであります。

次の議案第20号「能登町基金条例の一部を改正する条例について」は、水産業の振興に係る事業を能登町漁業振興基金から能登町ふるさと振興基金により実施をするため、改正をするものであります。

次の議案第21号「能登町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について」は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条に基づきまして、条例による鳥獣被害対策実施隊を設置するため、制定をするものであります。

次の議案第22号「能登町宇出津港水産物鮮度保持施設条例の一部を改正する条例について」は、鮮度保持施設の使用料について、規格ごとに料金を定めるため、改正をするものであります。

次の議案第23号「能登町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例について」は、当町の農地面積が減少したことに伴いまして、農業委員会に関する法律施行令第8条の規定によりまして、農業委員会の推進委員の定数を減ずるため、改正するものであります。

次の議案第24号「能登町体験交流施設条例の一部を改正する条例について」は、エネルギー価格高騰によります施設維持管理費が増加することに伴いまして、「ラプロ恋路」、「セミナーハウス山びこ」及び「宮地交流宿泊所こぶし」の宿泊料及び入浴料の料金を変更するため、改正するものであります。

次の議案第25号「能登町観光施設条例の一部を改正する条例について」は、エネルギー価格高騰によります施設維持管理費が増加することに伴いまして、「国民宿舎うしつ荘」、「能登やなぎだ荘」、「真脇ポーレポーレ」、「ふれあいの里施設」及び「縄文真脇温泉浴場」の料金を変更するほか、公共施設個別施設計画によりまして、ふれあいの里施設内の「ふれあいハウス」及び「アストロコテージ」の一部を廃止するため、改正するものであります。

次の議案第26号「能登町海洋深層水施設条例の一部を改正する条例について」は、エネルギー価格の高騰によります施設維持管理費が増加することに伴いまして、原水及び飲料水等の使用料金を変更するため、改正するものであります。

次の議案第27号「能登町手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」は、コンビニエンスストア等に設置のキオスク端末機において、戸籍謄本、住民票等の証明書を交付する際の手数料を減額するため、改正するものであります。

次の議案第28号「能登町多目的交流センター条例の一部を改正する条例について」は、多目的交流センターの附帯施設としてフルーツ管理センターの広場及び駐車場等を加えるため、改正するものであります。

次に、議案第29号「能登町フルーツ管理センター条例の廃止について」は、公共施設個別施設計画に基づきまして、フルーツ管理センターを解体するため、条例を廃止するものであります。

次の議案第30号「能登町墓地公園条例の一部を改正する条例について」は、墓地公園の使用許可に当たりまして、許可を受けた日から5年以内に墓石を設けない場合において、使用許可を取り消す旨の規定を設けるため、改正するものであります。

次の議案第31号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」及び、次の議案第32号「能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例

について」は、健康保険法施行令等の一部改正によりまして、後期高齢者支援金等賦課限度額及び低所得者の保険料の軽減措置を改めるほか、出産育児一時金を引き上げるため、改正するものであります。

次の議案第33号「能登町国民健康保険直営診療所条例の廃止について」は、令和5年度から瑞穂の直営診療所の業務を公立宇出津総合病院で行うため、条例を廃止するものであります。

次の議案第34号「能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第35号「能登町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」及び議案第36号「能登町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の3議案につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴います関係法律の整備に関する法律、または民法等の一部を改正する法律及び、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令によりまして、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことから、懲戒に係る権限の乱用禁止の規定の削除のほか、乳幼児の安全管理のための措置等を規定するため、所要の改正を行うものであります。

次の議案第37号「能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について」は、議案第34号「能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の一部改正によりまして、条項ずれが生じるため、改正をするものであります。

次の議案第38号「能登町美術館条例の制定について」は、公共施設個別施設計画に基づきまして、郷土館、歴史民俗資料館、益谷秀次記念館及び西谷啓治記念館の4施設を廃止をいたしまして、町立美術館及び町立羽根万象美術館を能登町美術館として新たに規定するため、条例を制定するものであります。なお、廃止する4施設にあります貴重な資料につきましては、後世に引き継げるよう今後整理していくこととしております。

次の議案第39号「能登町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」は、令和5年度から直営診療所の業務を公立宇出津総合病院で行うため、改正をするものであります。

次の議案第40号「証明書等の交付に係る事務の委託に関する規約の廃止について」は、輪島市、珠洲市及び穴水町と共同で行っております住民票の写し及び印鑑登録証明書等の交付事務の委託を廃止するため、地方自治法第252条の2の2第3項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次の議案第41号「奥能登広域圏事務組合規約の一部変更について」は、奥

能登広域圏事務組合においてキオスク端末を導入することに伴いまして、負担割合を変更することを協議するため、地方自治法第290条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第42号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」は、既に議決されております辺地に係る公共的施設の総合整備計画のうち、「猪平・俎倉辺地、十郎原・黒川辺地」の2辺地において、町道及び林道整備に辺地対策事業債を充当いたしたく、計画の変更を行うものであります。この変更につきましては、石川県との事前協議が終わっておりますので、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案第43号「能登町固定資産評価審査委員会委員の選任については」、4月26日に任期満了を迎えられます能登町字大箱の「小田宏男」氏の後任といたしまして、豊富な専門知識と経験をお持ちであります能登町字石井の「江端由爾」氏を固定資産評価審査委員会委員に選任をいたしたく、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

なお、令和5年4月26日を持ってご勇退をされます小田宏男氏におかれましては、3期9年にわたりまして、固定資産の適正な評価にお力添えをいただきました。長年のご活躍に対しまして、心から感謝を申し上げますとともに、ご健康に留意され、今後とも後進の育成にご尽力を賜りたいと存じます。

次の議案第44号「能登町公平委員会委員の選任について」は、同じく4月26日に任期満了を迎えられます能登町字鶴川の「角弘子」氏は、豊富な専門知識と経験をお持ちでありますので、再度公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

次の議案第45号「能登町教育委員会委員の選任について」は、4月26日に任期満了を迎えられます能登町字宇出津の「上結謙一郎」氏は、豊富な専門知識と経験をお持ちでありますので、再度教育委員会委員に任命をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

以上、本定例会議に提出いたしました議案等につき、その大要をご説明をさせていただきました。議員の皆様におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決議をお賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

休 憩

議長（金七祐太郎）

ここで、休憩いたします。11時30分に再開いたします。よろしくお願
い
します。（午前11時16分）

再 開

議長（金七祐太郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。（午前11時30分再開）
大森町長。

町長（大森凡世）

提案理由の中で言い間違いがありましたので、この場で訂正をさせていただ
きたいと思
います。

2か所ありまして、議案第11号の令和4年度能登町一般会計補正予算（第
6号）の補正後の予算の総額を「157億6,264万2,000円」と私申
しましたが、正確には「157億6,264万5,000円」であります。

また、議案第45号の能登町教育委員会委員の人事案件につきまして、「委員
の選任」と申し上げましたが、正確には「委員の任命」でありますので、この
場をお借りいたしまして、訂正をさせていただきます。

申し訳ありませんでした。

議長（金七祐太郎）

以上で提案理由の説明が終わりました。

日程の順序変更

議長（金七祐太郎）

お諮りします。

この際、日程の順序を変更し、日程第43、議案第43号「能登町固定資産
評価審査委員会委員の選任について」から、日程第45、議案第45号「能登
町教育委員会委員の任命について」までの3件を先に審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第43、議案第43号「能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について」から、日程第45、議案第45号「能登町教育委員会委員の任命について」までの3件を先に審議することに決定しました。

議案第43号～議案第45号

議長（金七祐太郎）

ただいま先議することに決定しました議案第43号「能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について」から、議案第45号「能登町教育委員会委員の任命について」までの3件を議題とします。

質疑、討論の省略

議長（金七祐太郎）

お諮りします。

議案第43号から議案第45号までは人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、議案第43号から議案第45号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

議長（金七祐太郎）

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

議案第43号「能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、能登町字石井、江端由爾氏の選任につき、同意することに賛成する諸君の起立を求め

ます。

(賛成者起立)

議長（金七祐太郎）

ありがとうございます。

ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第43号は、原案のとおり同意とすることに決定いたしました。

次に、議案第44号「能登町公平委員会委員の選任について」、能登町字鶴川、角弘子氏の選任につき、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（金七祐太郎）

ありがとうございます。

ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第44号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第45号「能登町教育委員会委員の任命について」、能登町字宇出津、上結謙一郎氏の任命につき、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（金七祐太郎）

ありがとうございます。

ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第45号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

質 疑

議長（金七祐太郎）

次に、議案第4号「令和5年度能登町一般会計予算」から、議案第42号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」までの39件についての

質疑を行います。

質疑は大綱的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

2番 吉田義法議員。

2番（吉田義法）

説明資料のナンバー4。5ページに示してあります結婚新生活支援事業について質問します。

婚姻届を提出し、受理される期限と補助対象期限が同じであります。恩恵を受ける期間に差が生じるというふうに思います。例えば、受理されてから半年とか1年とかだと平等に恩恵が受けられるんじゃないかなというふうに思います。その辺についてお答えしていただきたいということと、同じページで、4年度の実績を見込んだ予算ということでありました。5年度中の対象全世帯に交付したい考えだというふうに思います。見込みを超える場合の対応をお答えください。

続いて、もう1点質問させていただきます。

資料ナンバー2番、当初予算書。

6目文化財保護費ということで、城山施設の4施設を廃止し、その中の収蔵物を運搬というふうになっております。

4施設を解体とありますが、郷土館や民俗資料館そのものが貴重なものではないかというふうに思います。町で保存することができなければ、貸出しや譲渡など保存の道を考えるのもよいのではないかと思います。お答えください。

以上です。

議長（金七祐太郎）

内糸住民課長。

住民課長（内糸英和）

結婚新生活支援事業についてでございますが、この制度につきましては、交付金事業で単年度、単年度で事業を継続するというものでございます。

資料に記載の補助期間ですが、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとなっておりますが、来年度も更新されるという事業でございます。

それで、例えば年度内にその補助決定した額の上限にいかなかった場合につきましては、翌年度に支払いができるという制度になっております。

それと、令和5年度の見込件数でございますが、一応8件で申請しておりますが、これを超える状況になりましたら、また補正予算のお願いをすることに

なろうかと思えます。また、年度末に来まして申請が出てきた場合につきましては、当該年度に申請の手続をしていただきまして、その支払いができなかった分については翌年度に支払うということでご理解願いたいと思えます。

議長（金七祐太郎）

今井教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（今井久幸）

遠島山公園内の4施設でございますが、これにつきましては個別施設計画に基づいて、いずれも耐用年数を超えて老朽化した建物が多いということで廃止をさせていただきたいと思っております。

現状ですけれども、屋根のカヤが傷んだり、あるいはコケが生えたり、雨漏り等もしている状態であります。寄贈された方のお気持ちを思うと苦渋の選択でございますが、この計画にあるとお進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

結婚新生活支援事業について確認させていただきます。

満額に満たなかったら次の年にもとありますけれども、期間は設けないんですか。

議長（金七祐太郎）

内糸住民課長。

住民課長（内糸英和）

国の要綱では、例えば前年度に補助の決定を受けた場合は、その翌年度といえますか、そのときに上限に達するまで一応補助ができると。さらにその翌年というのはないと思えます。

以上です。

議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

城山の先ほど申し上げました2施設につきましては、建物自体が貴重ななというふうに私は思います。また、教育常任委員会のほうで、また審議していたらいいかなというふうに思います。

以上です。

議長（金七祐太郎）

ほかにありませんか。

5番 田端議員。

5番（田端雄市）

待望であったひまわりカードの発行が今回事業として上がってきました。これをスタートするに当たりまして、商店街の参加事業者の割合とか、今のスタートするに当たってどのような状況にスタートしようとしているのか、具体的にちょっと教えていただきたいと思います。

議長（金七祐太郎）

山下ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長（山下栄治）

令和5年度に予定しておりますひまわりカードの全町の拡大についてでございます。

現在、内浦商店連盟のほうでは、内浦のほうでカード加入の店舗数は36店舗というふうに聞いております。カード保持者が約3,000名というふうに聞いておりますので、全町拡大に当たってですが、これは今想定です。そういった割合等を想定いたしますと、参加店舗数については約100店舗、カードの普及に関しましては約1万人程度の方に普及できればという思いで、予算措置等を計上しております。

以上です。

議長（金七祐太郎）

5番 田端議員。

5番（田端雄市）

このカードの事業を始めるに当たっては、事業者、店舗の中においては機器なんかも必要だと思いますけれども、機械が必要だと思うんだけど、それに対

しての導入の費用とか、そしてこちらのほうから町から支援する割合とかそういったものを教えてもらえますか。

議長（金七祐太郎）

山下ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長（山下栄治）

導入に当たって必要となります店舗様への端末機器等々の機器類については、補助を行うこととしております。予算計上をお願いしております機器への補助は、消費税を除く機器本体価格の10分の10ということで考えております。

ひまわりカードにつきましては、こちらは全町民対象に全額町負担で配布を行うものとしております。

議長（金七祐太郎）

5番 田端議員。

5番（田端雄市）

確認ですけど、そしたら事業者にも負担は要らない、それからもちろん町民は負担要らないということで進めていくということでもいいんですか。

議長（金七祐太郎）

山下ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長（山下栄治）

導入に当たっての機器等の、もちろん消費税相当分は負担していただきます。また、月々の使用料、通信料等をご負担いただくこととなります。

また、あと今、カード配布に当たりましては1,000円を上限としてですが、現金をカードにチャージされた方には10%、1,000円上限で10%ですから、1万円チャージされたら1,000円までをプレミアムポイントとして付与することとしております。これをもってカードの拡充も図りたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

議長（金七祐太郎）

ほかに質疑はありませんか。

4番 馬場議員。

4番（馬場等）

また、財源のほうをちょっとお聞きしたいと思います。

役場跡地、大屋根広場ですね。2億5,161万円。それと、統合保育所7億9,383万円。これの財源をちょっと教えてください。財源って地方債、何を使うのか。それをお願いしたい。

それともう一つ、当初予算書の35ページの町債ですね。町債の本年度予算額とか、衛生債とか農林水産業債とか、ずっと明細書いてあります。それに対して、144ページの当該年度中起債見込額というところがあります。地方残高のところですね。ここに当該年度中増減見込というところに当該年度中起債見込額、この金額と予算で出された、本年度予算額の例えば商工債とか金額が違うのは、これはなぜなんですか。説明をしてほしいなと思いました。予算額と当年度起債見込額がちょっと違っているというか、これはどういうふうに見ればいいのか、教えてほしい。

それと最後に、同じ100ページの消費者行政推進事業、金額は少ないんですけど、この事業の中身を教えてください。

この3つお願いいたします。

休 憩

議長（金七祐太郎）

暫時休憩します。（午前11時48分）

再 開

議長（金七祐太郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前11時53分再開）

諸角企画財政課長。

企画財政課長（諸角勝則）

大屋根広場の財源と、それから統合保育所の財源の内訳なんですけれども、大屋根広場につきましては過疎債を充てます。それから、保育所につきましては過疎債と、それから施設整備事業債というものを半分ずつ入れる予定で今のところしております。

あと、先ほどの財源のほうで数字が合わないんじゃないかという話なんですけれども、例えばの例で言いますと、35ページの民生債のほうでは8億ほど

の金額が上がっております。そちらのほうは144ページの民生債のほうには数字が現れておりませんが、こちらにつきましては先ほど申したとおり起債のほうは過疎債と、それから施設整備債のほうになるもので、そちらに数字が入っているもので、こちらのほうにはゼロになっておるといような形で確認のほうをお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（金七祐太郎）

内糸住民課長。

住民課長（内糸英和）

消費者行政推進事業についてであります。こちらの内容としましては、消費者トラブルの未然防止に向けた啓発グッズやチラシの作成費を計上しております。トラブルになった場合の相談窓口として、188番のダイヤル等の連絡先も掲載する予定にしております。

以上です。

議長（金七祐太郎）

4番 馬場議員。

4番（馬場等）

大屋根と統合保育所、地方債の種類は分かりましたけど、これ金額は分からないということですね。今のところ。

それと、統合保育所に過疎債ともう一つ、施設という何か地方債を言われたと思うんですけど、その施設のほうは、例えば事業に対して100%なのか、地方交付税措置でどれぐらい返ってくるのか。その施設債、それ教えてください。過疎債は分かります。100%と70%。

議長（金七祐太郎）

諸角企画財政課長。

企画財政課長（諸角勝則）

そうしましたら、大屋根のほうの金額なんですけど、2億4,870万円。それから、総合整備事業債のほうの金額なんですけれども、過疎分として3億9,540万円、それから施設整備事業分として3億5,360万円。こちらの施設整備債の充当のほうなんですけど、こちらは過疎債と同じく100分の70ということで交付税算入がなっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（金七祐太郎）

4番 馬場議員。

4番（馬場等）

以上です。

ありがとうございます。

議長（金七祐太郎）

ほかに質疑ありませんか。

11番 向峠議員。

11番（向峠茂人）

時間も押してますので一つだけ。

補正の第6款農林水産費861万2,000円追加してあります。その中で、第3目の農業振興費で、中山間地域直接支払事業とか多面的機能支払事業、そしてまた環境保全型農業直接支払事業、中山間地は73協定と私は記憶しておりますし、多面的も77組織かと聞いています。そして、環境保全のほうは8で、約150の組織があるやに私は把握は把握しています。

昨今見ていますと、新聞等でこの協定の支払いのいろいろな問題が指摘されています。当町も約、今私が述べたとおり150ほどの組織がありますけど、町としてきちっと協定の指導をなされているのか、まずそれをお答えいただきたいと思います。

議長（金七祐太郎）

向井農林水産課長。

農林水産課長（向井豊人）

お答えします。

今、能登町としてどうなっておるかという話でございますね。

まず、多面的機能支払いにつきましては、各集落、各協定ございまして、各集落の交付金を基に、中山間支払事業と多面的機能のこの2つの事業なんですが、お互いが交付金の何割かとお金を出し合って事務員を募集……、ちょっとすみません。ぱつとうまく言えないんですけど。

まず、多面的機能支払いにつきましては、各組織の交付金の9%を原資に能登町広域協定運営委員会というものを立ち上げて、その上に日本型直接支払運

営委員会というのがあります。そこで事務をしているということになります。

中山間地域等直接支払いについては、各集落の交付金の1%プラス2,000円をお金を出し合いまして、その日本型直接支払運営委員会というところに事務をお願いしてやっておると。

それから、その事務局で……。

すみません。今、指導はどうなっておるかということでございますけれども、まず基本的に指導は適切にしておると。指導をチェックする専任の職員もいます。その専任の職員につきましては、先ほど申し上げました各地区がお金を出し合って日本型直接支払運営委員会事務局というところに2人の専任職員を置いて、決算書なりのチェックを行っておるというところでございます。

議長（金七祐太郎）

11番 向峠議員。

11番（向峠茂人）

苦しい答弁やったね。

何でかというのと、ちょっと私、今ある、集落は言えませんが、収支決算をきちっとしないと。ペーパーだけでもいいさけ配ってくれと言うけど、それもしないと、そういう協定があるらしいんですよ。だから、さっき私が指導していますかと言うたのは、協定書に1%の出し合いして事務員を雇うとかそれもいいですけど、やっぱり町は交付金の扱いをしておるんやから、きちっとやっぱり指導しないと。年に1回は収支決算の総会を開くなり、そうしていかんと、またマスコミ等に報道になってから、ああでもなかった、こうでもなかったというのでなくて、税金を使っているんやから、やっぱりきちっとそういう指導をしていくことが大事だと私は思いますので、答弁は要りませんから、頼むよ。

議長（金七祐太郎）

ほかに質疑はありませんか。

8番 市濱議員。

8番（市濱等）

3点ばかりお願いいたします。

当初予算書90ページの6款農林水産業費、3目の農業振興費のうち12節ブルーベリー普及事業、このことについて、昨年度よりか409万6,000円ほど減額になっております。どのような原因なのか、説明をお願いしたい。

それからもう1点、同じく94ページ、6款の1項農業費、5目農地費です。

ほ場整備1億2,568万3,000円について、補助金、負担金について昨年は3,823万円の事業でありましたが、大幅増になっておりますが、原因についてお話を聞きたいなと思います。

それからもう1点、いいですか。106ページ、8款土木費の2項3目6億8,880万8,000円について、説明欄、社会資本整備総合交付金事業2億1,604万円について説明をお願いをいたします。

そしてまた、もう一つ、同じく地方創生道整備推進交付金事業1億860万円、これについてもちょっと説明していただきたい。

もう一つ、同じく道路メンテナンス事業の1億9,650万円、詳細が分かったら教えていただきたい。

ただ、これは今いろいろと細かく言うのが何でしたら、また資料にでもしていただければありがたい。

議長（金七祐太郎）

向井農林水産課長。

農林水産課長（向井豊人）

それでは、予算書90ページの農業振興対策事業の12節委託料でブルーベリー普及事業の400万ほど下がっておる理由ということでございます。

この委託料につきましては、ブルーベリーを町内農家に普及し、生産量の増大を図ることと、需要の高い品種の選定とその苗木生産、優良果実生産のための技術指導に対する業務の委託料ということになっております。

この委託料の算定につきましては、今までは指定管理料算定方式、これは全ての経費の積み上げです。それに加えまして業務外収入、これは冬場の除雪費等なんです、これを見込んで算定方式を使って算定していましたが、令和5年度からは、先ほど申し上げました普及事業に特化した形で原価及び人件費を算定しまして、それらを直接経費として諸経費を掛け合わせて委託料を算定した結果というふうになりました。

それと、91ページの6段目に補助金で農業生産振興対策事業40万円というふうなものがございますが、これは昨年度まではこの委託料の中に含まれていました。これは、ブルーベリーの苗木代に係る経費の一部を補助するものなんです、分かりやすくするために外出しをさせていただきました。これが主な要因になります。

それから、94ページの県営ほ場整備事業で大幅に増えたのはなぜかということですが、令和4年度当初につきましては、議員さんおっしゃられた3,823万円でした。これは県営の負担金なので、県のほうが骨格予算と

ということでございまして、6月の補正に町のほうではそれを受けまして4,596万9,000円の補正予算を計上しております。合計8,411万9,000円ということになります。それに今、令和5年度の予算額の差にしてもまだ4,000万ほど増となっていますが、その主な要因につきましては、補助金で高生産性農業集積促進事業の7,438万3,000円ということになります。これは、事業完了した2地区の地元負担金借入れ相当分を国、県の補助を受けて地元の協議会へ交付する、この金額が増えている原因でございまして、農林水産課は以上です。

議長（金七祐太郎）

兄後建設水道課長。

建設水道課長（兄後修一）

106ページの事業についてご説明するようにということです。

まず、社会資本整備総合交付金事業2億1,604万、これは道路改良が5路線、のり面の対策箇所が2路線、消雪を検討する箇所が1か所、道路の施設点検については、今年のはり面、そして道路にある構造物を点検する予定としております。また、雪寒指定路線というのが222キロございます。幹線が主なんですけれども、この幹線に固定費、それから除雪委託料、それから消雪の電気代ということで交付金を充ててもいいですよという予算として2,000万を計上させていただいております。

また、地方創生道整備推進交付金事業1億860万という計上ですが、この道整備という事業については、農林水産業とタイアップして、広域道路であるとか、それから場所が全部の箇所ではないんですけれども、農林水産業に関わる地域に対して道整備をしてもよろしいですよという形での交付金事業です。それで、側溝の改修と、それから舗装の改修をできればまとまった単位とする事業として7路線、道路の改良事業ということで2路線、のり面の対策事業を2路線ということで、計上しております。

道路のメンテナンス事業というのは、補助事業に交付金事業から特化して変わった事業であります。これについては、委託料で長寿命化計画、橋梁の点検ですね。今年は67か所、そして補修をしたほうがいいか、架け替えをしたほうがいいかというような設計費調査をして、架け替えが必要となりました上地内の新五朗河原橋の架け替えであるとか、松波の港橋、これは補修ができるんじゃないかということで、アセットに努めるというような事業であります。

以上でよろしいでしょうか。

議長（金七祐太郎）

8番 市濱議員。

8番（市濱等）

まず、農林課です。409万6,000円の差額、前年度まではどういうふうな決算をされておったのか、もう一度。今年度まではどういう決算をするのか、予算書にちょっと見えないなと私は思うもので、ちょっと後で説明していただけるかね。

それと、建設課。細かい路線の詳細というのが、私らに見せていただけるのかな。どうですか。

議長（金七祐太郎）

市濱議員、今回は今の議題に沿った質疑なので、前年度の決算のことを言われてますか。

8番（市濱等）

質問は、前年度と予算の増額が違うから、前年度はどうでということの説明しておるがで、分かりませんか。

後でそしたら説明してください。いいですか。

議長（金七祐太郎）

兄後建設水道課長。

建設水道課長（兄後修一）

各事業の路線、それから詳細をお示しするというお話ですけれども、まず常任委員会でご説明を差し上げて、箇所図であるとか、それから詳細な延長であるとか事業費についてまではご提示できないかもしれませんが、こういう形での箇所図と、それから路線名はお示しできるのではないかなと思いますので、資料を出しなさいということであれば、皆様に全員の方に資料を作ってご提示するように検討、執行部で調整させていただくということによろしいですか。

議長（金七祐太郎）

8番 市濱議員。

8番（市濱等）

今、課長お話しされましたけど、そういうふうな方法でよろしくお願ひします。

議長（金七祐太郎）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

常任委員会付託

議長（金七祐太郎）

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第4号から議案第42号までの39件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第42号までの39件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

休会決議

議長（金七祐太郎）

日程第46、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

委員会審査等のため、明日から12日までの6日間を休会としたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、明日から12日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

次会は、3月13日午前10時から会議を開きます。

散 会

議長（金七祐太郎）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散 会（午後0時14分）

開 議（午前10時00分）

開 議

議長（金七祐太郎）

ただいまの出席議員数は13人で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長（金七祐太郎）

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の形式は一問一答方式とし、質問者の持ち時間は答弁の時間を含まず30分以内となっておりますので、よろしくお願いたします。また、質問の回数は質疑と同様に原則として1つの質問事項に対し3回までとなっておりますので、遵守されますようお願いいたします。なお、関連質問についても申合せ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許可します。

1番 小浦議員。

1番（小浦肇）

質問に入る前に、少しお話をさせていただきます。

1月末から2月にかけて、執行部門を理解するために教育委員会並びに各部門を訪問させていただきました。部門長及び担当者と面談させていただき、職務内容や予算遂行状況及び考え方などの説明を受け、数点の疑問点をヒアリングさせていただきました。その中で、第2期能登町創生総合戦略の内容を知り、町長の強いリーダーシップを随所に感じるとともに、僭越ですが各部門しっかりと取組されているということを私は経験は浅いんですけども感じ取りました。忙しい中、対応していただいた教育長をはじめ、そして各部門長及び担当者には、この場をお借りして感謝を申し上げます。

では、質問に移ります。

3年を経過しようとしている第2期能登町創生総合戦略の取組状況について、町長の評価をお聞かせください。

私は、のと未来会議に時々参加しており、その中で交流、関係人口が増えて

いるなというふうに実感しておりますので、基本理念の「若者が集い」をキーワードにご説明していただくと大変分かりやすいので、よろしくお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

第2期能登町創生総合戦略というのは、令和2年度から6年度までの5年間を計画期間といたしております、その目指す姿というのを「若者が集い、能登の暮らしを受け継ぐまち」というふうに行っているものでございまして、4つの戦略、戦略1から戦略4までの4つの基本方針によりまして、数値目標と重要業績評価指数、いわゆるKPIというものですが、を定めており、具体的な施策に取り組んでいるところでございます。

また、数値目標やKPIは、創生総合戦略推進会議という外部団体の会議において効果検証をしていただくことになってございます。

また、事務を担当する地域戦略推進室には6つの庁内の課、局からそれぞれ職員を1名ずつ、計6名を兼任職員として配置いたしまして、調査、審査に取り組んでいただいております。

ご質問の取組状況における評価といたしましては、本年度の当初予算において、創生総合戦略を踏まえた人口減少対策、また関係人口創出のさらなる推進をすべく編成をいたしまして、取組につきましては議員各位をはじめまして町民の皆様、職員、そして関係人口となる方々がチームとなって数値目標やKPIの指数の達成に取り組んでいただけたものと私自身大きく評価をしているとともに、そのお力添えに対しまして感謝を申し上げたいというふうに思っております。

特に、戦略2の「人と人の交流を深め、賑わいを創出し、能登町で暮らす「ひと」の流れをつくる」ということにつきましては、首都圏大手企業との関係人口の創出を図ることによりまして、徐々にではありますけれども当町とのつながりが生まれているものというふうに感じているところでもありますので、よろしくお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

1番 小浦議員。

1番（小浦肇）

今の町長の答弁からして、取組体制とチーム力並びに遂行状況を高く評価されているということを理解しました。

先日、訪問時に、私は各部門がしっかり取組されていると感じたその根拠としまして、町長が各部門にお考えをしっかりと伝え、そして評価されている。各部門の管理のサークル、俗に言うP D C Aがしっかり回っているんじゃないかなど、そのように感じて、今の答弁をお聞きして再確認いたしました。

それでは次の質問に移りますけれども、特に戦略2と言われましたので、戦略2の具体的な遂行状況などをお聞かせいただきたいと思います。

議長（金七祐太郎）

小川ふるさと振興課担当課長。

ふるさと振興課担当課長（小川勝則）

それでは、小浦議員のご質問に私のほうから答弁をさせていただきます。

戦略2における遂行状況を示せということでございますが、当町創生総合戦略では、それぞれの戦略において具体的な施策を掲げ、主な事業、取組をそこに示しているところでございます。

そのうち戦略2では、3つの具体的な施策と2つの数値目標、6つの重要業績指数、K P I及び23の事業や取組を掲げております。

特に、6つのK P Iのうち中学3年生の町に愛着を感じる割合、これについては令和2年度69.9%でございました。この実績を基準値として、令和6年度に向けて目標値を81.4%に設定しております。令和3年度の実績では88.3%、令和4年度の実績においては90.5%となっております。既に目標値を達成している状況にあります。

次に、23の主な事業の中から、能登高等学校魅力化プロジェクト、これについては、まちなか鳳雛塾の運営、鳳雛ゼミの開催、地域留学生の受入れ、能登高校を応援する会の運営などにより、令和5年度能登高等学校一般入試の出願で、普通科においては、去年は0.75倍でございましたが今年は1.10倍と前年比1.46倍増加しております。奥能登2市2町において、1倍を超えた学校は能登高等学校のみでございます。

また、企業版ふるさと納税については、能登高等学校魅力化プロジェクトへの充当希望として、町外の企業様より総額640万円のご寄附をいただいております。

3つの具体的な施策の関係人口から定住人口への展開、これについては、定住促進協議会や興能信用金庫様、商工会様のご尽力の下、ノトクロスポートを拠点として各種活動を展開しているところでございます。

ノトクロスポートでは、ワーケーションをはじめ、のと未来会議、ローカルシフトアカデミー、東京大学フィールドスタディなどの事業を展開し、今年度においては2,192名の利用実績と135組の移住定住相談、8組16名の移住、企業2社のサテライトオフィス登録がございました。

中学3年生の町に愛着を感じる割合の増加、能登高等学校の魅力化、そして関係人口の創出が図られ、戦略の目指す姿である「若者が集い、能登の暮らしを受け継ぐまち」、これに向けて遂行しているのが状況でございます。

以上です。

議長（金七祐太郎）

1番 小浦議員。

1番（小浦肇）

答弁いただきました内容をしっかり確認いたしました。特に能登高は、能登でも1.0倍を超えるというのはなかなか大変ではないかなというふうに思います。

また、関係人口、交流人口が増えているなというのは肌で感じておりましたので、これをまた多く町民の方にPRする手段なども検討していただければなと思います。

では、次の質問に移ります。

今、担当課長から報告されました大きな成果を今後どのようにしてつないでいくのか、主要施策のご説明を町長よりお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

取組の成果を継続していく主要施策、考え方ということでございますけれども、本年度の成果というのを踏まえまして、令和5年度において主要事業として、誰もが住み続けたくなるまちづくりの推進といたしまして、定住人口への展開をさらに充実させるため、住宅助成金制度というのを新たに設けていただきました。

また、「若者が集い、能登の暮らしを受け継ぐまち」というところのさらなる進展と定住促進というのを図るために、若者や子育て、UIターン者に対しまして、引っ越しから住宅取得など住環境に対する費用の一部を補助する制度も新たに新設いたしました。

具体的に、定住住宅助成金というのは、全町民に対しまして住宅取得等に要する費用の最大で10%を助成するというものでございまして、新築住宅の購入というところでは最大でありますけれども300万円まで、そして中古住宅の購入では最大で100万円まで、そして住宅改修というところは最大で50万円までを助成するというものでございます。

なお、助成金交付額の約10%相当額を町の商工会の共通商品券で交付をする予定としてございます。

そして、移住促進引越費用補助金ということで、県外から町に移住する40歳未満の世帯構成員などを対象に、一律、引っ越し費用として5万円を補助するというものであります。

そしてもう一つは、移住定住支援事業補助金ということでありまして、奥能登の2市2町以外からのUIターン者を対象に家賃の2分の1、上限月額2万円までを最大3年間継続して補助するというものでございます。

また、能登高等学校のさらなる魅力化を推進するというもので、まちなか鳳雛塾をNTT能都ビルの1階へ移転することにしております。移転後は、鳳雛ゼミのさらなる展開や、若者が集い愛着を持つ割合の維持というのを保ちまして、創生総合戦略の実現を進めてまいり所存であります。

私といたしましては、この町に住んでよかったと幸せを実感できるまちづくりの実現のために、あらゆる分野を俯瞰的な視点で見詰めまして、持続可能性のある施策により、5年後、10年後をイメージしながら創生総合戦略に基づきまして、人口減少問題、関係人口の創出に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（金七祐太郎）

1番 小浦議員。

1番（小浦肇）

町長の3つの具体的施策をお聞きしまして、私の魂にしっかりと響きましたので、これは大変効果を期待できるのではないかなというふうに考えております。

この施策がうまくいけば、というか、いくように動いて、若者が能登に集い能登町を盛り上げてくれるということは、近い将来に実現するのではないかなと期待しております。

また、今回のQ&Aで町長が第2期能登町創生総合戦略を基に、しっかりと町政のかじ取りをなされているということを理解できました。

それでは、続けて2つの目の質問に移らせていただきます。

質問の前に少しだけお話をさせていただくんですけども、第2弾マイナンバーポイントキャンペーンが始まり、昨年12月よりカード取得やポイント申請が急激に増えました。結果、住民課の受付窓口が混雑する光景がよく見られ、私は登庁するたびにその光景を見ておりました。

しかし、ある時期より、コンシェルジュを配置し、椅子や窓口を増やし、特別対応されているということを知りました。その頑張った取組内容とカードの取得状況を確認させていただきます。

では、具体的質問に移ります。令和3年度末、それから令和4年9月末、令和5年1月末のマイナンバーカード取得実績を織り込み、主な取組をお聞かせください。

議長（金七祐太郎）

内糸住民課長。

住民課長（内糸英和）

小浦議員のご質問に私のほうから答弁させていただきます。

マイナンバーカードの取得率の状況であります。総務省公表データによりますと、令和3年度末時点では37.7%で県内19位、令和4年9月末には46.4%の県内17位、令和5年1月末では67.2%の県内7位、直近の令和5年2月末では72.8%の県内5位の状況となっております。

マイナンバーカード取得に向けての取組では、まず広報活動として、毎月の広報やホームページに掲載のほか、有線テレビにて民間のテレビで放送されているCMや総務大臣メッセージの放送を行いました。

令和3年4月からは、住民課で毎月第2土曜日の9時から12時まで、マイナンバーカードの臨時窓口を開設したほか、同年5月からは職員が直接企業や各種団体、能登高等学校などに出向いてマイナンバーカードの申請をサポートする出張申請サポートにより、令和5年2月末までに366人の申請受付を行ったことや、令和4年5月から11月にかけては業務委託による商業施設や各公民館での出張申請サポートにより595人の申請受付を行いました。

令和4年12月からは、国の施策であるマイナポイント申請や取得の延長及び健康保険証として利用が示されたこと、また、当町の施策であるマイナンバーカード取得者に商品券を交付することが重なることで、窓口の混雑が想定されましたので、会計年度任用職員1名を採用しまして、平日は住民課窓口を4か所の職員7名体制から窓口5か所の10名体制とし、毎月第2土曜日の臨時窓口では職員2名体制から5名体制とした上で、マイナンバーカードの申請や受取り、マイナポイント付けなど来庁目的を事前に聞き取り、その内容に応じ

て各窓口に振り分けて対応しております。

また、申請専用タブレット機器の導入により申請所要時間を1人15分程度から5分程度に時間短縮を行いながら来庁者の待ち時間を最小限になるよう努めてきておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

議長（金七祐太郎）

1番 小浦議員。

1番（小浦肇）

当初、県内19団体のうち16位ぐらいで、数%だったところ、72.8%の取得率で、かつ県内5位、そして出張申請などをされたということで、大変職員一同頑張ったなという、そういうようなことを私は感じました。その結果の数字だろうなというふうに思います。

では、次の質問に移ります。

取得したカードを町民がスムーズに活用できるのか。町内医療機関、薬局のオンライン資格確認システムの導入状況などをお聞きしたいんですけれども、よろしく申し上げます。

また、システムを導入されていない機関が多い場合、町から何かしらの働きかけをかけるのか、または導入済みが多い場合、町民に安心してカードが活用できる旨周知するなどのアクションをされるのか、お答えをお願いします。

議長（金七祐太郎）

西谷幸一健康福祉課長。

健康福祉課長（西谷幸一）

小浦議員のご質問に答弁させていただきます。

町内医療機関、薬局のオンライン資格確認システムの導入状況についてですが、3月1日現在時点ではありますが、町内医療機関では14機関のうち8医療機関、薬局では機器の設置が必要な9つの調剤薬局のうち7薬局では既に利用できる状態となっております。専用機器の接続の順番待ちの医療機関、薬局もあり、順調に進んでいるものと思われれます。なお、公立宇出津総合病院、町国保会計直営の瑞穂診療所では既に利用は可能となっております。

また、以前より各医療機関や薬局には個別に周知されていることに加え、町内の進捗状況からも町からの導入のお願いは不要であり、カードを活用できる旨を周知することに関しましては、国では、利用できる医療機関や薬局には順次ステッカーやポスターが掲示され利用の際の目印とされるとしておりますの

で、町から改めての周知についても不要と考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（金七祐太郎）

1 番 小浦議員。

1 番（小浦肇）

多少の遅れがあるようではございますけれども、導入に向けて各機関、取り組んでいることが理解できました。

また、周知については不要ということで、しっかりした国からの周知もあり、そして各機関、ステッカーなどで町民に知らしめることができると思っていますので、私はこの答弁にて安心いたしました。

ということで、マイナンバーカードの取得率向上で、当町もデジタル化に近づいているんだろうな、少しずつではございますけれども前進しているんだろうなということを述べまして、今回の質問を終わりにいたします。

議長（金七祐太郎）

以上で、1 番 小浦議員の一般質問を終わります。

次に、2 番 吉田議員。

2 番（吉田義法）

改めて、おはようございます。

質問に入る前に、少しだけ話をさせていただきます。

3月8日に開幕したWBC、いわゆるワールド・ベースボール・クラシック、国別対抗で野球世界一を決める大会ですが、今大会は20チームが参加し、日本や台湾、アメリカで1次ラウンドが行われております。野球のルールを知らない方も、大谷翔平選手やダルビッシュ投手のことは知っていると思います。そして、連日テレビで観戦している方も多いのではないのでしょうか。

日本はプールBで、韓国、オーストラリア、中国、チェコの4か国と戦い、昨日もオーストラリアに勝利し、既に4戦全勝で2次ラウンド進出を決めています。3大会ぶりの優勝も目指せるチーム力があり、まだまだ先も楽しめると思っております。

このWBCの特徴としては、どの国に属するかは本人の国籍のほかに親が生まれた国の代表となることができます。日本チームにも、アメリカ国籍を持ち、父親がアメリカ人、母親が日本人であるヌートバー選手が所属しています。これまでバッティングは好調で、守備もうまく、グラウンドで躍動している姿が

テレビを通して映し出されております。性格が明るい選手であるためか、ほとんど日本語は話せませんが、チームに溶け込み、よい関係を築いているのが見てとれます。

ほかのチームにも、ヌートバー選手と同じように、実際に国籍がある国ではない国の代表として出場している選手がいます。このルールに関しましては、平和的で、とても寛大なものだというふう感じております。それがゆえに、今大会を観戦しながら、ウクライナ戦争が早急に終結し、平和が戻ることを願わずにはられません。

そして、つくづく現在の日本に生まれてよかったと心より感じております。

また、ほかの野球の話題では、能登町宇出津出身の室峰憲行さんがこの春、星稜大学を卒業され、日本プロ野球独立リーグの石川ミリオンスターズに入団され、プロの道に進みます。室峰憲行投手においては、シーズン通して、けがなどなく思い切り野球を楽しむ姿で能登町の皆さんに元気を、そして子供たちには夢を届けていただきたいと願っております。

それでは、通告のとおり3点質問します。

まず初めに、倒木による被害の防止策として県や町が進める事前伐採について質問します。

近年は、気候変動により温暖化に伴い異常気象が頻発しております。30年に一度や50年に一度といった暴風や大雨の警報が毎年のように発表されております。観測史上初の記録なども出ております。

私が子供の頃、40年前は、12月に入ると外は一面雪に覆われて、翌年の3月の中頃まではしっかりと田畑に雪が残っていました。現在、年内は雪がほとんど積もらない年や、1月でも一度積もった雪が消えてしまうような年もあります。これも温暖化の影響であると思います。

温暖化と聞くと雪が全く降らないというように思いがちですが、大雪になることもあるそうで、年ごとに大きく違いがあります。安定していないのも温暖化の特徴だそうであります。

今期の積雪量としては、特別多かったわけではないと思いますが、12月に湿った重い雪がまとまって降ったため、雪害で倒木による通行止めや断線が多数起きました。町道のほか、国道や県道においても10日前後の通行止めとなりました。停電については4日ほど続いた地区がありましたし、2日間ほど孤立した地区もあったと聞いております。

これほど復旧に時間を要した理由は何でしょうか。再発防止策として、県は3月中に奥能登4市町で私有林での事前伐採を行う方針とありました。能登町においては金山地区で実施するとのことですが、これは県事業でしょうか。また、町はどのようにこの事業に関わるのか、お答えください。

議長（金七祐太郎）

向井農林水産課長。

農林水産課長（向井豊人）

それでは、私のほうから吉田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

昨年12月18日から20日にかけての大雪による倒木被害で、町内においても町道5路線で2日から9日間の通行止めをしなければならない箇所がありました。そのうち2か所は2日間の孤立状態となっております。

復旧までに時間を要した理由につきましては、今回の倒木は電線に寄りかかっている状態が多く、感電のおそれがあるため、道路管理者である町では触ることができず、インフラ管理者である電力会社の対応となったところです。

当町としましては、早期復旧のため作業箇所の除雪など電力会社と協力体制を取っておりましたが、今回は倒木の数に対して電力会社の作業班が少なく、対応が追いつかない状態であったことから復旧が遅れたもので、地区の皆様方におかれましては大変なご不便をおかけしたところでございます。

続いて、私有林の事前伐採について説明いたします。

この事業は国の補助事業であります。森林環境保全整備事業における重要インフラ施設周辺森林整備事業を活用しまして、町が事業主体となり実施するものです。奥能登2市2町がそれぞれモデル地区を選定して実施するもので、当町での今年度実施箇所は、実際に被害のあった地区を優先に考慮し、地元と調整の上、金山地区を選定しております。金山地区の事業費は170万円、事業面積は0.26ヘクタールを見込んでいます。

この事業は、大雪による倒木で孤立集落になることや送電線などのインフラ施設に被害を与えないための予防の措置として森林の事前伐採を行う事業です。具体的には、インフラ施設沿いの森林を奥行き約20メートル皆伐して、その材を集積するものです。経費負担の割合は、補助対象費の9割相当が国及び県の補助金であり、1割相当が町の負担となりますので、よろしく願いいたします。

議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

被害が大きかったところを重点的に先に整備するということ。分かりました。では、県は新年度、県内全域で再発防止策を図るため、インフラ施設周辺の

森林を対象に市町による事前伐採を支援するとあります。実施場所の選定は、町の計画の下で行われるのでしょうか。その際は、地区からの要望は受けますか。

また、私有林での事前伐採は、所有者の同意を得た後、協定を結び伐採とあります。所有者が不明の場所や連絡が取れない場合があると思いますが、そのような場所でも再発防止を図る上で実施が必要だと考えます。そういう場所でも実施できるのか。また、どのような対応を取るのか、答弁願います。

議長（金七祐太郎）

向井農林水産課長。

農林水産課長（向井豊人）

お答えいたします。

新年度に行う事前伐採につきましては、現在のところ詳細はまだ未定でございます。

まずは、今年度事前伐採を行います金山のモデル地区での課題を整理した上で、実際に被害のあった地区、それから補助の条件に見合った地区、そして地権者の同意が得られた地区、これらに合致した地区から実施場所の選定を行おうと考えておるところです。

また、この事業を進めるに当たり、土地所有者との協定書の締結が必須となるということございまして、土地所有者が亡くなられている場合は相続人全員と協定を締結するということとなります。

このことから、所有者が特定できない場所につきましては同意自体が得られませんので、事業化はできないということになりますので、よろしく願います。

議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

現在は決められたとおりやらないと駄目なので、町はどうすることもできないのかなというふうに感じました。

ただ、そういったところはすごく危険でありますので、できるだけ事業ができるように協議していただきたいというふうに思います。

事前伐採は、インフラ施設周辺の森林が対象とあります。この場合のインフラ施設とは電線や道路が主なものと考えますが、住宅地に隣接する森林や樹木

も対象とするべきだと考えます。

私の地区でも、この冬、倒木の被害がありました。通行止めや一時停電となりましたが、一部の箇所では住民により伐採や撤去作業を行いました。これは農山村地区であったため、たまたま必要な道具や技術を持った方がいたからできたことでもあります。

私が言う住宅地に隣接する場所の住宅地とは、市街地のことであります。伐採するための道具や技術を持った方が少ないため、そういった場所も事業の対象とするべきだと考えます。

この事前伐採の事業費と実施予定面積はどのくらいでしょうか。多くの方がこの事業の恩恵を受けるには、対象となる森林の伐採方法が重要であると考えます。皆伐、いわゆる全部切り倒す方法ではなく、間伐を行い面積に対する経費単価を抑え、できるだけ広い範囲で実施できるように考える必要があります。実施の仕方や見解を聞かせてください。

議長（金七祐太郎）

向井農林水産課長。

農林水産課長（向井豊人）

それでは、お答えさせていただきます。

あくまでもこの事業は国の補助をもらって行う事業でございます。補助の趣旨や条件に合致しなくてはなりません。例えば、森林の伐採するべき幅や面積等の基準が設けられているところであります。

確かに議員がおっしゃられる住宅地に隣接する森林や樹木につきましては、今回の事業では難しいと考えているところであります。

また、この事業を進めるに当たりまして、間伐で事業を行いたいと県のほうに事前に相談をいたしました。皆伐がこの事業の条件であるとの回答でございましたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

申し訳ありません。事業費等につきましては、先ほど申しましたとおり実施場所が来年度、未定でございますので、まだ決まっていないところでございます。

議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

これも決まりに従わなければならない。

昨年の12月に倒木の被害が多かったのは、湿った雪がたくさん積もったからだけの事由ではないと考えています。近年では確かに多いほうだとは思いますが、量的にはさほどではないと思っております。

倒木の大きな事由の一つとして、手入れ不足林だった可能性があります。密集しているため樹木が細長く伸び、枝が上部だけになっている。また、斜面に生えている樹木の場合は、日光が当たる片方に枝が偏っているため、雪の重みで倒れやすい状態になっていたと考えられます。

私も私有林で20年近く前に40%ほどの強度間伐を行いました。その山林においては、この冬の倒木被害はほとんどありませんでした。これは間伐により山林全体に日光が入り、枝の偏りが少なくなるとともに、幹が太く成長し、木のバランスがよくなったからだと考えております。

このことから、事前伐採でも皆伐、全部刈り倒すんじゃなくて、間伐で十分に効果があると推測できます。このことについては、森林組合などプロの方の意見を聞いていただければ分かると思います。町より県に実情を伝え、効果的に事業が実施できるようぜひ働きかけてもらいたいと思います。

次の質問に移ります。

森林環境譲与税について質問します。

森林環境譲与税は、森林整備の財源として私有林人工林面積と林業就業者数及び人口による客観的な基準で案分して譲与されております。森林環境譲与税の額が能登町と輪島市では差が大きかったと思いますが、その主な事由は何でしょうか。奥能登4市町の数字も示してください。

また、当町における森林環境譲与税に関する主な事業と効果についてお答えください。

議長（金七祐太郎）

向井農林水産課長。

農林水産課長（向井豊人）

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

森林環境譲与税は、国が基準に従って各市町の譲与額を決めております。その算定方法は、私有林人工林面積が50%、林業就業者数20%、そして人口30%の割合で案分され、交付されております。

令和4年度の奥能登4市町の森林環境譲与税の額ですが、少ないほうから申し上げます。珠洲市2,533万2,000円、穴水町2,545万2,000円、能登町2,773万2,000円、輪島市が7,474万4,000円となります。

次に、私有林人工林面積です。少ないほうから、珠洲市5,911ヘクタール、穴水町6,298ヘクタール、能登町は7,382ヘクタール、輪島市が1万8,232ヘクタールとなります。

また、林業就業者数は、少ないほうからですが、珠洲市44人、穴水町44人、能登町は48人、輪島市が67人となります。

最後に人口です。少ないほうから、穴水町7,890人、珠洲市1万2,929人、能登町1万5,687人、輪島市が2万4,608人となります。

輪島市との森林環境譲与税の差額が大きい事由になりますが、主に森林環境譲与税の基準割合の50%を占める私有林人工林面積が当町の7,382ヘクタールに対しまして輪島市が2.46倍の1万8,232ヘクタールであるため、差額が大きく開いていると考えられます。

続いて、当町の森林環境譲与税を使った主な事業について説明させていただきます。

手入れ不足人工林の間伐を行っております。今年度で申し上げますと、面積は30ヘクタールで費用は2,285万8,000円です。また、そういった間伐を行うための事前に必要な意向調査等の作業を行っております。面積は44ヘクタールで836万円です。そのほか、能登町里山木の駅プロジェクトに係る補助金に充てております。

効果につきましては、手入れ不足の人工林で間伐を行うことにより、木の幹が太く生育し、そして根を張ることで風や雪にも折れにくく、土砂崩れなど土砂災害を防ぐ効果がございます。また、議員おっしゃったとおり林内に光が差し込み、下草などの植物が生い茂ることにより水源涵養機能の向上や多様な生物の生息を維持できるような環境整備が進むこととなり、森林の公益的機能の維持促進に対しまして大きな効果を発揮しておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

課長の説明を聞きまして納得しましたけれども、すごい差がありますね。あと、環境譲与税もしっかり毎年使われているということも分かりました。

それでは、森林環境譲与税の案分基準とされている私有林人工林とは、植林された森林のことを指していると考えます。天然林などより人の手が加えられ経費がかかっているのは確かですが、天然林を管理している林業就業者もいます。人工林より恩恵を受ける周期は早く、利益を上げられる森林です。また、

人工林より天然林のほうが災害にも強いと言われていますが、天然林においても質的、構造的な改造を目的とした更新伐が必要とされております。単に案分基準が人工林に限られているということについての見解。私はおかしいと思うんですけれども、その見解を聞かせてください。

議長（金七祐太郎）

向井農林水産課長。

農林水産課長（向井豊人）

お答えをさせていただきます。

森林環境譲与税の案分基準が人工林に限られていることについてでございますが、これは国が定めた基準でございますので、あくまで推測ではありますが、まずは人工林が荒れていく荒廃状況に対しまして歯止めをかけるために創設されたものと思われますので、よろしく願いをいたします。

議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

制度で決まっていたら、どうしようもない感じですかね。

それでは次の質問に移ります。

能登町で取り組むことができる森林整備事業について質問と提案をします。

日本では、戦後、木材需要が急増し、木材が不足し価格が高騰したため、広葉樹を伐採し杉やヒノキの針葉樹に置き換える政府の造林事業により、現在の人工林総面積約1,000ヘクタールのうち約400ヘクタールが造林されたと言われております。

しかし、高度経済成長とともに産業構造や生活様式が急激に変化したことにより、燃料としていた木炭やまきに代わり化石燃料や電気が使用されるようになったことや、人口流出による過疎化、高齢化、そして外国産材輸入拡大に伴う森林資源利用の縮小などが日本全国の里山の荒廃が進んだ原因となっております。

能登町においては、総面積の7割以上が山林を占めております。手入れ不足林の拡大は林業就業者数に反比例していると思います。

現在、町では林業就業者支援を行っておりますが、林業就業者を支援し、1次産業の一つである林業を活性化させ、町の代表的な産業へと発展させる価値があるのではないのでしょうか。

最近、持続的森林経営が可能な自伐型林業が注目されております。これは世帯や集落など小規模で行う林業で、大型機械は不要で、初期投資費用を抑えることができます。初期費用は約300万円から500万円ほどで、チェーンソーやミニバックホウ、林内作業車、軽トラックなどで、最初は一部の機械をレンタルすることによりハードルを下げるすることができます。

自伐型林業の特徴として、長期にわたり間伐を繰り返し、その間、育林も行うため、100年から150年の施業が可能と言われています。ということは、3世代以上にわたり施業が可能ですので、半永久的に施業できる可能性があります。このことにより費用の支援と技術習得の支援に取り組む価値があると考えます。

また、能登町には林業専門職員がいませんが、必要性はありませんか。答弁をお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

当町では現在、林業就業者に対する支援制度というのは行っておりません。

そして、令和2年の国勢調査で当町の林業就業者数というのは48人となっております。前回の平成27年度の国勢調査時から比べますと34人減少しておるといことで、林業就業者の高齢化、また担い手の減少というのが顕著に表れている状況となっております。

おっしゃる支援策につきましては、今後、就業者等の意見、また他の取組事例等を参考にしながら、町の実情に応じた支援策というのを協議をしていきたいというふうに思っております。

また、林業専門員につきましては、県の専門職員と連携を密にしながら林業に対する支援事業を行っておりますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

森林環境譲与税の使い道の中に、林業支援もするというような項目があったかと思しますので、ぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思います。

また、町長がおっしゃるように、林業専門員は県の職員の方もおいでますし、

森林組合にもおいでますので、ぜひ協力していただきたいなというふうに思います。

それでは最後の質問になります。

手入れ不足林とは、主に人工林の手入れ不足の森林のことを指しますが、手入れしなければならぬ森林は人工林に限らず天然林においても必要だと考えます。特に道路や川に面した山林や水源地一帯など、集落単位やもっと大きな範囲で森林を集約化し、整備することが必要だと考えます。

そのような場所を選定し、災害対策、環境整備、林業就業者の技術支援を実施するモデル地区として官民一体となり事業を行う能登町型森林整備事業を提案いたします。能登町でこれは可能でしょうか。答弁をお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

今おっしゃられた議員の事業展開につきましては、今聞いた段階では、制度の細かい内容、あるいはどこが事業実施主体となるのか、また財源、予算の関係もありまして、今の時点ではお答えのしようがありません。

議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

2番（吉田義法）

もう少し内容のある答弁をお願いしたいと思います。今聞いたとおっしゃいましたけれども、事前に通告書を提出しております。あの程度の答弁で納得いくはずがありません。

今日はこれでいいです。

これで私の質問、全て終えましたけれども、最後に私の考えを述べさせていただきます。

制度は必ずしも正確ではありません。実態、実情にそぐわないものがあります。以前はそれでよかったのかもしれませんが、しかし時が流れて今は合わないものもあります。そのような制度や決まり、そういったことは見直すべきです。制度で決まっているから、県や国で決めていることだからどうしようもできません。それではいけません。言い訳にすぎません。見直すものは直ちに見直すべきであります。必要なことは県にでも国でも問い合わせ、正してほしいです。

それができるのは皆さんです。このことを伝え、一般質問を終わります。

議長（金七祐太郎）

以上で、2番 吉田議員の一般質問を終わります。

休 憩

議長（金七祐太郎）

ここでしばらく休憩いたします。11時15分から再開いたします。よろしくお願ひします。（午前11時06分）

再 開

議長（金七祐太郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前11時15分再開）

次に、4番 馬場議員。

4番（馬場等）

私のほうも、一般質問を始める前に少しだけお話をさせていただきます。

今年は東日本大震災が発生してから12年となります。昨年から政府主催の追悼式もなくなりました。3月11日の新聞の1面の扱いも昨年よりもさらに減り、驚いたことに1面で全く扱っていない新聞もありました。

私たちは、東日本大震災があった事実を決して忘れてはならないと思います。今年の2月末現在で、関連死を含む死者、行方不明者、合わせて2万2,212人、2011年に亡くなられた方にとっては今年が13回忌となります。また、2月1日現在、原発事故などによる影響から全国で3万804人の人たちがいまだ避難生活を余儀なくされています。12年の時は過ぎても、あの日、あの時間で時計が止まっている人もまだまだいると思います。改めて犠牲になられた方のご冥福をお祈りするとともに、これからも被災地のことは決して忘れずに、ずっと見守り続けたいと思います。

そして、国外でも今年に入って大きな地震がありました。2月6日に発生したトルコ・シリア地震です。2月24日現在、死者が5万人を超えたとされています。この災害により亡くなられた方のご冥福を祈るとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

能登町では、トルコ・シリア地震で被害を受けられた方の支援のため募金箱が設置されております。設置場所は、能登町役場、内浦総合支所、柳田総合支

所、小木支所、鶴川支所、そして宇出津総合病院です。募金の期間は3月31日までとなっています。募金をしていただいた義援金は、日本赤十字社を通じて現地の救護活動や復興の支援に充てられます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い一般質問を始めます。

今回は身近なことから始めたいと思います。

4月1日より、家庭ごみ、資源の分け方、出し方が一部変更になります。私は家ではごみ出し係なので、皆さんと一緒に変更内容を確認しようと思い、今回の一般質問に上げました。

2月に既に「家庭ごみ・資源 分け方・出し方」の冊子が9年ぶりに改定され、配布されております。加えて、広報のと3月号の裏表紙、そこに主な変更内容が記載されています。

そこでお尋ねします。町として、4月1日から一部変更になる家庭ごみ、資源の分け方、出し方についての周知をどのように行っているのか、お聞かせください。

議長（金七祐太郎）

内糸住民課長。

住民課長（内糸英和）

馬場議員のご質問に私のほうから答弁させていただきます。

奥能登クリーンセンターでは、今までの燃やせるごみの処理方法としてのRDF化施設を廃止して、令和5年1月から新焼却施設の試運転を開始し、同年4月より本格稼働することにしており、町内で排出される一般廃棄物の処理形態について大きく変わるようになります。

近年、急速に進んでいる資源循環型社会の構築に町も対応するよう、また住民の利便性が少しでも図られるよう、新たに変更となる家庭ごみ、資源ごみの分別回収を令和5年4月1日より開始することにしております。

告知につきましては、住民の方々の戸惑いを少しでも解消することを考え、目に触れる機会を増やし、内容を理解していただくため、告知計画を立て、令和5年2月より各種媒体を利用し進めている状況です。

具体的には、令和5年2月に分別冊子を配布し、住民の方々に対し主な変更点を理解していただくため、広報2月号、3月号に掲載を行いました。

また、有線テレビにて「家庭ごみ・資源の分け方、出し方」の特別番組を1日7回の定期に放送していることや、ホームページでは、その特別番組がいつでも視聴できるようデータを載せております。そのほか、住民の方々より説明

のご依頼があった場合には、出前講座による説明会をお受けしており、既に数件の予約を受け実施しております。

さらに、令和5年4月1日からは、スマートフォンにてごみの分別アプリの運用を開始するため、分別冊子にQRコードを掲載したほか、広報4月号にも掲載する予定で進めており、住民の方々の分別区分の変更による戸惑いが少しでも減るよう各種媒体を多様に利用して周知を進めておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

4番 馬場議員。

4番（馬場等）

ありがとうございます。

今の説明の中で、変更内容を町の有線放送の動画で流しているというのが一番分かりやすいかなと思います。

そこで、自分もそれは事前に聞いておりましたので、番組を見ようかなと思いい9チャンネルを入れまして、テレビの番組欄では番組欄を押すと出てきますけれども、そこに見当たらないものですから、せめて有線放送の動画で説明している時間帯、それが分かれば教えてほしいのと、もう一つ、せっかく有線放送を使うのであれば、例えば、これは可能かどうか自分も分からないんですけれども、データ放送みたいなもので絵とか文字を使って、見たいときにすぐにアクセスして見れるような状態というのはできないものではないのでしょうか。お答えください。

議長（金七祐太郎）

蔭田総務課長。

総務課長（蔭田大介）

有線テレビの番組の放送時間のことでご質問がありました。

家庭ごみ、資源の分け方、それから出し方の特別番組の放送開始時間についてお知らせいたします。

まず、午前6時30分、それと午前10時、それから午後0時30分、午後6時30分、午後8時30分、午後10時30分、午前0時30分の1日7回の放送を行っております。

議員ご質問の見たいときにすぐ見られるような文字や絵によるデータ放送等につきましては、現在の有線テレビのシステムでは対応できませんので、ご理

解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長（金七祐太郎）

4番 馬場議員。

4番（馬場等）

ありがとうございます。1日7回ですね。今お聞きして時間帯がこうやって分かれば、朝は6時半、10時、お昼の0時半、それから夕方6時半、夜8時半、10時半と午前0時半ですね。7回。ありがとうございます。

これで有線放送のほうでも、動画ですからね、一番分かりやすいかなと思います。実際に多分見て分かるのは動画かなと思います。

それで、せっかく一般質問、これは生放送です。それで見られる人もたくさんいてほしいと思うんですけども、たくさんいるかなと思いますので、せっかくですからこの機会も利用して、4月1日から変わる主な変更内容について、ポイントだけでも分かりやすく説明をお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

内糸住民課長。

住民課長（内糸英和）

馬場議員のご質問に答弁させていただきます。

今回の分別の主な変更点についてですが、分別区分の名称の変更としまして、従来の「布・ひも類」の区分を「もやせる大型」に変更しております。この区分は、本来、奥能登クリーンセンターで破碎が必要な燃やせるごみとしての区分であり、プラスチック製の衣装ケースやたらいなどを含むものでした。「布・ひも類」という名称でありながら、大きなプラスチックごみが含まれるなど従来から分かりづらさがありましたので、分かりやすさを考え名称変更することとし、これに伴い、衣類や靴や鞆などは「もやせるゴミ」に変更することとしております。

また、新たな分別区分としまして「スプレー缶」をつくりました。これは、今までリサイクルできなかったスプレー缶やカセットガスボンベを今後は鉄資源として利用できるようになったことから区分の見直しを行ったものです。

これと同様に、従来スプリングの弾力力が影響し破碎できずに埋立処分とされていたマットレスやソファについても、今後は奥能登クリーン組合で分解作業を実施することによりリサイクルする形で受け入れることにしております。

また、パッキンがついている飲み物や食料の瓶の蓋類も金属製であれば「もやせない」ごみに分類変更しており、金属類はできるだけリサイクルするように変更しております。

今回、大幅に埋立ごみを見直し、そのほとんどがガラス類や陶磁器などのみとなります。今まで埋立てしていたごみを見直すことによりまして、リサイクルによる資源化に向けた循環型社会の形成に取り組んでいく考えでありますので、ご理解願います。

議長（金七祐太郎）

4番 馬場議員。

4番（馬場等）

ありがとうございます。4月1日まではもう少し日がありますから、なるべく皆さん、自分も含めて、事前にごみの出し方を学んでいきたいと思えます。

次の質問に行きます。

次の質問は、地域公共交通についてです。

私は、昨年12月議会の一般質問で予約制乗合タクシー事業について取り上げました。昨年の4月1日より予約制乗合タクシーの利用料金は能登町内ならどこから乗っても片道一律700円になりました。それ以降、利用者が2倍と順調に推移し、先月は聞いたところでは前年の4倍に近いと聞いています。もちろんそれには町の地道な周知活動の効果が表れてきているものと思います。

今回、私が取り上げるのは、のと里山空港ふるさとタクシーについて取り上げます。ちょっと長いので、ふるさとタクシーと呼び替えさせていただきます。

皆さんも御存じだと思いますが、以前、ふるさとタクシーは飛行機を利用する人しか利用できませんでした。現在は、飛行機を利用しない人でも前日に予約をすれば利用できるようになりました。それなのに利用人数は伸びていません。

私は、その理由が2つあると思います。

1つは、利用料金です。予約制乗合タクシーのように、ふるさとタクシーは利用料金が能登町内均一ではありません。内浦地区だけが1,300円、そのほかの地区は900円です。事業主体が能登町でないことは分かりますが、珠洲市は一律1,300円と、能登半島の先端の禄剛崎からでも1,300円です。ふるさとタクシーも予約制乗合タクシーのように能登町内、料金を均一にすべきだと思いますが、なぜそうできないのかお答えください。

議長（金七祐太郎）

諸角企画財政課長。

企画財政課長（諸角勝則）

馬場議員のご質問のほうにお答えしたいと思います。

のと里山空港ふるさとタクシーにつきましては、のと里山空港の利用促進を図るため、県内の交通事業者や関係市町などで構成されている能登半島広域観光協会が事業主体となり運行しているものでございます。

利用料金につきましては、空港からの距離に応じた料金体系となっており、能都地区、柳田地区は片道900円、内浦地区につきましては議員のおっしゃるとおり1,300円となっております。

能登半島広域観光協会のほうに確認しましたところ、今のところ区域の見直しを含めた料金改定の予定はないということでございますので、ご理解のほうをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（金七祐太郎）

4番 馬場議員。

4番（馬場等）

利用者数が伸びないもう一つの原因が、ふるさとタクシーの運行時間だと思います。もちろん、課長が述べられたように、のと里山空港の利用促進のそれだけのためにつくられたものだと思うんですけども、ふるさとタクシーですね。しかしながら、自分は思うんですけども、利用者数が伸びない。それはなぜか。一つには、先ほど言った均一料金ではないということ。もう一つは運行時間。

のと里山空港は、特急バス、路線バスの重要な中継地点であるということの一つ考えながら考えていけばいいかなと思います。現在、特急バスは金沢西口行きがのと里山空港から午前の便が4便、午後の便が4便の計8便。帰りの輪島、珠洲方面の便は朝2便と昼から夜にかけて7便の計9便あります。例えば、ふるさとタクシーの時間を特急バス、金沢西口行きの朝早めの時間帯の便にだけでもつなげることができれば、金沢方面の病院での午前中の診察も可能になります。今まで以上に特急バスもふるさとタクシーの利用者も増えると思います。

その意味で、先ほどふるさとタクシーの能登町内一律900円にこだわったのは、特急バス料金の負担も考えてであります。ふるさとタクシーが帰りの便も含めて、のと里山空港で特急バスとの乗換えがスムーズになれば、現在、特急バスの空白地帯とも言うべき小木地区や鶴川、瑞穂地区の人たちはもちろん、

ほかの地区からでも格段に利用がしやすくなります。

3月11日の新聞に、4月1日からの能登方面の特急バスの減便の記事が載っていました。私は、スムーズにふるさとタクシーと特急バスがつながることによって、特急バスの利用も格段に増えると思います。少しでも早く、セクト別で分かれていることで、なかなかできないと思うんですけども、そこは横のつながりをもう少し考えて、お互いのふるさとタクシーと特急バスの利用者が増えるということを考えるならば、そういう運行時間も考えるべきだと思いますが、もう一度町の考えをお聞かせください。

議長（金七祐太郎）

諸角企画財政課長。

企画財政課長（諸角勝則）

ふるさとタクシーを運行しております能登半島広域観光協会によれば、あくまでも、ふるさとタクシーは、のと里山空港利用促進のために行っている事業ということで、発着する飛行機の時間帯に合わせて運行しているということでありました。悪天候により飛行機の到着が遅れた場合でも、その時間帯に合わせて運行されることとなっております。

なお、特急バスの乗り継ぎにつきましては、能登町地域公共交通計画におきまして協議していくこととしておりますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

4番 馬場議員。

4番（馬場等）

3月11日の新聞に、特急バスとともに路線バス、ソラ地区やったかな、路線バスの廃止も4月1日からとなっていました。できるだけ早急に地域公共交通の能登町の協議をされまして、少しでも早く地域公共交通を皆さんが利用できるように、そして、いつまでもちゃんと特急バスも残りますように、セクトを、横のつながりを一番大事に、ひとつよろしくお願いいたします。

次にもう一つ、地域公共交通を利用した、これは私の提案です。提案というか、そんな大げさなものでもないんですけども、こうしてみればどうかということ、一つ提案いたします。

現在、能登町内の選挙での投票区は16です。町が21から16に減らしたとき、そのときに臨時措置として設けた臨時投票所も近いうちに削減するとい

う話も聞いております。そうなれば、さらに投票したくても投票に行けない人が増えると思います。

能登町同様、広い面積を持つ輪島市は、移動期日前投票所としてワゴン車で各地区、約21か所を回っています。これは何とか投票の機会を確保しようという表れだと思います。選挙権は民主主義を維持するための重要な権利だと思います。

そこで提案ですけれども、町は選挙時期において、予約制乗合タクシーの利用者の人たちに能登町役場で期日前投票をするように勧めてみればどうでしょうかということ。予約制乗合タクシーを利用する人はどんな人かと考えてみると、宇出津地区から遠くに住んでいて車を持っていない高齢者が多いと思われ。また、その地区は路線バスも通らないか便の少ない地域で、近くに投票所もないようなことも想像できます。予約制乗合タクシーで、せっかく病院まで来ているなら、ついでに能登町役場で投票していただければと思います。もちろん最初から能登町役場へ期日前投票をするだけに予約制乗合タクシーを使ってもらってもオーケーですが、できれば何らかのメリットがあれば、なおよいかと思います。

改めてお聞きします。予約制乗合タクシーの利用者の皆さんに能登町役場で期日前投票をするように勧めてみればどうですか。町の考えをお聞かせください。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

予約制乗合タクシーの利用につきましては、主に交通空白地帯の住民の皆様の方として、本年度からは料金を一律700円にするなど、病院への通院、また役場、お買物などに広く利用しやすい環境というのを整えてまいりました。

当然、通院や買物などに併せて役場にも降車できますので、期日前投票にもご活用していただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（金七祐太郎）

4番 馬場議員。

4番（馬場等）

そのとおりなんですけれども、なかなか人間というのは、ちょっと考えれば

分かるようなことを、そのほうが便利やなということをはたから言うてあげれば、そうやなということでは分かるかなと思ひまして、予約制乗合タクシーで病院へ行っている、何回も言いますけれども、予約制乗合タクシーに乗る人というのは選挙、投票所にも行けないような地域にいるのかなと思ひます。そういう人に一言、予約制乗合タクシーで選挙に行きましょうというスローガンでも一言どこかに書いていただければいいかなと。そんなに難しいというか重い提案じゃないもんですから、またそういう周知もお願いしたいと思ひます。

最後の質問は、自主財源の確保についてです。

自分はボードも持ってきました、皆さんには一応ボードの字が小さいかなと思ひますので、資料として皆さんにお配りしてあります。

まずは、なぜ自主財源の確保が必要なのかを説明したいと思ひます。ボード及び資料を見ていただきます。

この表は、令和3年度の能登町の決算を月収50万円の家計に置き換えてつくった家計簿です。数字、表、これは企画財政課からいただいたものです。毎年、広報のとの10月号に実際の決算の数字が載っております。令和3年のこれも去年の10月の広報のとに載っております。

ただ、実際の数字は大き過ぎまして、また専門用語も多いので、分かりづらいと思ひます。そこで、この表を使って能登町の財政の中身を説明したいと思ひます。

少し自分の思いが入っているかも分からないんですが、そこはご容赦ください。

まず、月の収入が全部で50万円。そのうち自分たちで稼いでいる金額、これは自主財源なんですけれども、それは基本給与と家賃収入、それとパート収入などの9万円です。それとあとは貯金を取り崩して3万円。計12万円ですね。何とか自分らで実際に稼げるというか、自分らの自主財源としては12万円。残りの38万円は親からの仕送りに頼っています。これは県とか国の、ここに書いてあるとおりですね。そして、令和3年度のこの月においては、月収合計50万円よりも支出が57万円と支出のほうが多いです。そこで1か月、借入金として7万円をお借りして何とかこの月の家計のやりくりをしています。

さらに、この家においては873万円を超えるローンを抱えています。これは町でいうと町債残高ですね。それと、貯金の残高も大分減ってきました165万円。これはローンの返済などを一生懸命に増やしているため、一般財源を含めて貯金が少なくなり、実際、貯金もあまりできないような状況でございます。

また、コロナ禍の中で、いつもの月よりも医療費とか保育費が多いです。そ

の分、親からの仕送りも多くなっています。それと、自宅やアパートも古くなり、これからの修繕費や維持費もばかになりません。親の仕送りを当てにしながら生活せざるを得ない現状です。

先ほど吉田議員のほうからも、いろんな国、県への要望というかありましたけれども、町としても県から国の施策、そういう補助金があればできるけどということで、たくさん自主財源があるところならばいろんなことができるかなと思うんですけれども、今まで言ったとおり2割ほどしかない自主財源、8割は親からの援助に頼っているということです。

親は、前の平成29年度かな、自分がこの表をつくって同じような質問をしたことが、前の町長の時代にあります。だけど前の町長はこう言いました。親は子供の面倒を見るのが当たり前だと。だけど見てのとおり、親も最近は元気がなく、親の仕送り金額も減ることも予想されます。

そこで、支出の削減、これは公共施設総合管理計画・個別施設計画のように、一生懸命支出の削減とともに、やはり自主財源である収入を増やすことが必要だと思います。つまり自主財源の確保が必要になってきます。

もちろん私は町がこの取組について行っていることは知っております。第4次能登町行政改革大綱、これは令和2年から令和7年に作成され、今実行されております。令和3年度の実績が報告されました。第4次行財政改革大綱アクションプランの自主財源の取組、令和3年の実績を見ると、広告収入などの拡大、税、保険料、使用料などの収納率の向上、そして、ふるさと納税の目的に沿った活用を行ったことになってはいますが、どれも結果を見る限りではあまり効果があったようには見えません。

私が考えているのは、自主財源をつくるという積極的なものでした。特に、ふるさと納税については、基金を活用することも大事ですが、それよりも原資であるふるさと納税の寄附金を増やすことが大事だと考えます。最近もちょっと減りぎみです。減りぎみじゃなくて減っています。それには、現在でも魅力的なふるさと納税に対する返礼品はたくさんあると思いますが、さらに魅力的な返礼品の開発が大事だと考えます。

そこで、私からの提案です。今が旬と言えればいいのか、能登町観光の一番の目玉であるイカキングのモニュメントを利用した商品を、現在はステッカーしか商品化されておりましたが、もっと種類も増やし、土産として、特にふるさと納税の返礼品として商品化を行い、ふるさと納税の寄附金を増やすことができれば、自主財源の確保につながるとは思います。町の考えを聞かせてください。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

ふるさと納税の返礼品でございますけれども、今現在、当町では62の事業所によりまして約250品目が出品されておまして、令和4年度における納税額は今のところ見込みですけれども1億7,000万円を見込んでおります。その1億7,000万円から返礼品等の必要経費を除いた額というのを財源として寄附者の意向に沿った事業に充当しているということでございます。

イカの駅のイカキングをモチーフとした商品開発をしようかということですが、昨年、おっしゃられたとおり商品開発アドバイザーと施設の指定管理者とで新商品開発に取り組みまして、返礼品とはなっていませんけれども4種類のイカキングのステッカーの制作が行われ、現在販売されていると伺っております。

町といたしましては、イカキングにかかわらず直接、商品開発等を行うことはしませんが、新商品開発に対する支援として、地域資源活用ビジネス支援事業というのがございまして、その事業によって商品開発に対する補助というのを行っております。

イカの駅つくモールやイカキングでのにぎわいを好機と捉えまして、イカキングにとどまることなく様々な商品が開発されて、また、それが返礼品となるよう支援をしていくこととしておりますので、ご理解を願います。

議長（金七祐太郎）

4番 馬場議員。

4番（馬場等）

本当にあれだけの宣伝効果があつて、今でもたくさんの方が来られていると思います。例えば、もなかでも何でもイカキングの写真でも絵でも描いたやつがあれば、会社の土産に持って帰ったりいろんなことができるかなと思いますし、商品というのは旬のときに売らないと、後から出てきてもなかなか売れないということがあります。ぜひまた前向きに考えてほしいと思います。

もちろん地元でつくった商品でお願いいたします。

時間もあれなもんですから、最後に、いつもなら一般質問で大体自分は防災、減災について取り上げますが、今回は取り上げなかったもんで、最後に関連した話を一言だけ言って、終わりにします。

令和5年度の予算書に、洪水ハザードマップの作成の予算が載っております。できれば出水期に入る6月までに作成してほしいのですが、早くても

秋になると聞きました。これで、津波、土砂災害、洪水とハザードマップがそろいます。現在、令和2年4月1日現在の能登町指定避難所一覧が作成されております。洪水ハザードマップが完成すれば、洪水時の指定避難場所の見直しが必要だと思います。洪水ハザードマップの作成と同時に、能登町指定避難所一覧の改定版の作成もお願いして、以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（金七祐太郎）

以上で、4番 馬場議員の一般質問を終わります。

休 憩

議長（金七祐太郎）

ここでしばらく休憩いたします。午後1時から再開いたします。よろしくお願ひします。（午前11時55分）

再 開

議長（金七祐太郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後1時00分再開）

それでは次に、7番 南議員。

7番（南正晴）

それでは、発言を許されましたので、私にとりましては平成30年の6月の会議以来の4年9か月ぶりの一般質問ということで、午後の少し眠たい時期がありますが、しばしお付き合いをお願いしたいと思います。

まず最初に、通告してありました質問事項の家族介護者が急用の際の短期入所サービスについてということですが、能登町の高齢化率というのは、この3月1日の住民基本台帳ベースで49.7%と50%に迫ろうとしておると思っています。高齢者人口というのは7,700人余り、このうち要介護認定や要支援認定を受けているかどうかは別として、何らかの介護が必要な状態の方は町内で、私なりの試算ですが約1,200人ほどおいでるのではないかと思います。

当町には、在宅で要介護者や要支援者の介護を行っている家族介護の方が多く存在していると思いますので、そこで、家族介護をされている方々から、冠婚葬祭、特に近隣で葬式があり、手伝いなどに二、三日手が取られるとか、また、介護をしている方自身が急病もしくははげがなどによって在宅での介護が困

難となるような場合が出てくる。そういった場合、実際はどうすればよいのか分からないといったような声を聞くことができました。

このことに対するサービスとして、短期入所生活介護、短期入所療養介護などのサービスがあると認識しておりますが、実際には介護の状態になった方には施設入所までの待機場所としての利用が多く、急な利用ニーズに対しては十分な対応がされていないのではないかと考えます。

そこでまず、町内の短期入所サービスについて、各施設の定員や、全体でよいのでその利用率についてお尋ねをいたします。

議長（金七祐太郎）

西谷幸一健康福祉課長。

健康福祉課長（西谷幸一）

南議員のご質問に、まず私のほうから答弁させていただきます。

短期入所、いわゆるショートステイと言われる介護サービスは、様々な形態がありますが、当町で利用されているショートステイは、短期入所生活介護が全体の8割強を占めております。この事業は、特別養護老人ホームを運営する事業所が入所事業と併せて行っており、定員については決まった数はございませんので、利用率を出すということができません。ショートステイ全体の今年度の利用実績といたしましては、月平均で118件の利用となっております。

以上、よろしく願いいたします。

議長（金七祐太郎）

7番 南議員。

7番（南正晴）

課長、ありがとうございます。

定員は決まってないということですね。

それでは、急な利用ニーズ、短期入所サービスの利用者、それから、家族だけでなく介護支援専門員と呼ばれているマネージャーさんからも、短期入所のサービスを利用するには、希望する日の1か月以上も前から申し込んでおかないと、なかなか利用するのが難しいというふうなことも聞きます。

このような状況では、本当に困っている人が利用したいときに利用できないというサービスになってしまうと思うんですが、恐らく日本全国どこも同じような状態なのだと思いますが、この状況に対する対策として町は何か対策を講じておられるのか、お尋ねいたします。

議長（金七祐太郎）

西谷幸一健康福祉課長。

健康福祉課長（西谷幸一）

短期入所サービスの利用につきましては、受入れの可否はあくまでも事業所の判断によることとなりますので、ご理解をお願いいたします。

また、利用ニーズに答えられていないのではないかとのご指摘ですが、事業所の入所状況によっては非常にスムーズに利用が決まっていることもありますので、まずはケアマネジャーさんに早め早めのご相談されることをお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（金七祐太郎）

7番 南議員。

7番（南正晴）

ありがとうございました。結局、担当のケアマネジャーに依頼するのが一番というか、そういう状態なんだろうと思いますが、一つ、そういったときの実際に利用する方々が困るというか、どうしようかという声を聞きますので、そのときの空き状況などを瞬時に把握できるシステムを構築すればどうかということで提案させていただきたいんですが、そのような急な利用に対して特効薬というのは当然ないと思います。絶えず予想しながら用意しているわけでもないものですから。

ただ、短期入所サービスの空き状況といったものをリアルタイムで一元的に管理をするということは不可能かどうか。可能ならば、そういったことができないのかなと思うんですが、例えば毎朝、各施設からメールやファクスなどで空き状況を送ってもらって、それから各居宅介護支援事業所のケアマネジャーさんがそういったところの取りまとめをしているところへ連絡をすれば、町内のサービス事業所の空き状況が一目で分かる。そういったようなシステムの構築がよろしいのではないかと思いますので、問題の根本的な解決になるのかどうかは分かりませんが、急な申込みがあったとき、ケアマネジャーさんが慌てて空き状況はどうかといった感じでそこらじゅう電話して歩くとか、そういったことの煩わしさが少しでも解消になるのではないかと思います。

例えば、町の地域包括支援センターやその支所、各居宅介護支援事業所の間でそういった情報がリアルタイムで共有できれば、ケアマネジャーさん自身も助かるのではないかと思いますので、そういったシステムの構築、少しの努力

と大したお金もかけずにできるのではないかと今の時代は思うのですが、その点はいかがでしょうか。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

ショートステイの空き状況をリアルタイムで確認できるシステムの構築というご提案でございますけれども、今おっしゃった毎朝1回のメール、ファクスによる方法では、刻々と変化する空き状況に対応というのは難しく、状況の変化のたびとなりますと、また事業所の負担というのが大きくなりますので、そういうシステムの検討も一つの方策であるとも思っております。

都市部では、そういったシステムを既に導入しているとも伺っておりますし、ケアマネジャーさんの負担軽減にもつながるといことは認識はしております。しかしながら、当町では、当該事業の、ショートステイの8割強を町内の3つの施設で実施しているということから、現段階では短期入所に限ったシステム導入というのはメリットは少ないかなというふうに考えております。

大きな意味で、大きく介護保険のシステムの導入の中にそういったことも確認できるような内容があれば、全体のシステム改修という面では取り入れていければいいのかなというふうに思っておりますので、ご理解願います。

議長（金七祐太郎）

7番 南議員。

7番（南正晴）

町長の大変得意な分野だと思しますので、質問する私からの意見も、ベテランの町長からするとこの辺はどういったものかと思われるかもしれませんが、各方面から高齢化が進んでいる中でいろいろな声を聞きますので、経験豊富な町長はそれを一生懸命考えていただいて、我々もまたアイデアを出しますので、こういったことはこれからもまたいろいろな意味で協力しながら築いていきたいと思しますので、ひとつよろしく願いいたします。

続いて2点目ですが、昨年12月、吉田議員も質問されているので、またかと思われるかもしれませんが、学校給食無償化ということをもう一度提案してみたいと思います。

2月22日の日本農業新聞の記事を私、引用させていただきますが、2022年に全国の自治体の約3割が給食費の無償化を実施している。その約6割が

臨時交付金を活用している。あくまでも日本農業新聞の調査ということなんです、全国約1,600市区町村の3割が給食費を無償化したことというのは、子育て世帯への生活支援などが狙いだ。うち6割が物価高騰対策にも活用できる政府の臨時交付金を活用。ただ、この交付金が切れる23年度からは自主財源で無償化する自治体もあり、給食費助成の動きが加速化しているとありますので、このことを踏まえて、22年度はまず交付金活用で無償化なりを考えたことはなかったのか、お聞きいたします。

議長（金七祐太郎）

眞智教育長。

教育長（眞智富子）

それでは、南議員のご質問に答弁させていただきます。

まず、交付金の活用についてご説明いたします。

当町では、令和4年7月補正において、地方創生臨時交付金「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を活用し、学校給食食材費高騰対策事業を実施いたしました。無償化ではありませんが、長引くコロナ禍において子育て世帯への負担軽減措置として実施しているものです。令和4年9月から物価高騰により保護者負担の増加がないように対応したもので、補助金271万円を計上いたしました。

先ほどおっしゃったように、昨年12月議会でも学校給食費無償化のご提案があり、子育て環境の充実を目的として、教育にかかる保護者の負担軽減については、今年度、物価上昇に伴う給食費の値上げ分の補填を行っており、努めているところでもありますと説明させていただきました。

交付金の活用については、臨時交付金の拡充により創設された物価高騰対応分を趣旨に沿い対応しておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

議長（金七祐太郎）

7番 南議員。

7番（南正晴）

ごめんなさいというか、昨年度、補正予算に交付金を活用されているということは、私自身の勉強不足でありましたので、この点は素直に、もう一度勉強すればよかったなと思います。

続きまして、教育長が申されましたように、学校給食費が平成4年度予算に比較しますと今年度は1,180万円増額されており、うち給食費助成として

1, 310万円が計上されております。予算説明会では、これにより約3割、たしか保護者負担が軽減できるというふうに私、説明を受けたように記憶しております。

また、今年度は全体で8, 820万円を計上しておりますが、うち一般財源が8, 800万と、ほぼ自主財源で給食費補助を行っております。

学校給食法では、食材費を保護者負担と規定しており、各自治体は給食費を1食200円から300円台に抑えておると。当町も12月の吉田議員の質問には教育長はそのように答えておられたと記憶しておりますが、ただ、県内においても自治体も無償化の動きが広がってきているようにも感じられますので、いま一度、無償化に対する町長のお考えをお聞きしたいと思いますが、町長、3月、ついこの間うちへ来ていた能登町民報というものには、町長は学校給食の無償化の提言を受けて、全て無償化とはいかないが一定額を負担したいと。例えば月3, 500円なら2, 500円の負担で済むという形で小中学校の卒業まで保証する。完全無償化にはまだ考えていないというふうに答えられたと書いてありますが、いま一度、町長、その辺り今どうお考えか、お聞かせ願えればと思います。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

今おっしゃられたとおり、令和5年度の主要事業の一つとして、子ども・子育て支援の充実というところで学校給食費の助成費を1, 316万円計上したわけであります。

そこに書いてあるとおり、取りあえずは今のところ、それを恒久的に支援をしていくという形で検討を重ねて、現在の令和5年度の予算の計上の3割減というところで今現在考えているところであります。完全無償化というところまでには、まだしばらくかかるんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

7番 南議員。

7番（南正晴）

町長、ありがとうございます。先ほど言いましたように、学校給食法では食材費は保護者負担というのもありますので、財源の面からも完全無償化という

のは難しいのかなとは思いますが、新聞に出ていますように、無償化した自治体が3割に及びと。財政事情による要するに自治体格差というのが広がれば、住む場所を選べない子供たちの食べる平等といったものが損なわれかねないと。費用負担の在り方を考え直すべき時が来ているという千葉工業大学の福嶋尚子准教授がそのようにここに投稿しているんですが、知事が替わりまして1年、町長も当然いろいろそういった面では腐心されていると思いますが、せめて県内自治体が、県内自治体でもかなり差が出てきておりますので、せめて県内自治体で足並みがそろえられるよう、また町長、頑張っって県に働きかけるなり、町長会で発言されるなりをご期待いたしまして、私の質問は終わらせていただきます。

議長（金七祐太郎）

以上で、7番 南議員の一般質問を終わります。

次に、5番 田端議員。

5番（田端雄市）

公明党の田端雄市です。

今日からコロナ感染症に対するマスク着用が原則個人の判断となりました。今月行われました各高校の卒業式でもマスクなしの光景が見られ、社会状況も新たなステージに上がった感がいたします。また、コロナ感染症も5月には2類から5類とインフルエンザ並みの感染症と認定され、これもまた大きく生活を変えるものとなると思われまます。

気になるもう一つのロシアによるウクライナ侵攻は、1年を経てなおよ断を許さぬ状況であり、国連のかじ取りに注視するところであります。

コロナ禍を経て今日まで、予測し難い状況を荒波を乗り越える思いでここまで来た。これは国民の皆様の全ての思いではないでしょうか。

振り返って、この間、政治の果たした役割に地方創生臨時交付金が大きく貢献したと私は考えています。新型コロナ対策のため、2020年度に公明党の主張で創設がなされ、この3年間拡充を重ね、去年は物価高対策にも使えることとなり、1兆円の枠も新設をいたしました。この交付金は、自治体の判断によって地域で必要とされる施策に活用できる使い勝手のよさが特徴で、本町においても生活困窮者や子育て世帯向けの給付金、学校給食費の負担軽減、プレミアム商品券の発行といった生活者支援のほか、介護、保育施設などへの支援金、観光業支援の施策にも使われ、重要な役割を果たしたと言えます。

公明党は、地方創生臨時交付金の創設、拡充について、党のネットワークを駆使して、全国自治体の現場の声を基に、国会で創設を実現。これを受けて、

地方議員が地域に応じた具体策を自治体に提案、要望し、実現してきたと自負するものであります。コロナ禍の出口が見え始めた今だからこそ次のステップへと町民を導く施策を力強く進めていただきたいことを希望して、今回の質問に入ります。

まず1点目であります。デジタル推進委員をアンテナ要員として配置せよということでございます。

先般、執行部より、本町のデジタルトランスフォーメーション推進計画についての説明を受けました。策定の背景や目的は十分に理解できるものであります。各自治体においてもデジタルトランスフォーメーションの推進に注力しているところであり、七尾市では、新年度から書かない窓口の実現へと進めるようであります。中能登町では、既にデジタル推進支援員を活用してのスマホ教室も開催。津幡町では、道路などのインフラ設備の異常をLINE公式アカウントによって町民からの情報を受ける体制をつくっております。

町は、今回の計画の中で取り組む項目を挙げておられますが、いつからどのように町民の生活に利するものとなるのか、具体的に説明をいただきたい。

デジタルトランスフォーメーションを進めるに当たり、最も大事な視点は、デジタルインクルージョンだと考えます。デジタル化から疎外された人々や社会的に弱い立場の人々を守る姿勢、能力のことです。デジタル化を進めるに当たり、デジタルが分かる人に合わせないことが大事であります。

その意味で、町民が今何を求め、その目の前の人にどう対応すべきか。何でも身近に相談でき、町民の求めるところを把握し、すぐに対応する。そんな部署をつくり計画を進めたらどうかと提案するものであります。

まずは、デジタル推進支援員を様々な情報をいち早くキャッチするアンテナ要員として配置をしたらどうかと考えます。町長の所見をお伺いします。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、今回お示ししたDX推進計画では、「誰もがデジタル化による生活の豊かさを享受できる魅力あるまちづくりの実現」ということをうたっております。全ての町民がデジタル化の恩恵を受けられるように関係機関と連携した講習の実施などの工夫が必要であるとしております。

今年度につきましては、26の行政手続をオンライン申請できるように現在進めております。そして令和5年度には、庁舎、総合支所に、書かない窓口ということでシステム導入を予定しているところでもあります。

また、町民の皆様が求めておられる様々なニーズに対応するため、町において令和5年度よりデジタルトランスフォーメーション推進室、DX推進室というのを新たに設置する予定としております。

議員のおっしゃるデジタル推進支援員につきましては、国が地方公共団体向けにDXの取組を支援するための専門のアドバイザーを派遣する事業のことだというふうに思っておりますけれども、まずはこの5年度新たに設置するDX推進室で取組を進め、必要に応じて専門アドバイザーの派遣を検討していきたいというふうに考えているところであります。

また並行して、来年度はDX推進の人材育成のための研修を職員に対しても実施したいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（金七祐太郎）

5番 田端議員。

5番（田端雄市）

今回の新しい年度の説明におきまして、先ほどお話しした七尾市の書かない窓口を本町でもやるんだということを聞きまして、それに沿った形で進んでいくんだなということは知ることができました。

ただ、そういったことが一つ一つ、もっと発信力を持って出してほしいと思います。どのようなものをやるんだということをどんどんやっていただきたいなと思います。

今ほどの項目を挙げて、こういったことをやりますよといっても一般の人はなかなか分からない。むしろ本当に知りたいのは、マイナンバーカードで住民票が取れますよ、コンビニで取れますよといったときに、どんな取り方をするんだと、本当に身近なことが分かる、そんな教えてくれる人、そんな人が一番欲しいがでないかなと、町民の方が求めているんじゃないかなというふうにして思うんですね。そういう意味では、何が町民がデジタルトランスフォーメーションを進めるに当たって、どういうことに悩んでいるのかということをいち早くキャッチして対応できるような、そんな形で進めてもらいたいと思います。

デジタル推進室、これをつくるのも結構なんですけれども、むしろもっと身近な形で声をかけられるような、そんな部署があったらいいな、こういうふうにありますので、進めていくとともに、ぜひそういった気軽に何でも聞けるような、そんな場所をつくっていただきたいなということを要望しておきます。

質問の2点目に入ります。

本町の発達障害児童の現状と課題をお伺いします。

昨年12月に文科省が行いました調査結果によりますと、発達障害の疑いの

ある児童生徒の割合は小中学校で8.8%でありました。支援状況については、疑いのある児童の中で通級指導を受けている割合は小中学校で10.6%でありました。校長や教員から成る校内委員会で特別な教育的支援が必要と判断された児童であっても、通級指導を受けているのは小中学校で24.7%、4分の1にとどまるなど、必要となる特別な配慮が行き届いていない現状が見えます。

成長過程にあるこの症状は、親であっても理解が難しく、まして他人にはほとんど理解できないようであります。当人にとっては、誰にも理解してもらえない、そんな思いを抱いて生活しているかもしれません。

発達障害とは、生まれつき脳の情報処理の仕方が多数派とは違う少数派であるということ。対人コミュニケーションが苦手、落ち着きがなく注意が持続しにくい、読み書きなどの学習が難しいなどと表れてきます。専門家によりますと、支援を中心に進めるべきで、一般的な環境だと効率が上がらなかつたりストレスを感じるが多いため、その子に合わせた環境設定が必要と話しておられます。

本町にも当然、該当する児童がおられると思いますが、その現状と課題についてお聞かせ願いたいと思います。また、一町民の私に何ができるのかも伺いたい、このように思います。よろしく願いいたします。

議長（金七祐太郎）

眞智教育長。

教育長（眞智富子）

それでは、田端議員のご質問に答弁させていただきます。

初めに、当町の現状についてお答えいたします。

通常の学級に在籍し、特別な教育的支援が必要なお子さんは在籍されておりますが、その人数は公表しておらず、ここでは差し控えさせていただきます。

各学校では、授業、休み時間、行事など教育活動全体において、保護者との合意形成を図った上で、その子に応じた支援を行っております。また、特別教育支援員を全校に配置し、全体で18人を雇用しております。

課題といたしましては、現在行っている保、小、中、高の切れ目のない支援を継続していくこととございます。そのため、教育委員会、学校と本人、保護者、健康福祉課をはじめとする関係機関との連携を大切に、本人、保護者の意向を尊重し、その子に応じた支援をしていくことです。多様で柔軟な仕組みの整備、専門性のある指導体制の確保などを大事に今後も進めていきたいと考えています。

また、一町民としてできることは何かということについてでございますが、困っている子供を見かけられたときには、その子の困っていることに寄り添っていただき、その子らしさを認め、共に生きる共生社会の意識を持って対応していただければと思っております。

小中学校での過ごし方など困っていらっしゃる保護者がおられましたら、教育委員会事務局にぜひご相談くださるようにお伝えくださいますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（金七祐太郎）

5番 田端議員。

5番（田端雄市）

ありがとうございます。新しい年度に向かって、通級指導、また特別教室の備品もそろえるというお話を聞きましたので、我が町におきましてもそういった形の人何人かはおいでるんやということも知ることができました。

たまにお話を聞きますと、発達障害、本当に40代、50代になって初めて自分が発達障害だったんだということが分かるという人もあるらしくて、ただ、その中で、その人の特別な能力、才能みたいなものが開いた形で社会の中に一緒に活躍されている方もおいでます。そういった意味では、小学校、中学校のこれからどのように伸びていくか分からない、そういった子供をどのようにして支え、そして伸ばしていくかということは今本当に考えなくてはいけないなということを感じるんですね。

なかなか困っている人を見て一緒に寄り添うというのは、言葉では簡単ですけども、なかなか難しいことだなと思います。どう声をかけたらいいのか分からないということもございます。本当に大変なことだなと思います。

また、親の対応につきましても、進学につきましても普通学級へやったほうがいいのか特別支援学校のほうへ進めたほうがいいのかということで悩まれる親御さんがおられるということも聞きますし、どちらがいいのかということもなかなかその場では判断できないということも現実ではないかなと思います。

いずれにしても、全体的な発達障害の問題につきましても、専門家のスタッフが非常に少ないということもお聞きしておりますので、どうかそういったこともいろんな場面がありましたら対応できるような形をぜひ考えて進めていただきたいと思います。

私も一町民として、何らかの形で関わっていくようなことで進めていきたいなと思っておりますので、また何か問題点がありましたらぜひ教えていただき

たい、このように思います。

それでは、3点目の質問に入ります。

带状疱疹ワクチンの接種の助成を求めるということをございます。

この質問につきましては、12月議会でも他の議員から出されたものでありますが、1月の宇出津総合病院の受診者数の多さを耳にして驚き、改めて要望するものであります。

町内全体の受診者数をまず分かりましたら教えていただきたいと思います。

また、带状疱疹の原因は、子供の頃に感染した水疱瘡の水痘・带状疱疹ウイルスであります。子供の頃に水疱瘡にかかり治った人が高齢化により体力の低下や免疫力の低下により再び活性化し、発症する。また、後遺症として带状疱疹後神経痛で痛みが続くこともあります。50歳以上から発症リスクが高まり、70歳以上でピークになります。80歳までには3人に1人が経験すると言われております。

この病状について罹患した方にお聞きしましたので、認知のためというか認識していただくために申し上げたいと思います。

この方は、昨年1月に肩が痛いというところから始まったそうで、まず整形外科、宇出津病院のほうにかかったそうです。疲れかななどの思いで病院に行ったわけですが、待機しているわずか30分ほどで片腕が真っ赤になって、それで整形外科ではなくて皮膚科だよと言われてまして皮膚科の受診になったそうです。病状は、体の部位によってその治りの程度も違いまして、1週間から10日ほどでほとんどが治る、このようなことも言われているようであります。

現在、この带状疱疹については治療薬がないということで、痛みに耐えて期間の過ぎるのを待つだけのようであります。

私がお会いした方は、発症の部位が悪かったらしく、带状疱疹後神経痛の後遺症のため、1年以上たった今でも片腕がほとんど上がらず、日常生活の服の着脱など大いに苦労されておられました。後遺症は3分の1の人が3か月以上続き、5分の1の人が1年以上続くと言われております。

この带状疱疹の予防に役立つのがワクチンであります。発症リスクに有効とされております。感染症専門医師は、後遺症のほか、目にできれば角膜炎、耳にできれば難聴の原因になります。高齢者にはワクチン接種が何より重要と指摘されております。

高齢者には何よりの話ではありますが、ワクチン接種は予防効果の高い不活化ワクチンは必要な2回分で4万円以上にもなるとして高額でありまして、躊躇するところでもあります。コロナ禍のストレスなども患者増加につながっており、地方創生臨時交付金を財源に助成を行っている自治体も増えているところでもあります。

新型コロナ感染症対策では、町内医師会の御協力をいただきまして、ワクチン接種体制を運営、国の方針に沿った結果を導いていただいたことに感謝しているところであります。今回提案する带状疱疹ワクチン接種に対しても町医師会と情報の共有、協力の下、早期の対応を要望するものであります。町長の答弁を求めます。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

まず、町全体の受診者数ということにつきましては、受診先が町外の医療機関であったり、また加入されている健康保険も様々でありますので、全体の受診者というのは把握はできておりません。

そして、町の助成ということでもありますけれども、以前の質問で答弁したとおり、あくまでも带状疱疹ワクチンというのは任意の接種であるということと、国が推奨もしていないということでもありますけれども、他の現状というのを捉えて、そういう情報を取り入れながら、あくまでも今考えているというところでもあります。

予防接種につきましては、ほかの予防接種も含めて、以前より町の医師会の方、医療機関と連携を取りながら現在も行っておるというところでもありますので、带状疱疹ワクチンにつきましても一度ご相談させていただきたいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

議長（金七祐太郎）

5番 田端議員。

5番（田端雄市）

まず、町内の受診者数が分からないということでしたけれども、最低、宇出津病院の受診者数は分かると思いますので、そこら辺の数字から、町全体どういう形になるのかなという推定をしていただいて、人数も多いなということを認めていただければいいかなと思います。

それが1点と、町全体に受診者数が結構多いなということが1点と、もう1点は、先ほどお話ししましたとおりワクチン接種、非常に高額で、高齢者が多いということをお話ししましたがけれども、そこで4万円ぐらいの負担が要するというのは非常に大変なことになります。

先ほどの罹患された方とお話ししてございまして、後遺症が残ること

はもちろん分かっていないわけなので、1週間ぐらいで治るのなら我慢するわ、何万円も出すより我慢するわという、そういう方もおるということももちろん事実です。ただ、かかった場合に本当に大変なので、何とか頑張って接種していただいて、そういった形で苦しい思いをしなくて済むようにしていただきたいなというふうに思いますので、そういった意味では、どこまでの助成ができるか分かりませんが、何とか高齢者を守るという意味でぜひ検討をお願いしたい、このように思います。

それでは4番目の質問に入ります。

4番目の質問は、奨学金返還支援事業の創設で、町に有為な人材を求めているとございます。

県は、本年度、奨学金返還助成の拡充によりまして県内就職の促進を図ると報道されておりました。本町も、こうした流れで、UIターンの若者を積極的に町に受け入れる事業を検討すべきと考えます。

町内高校生の大学進学率も伸びているものと考えておりますが、進学の際に何らかの奨学金を受給している人は多い。全国的には、大学で49.6%、短大で56.9%が受給をしており、卒業後の返還の負担に悩む人も少なくありません。

紹介するのは自治体の支援制度でありまして、負担額を特別交付税措置の対象とするなど国が財政の支援を図っているところであります。また、奨学生を支援する企業におきましても昨年4月から社員に代わって企業が奨学金を貸与する日本学生支援機構に直接返還できる代理返還制度が始まっております。企業側も損金算入できるため、法人税の軽減につながり、税額控除もあることで好評のようであります。

有為な人材を集める、糾合する、そんな狙いをしっかりと定めた事業を検討していきたい、このように思います。町長の所見をお伺いします。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

議員のおっしゃるとおり、この制度につきましては、令和4年の6月時点で全国の1,741自治体のうち35%ぐらいの自治体がこの制度を導入しているということを伺っております。

また、県内においても導入している市町があるということでありまして、この制度につきましては、おっしゃるとおり地域の担い手確保の一助となるというふうに思いますので、支援内容につきまして今後協議してまいりたいという

ふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（金七祐太郎）

5番 田端議員。

5番（田端雄市）

前向きな答弁をありがとうございました。しっかりとこの制度で人材を集める。人は石垣、人は城という言葉がありましたけれども、人材が集まってくれば、また新しい道も開けてくる。このような思いもいたします。

こういった奨学金の制度、特に企業につきましては、周知が非常に大事かと思いますので、周知の方法も併せて検討いただきながら進めていただきたい、このように考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

議長（金七祐太郎）

以上で、5番 田端議員の一般質問を終わります。

休 憩

議長（金七祐太郎）

ここでしばらく休憩いたします。午後2時から再開いたします。よろしくお願い致します。（午後1時51分）

再 開

議長（金七祐太郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後2時00分再開）

それでは次に、14番 鍛冶谷議員。

14番（鍛冶谷眞一）

午前中の一般質問で、4番の馬場議員から東日本大震災のような大きな事故を、震災を記憶から消してはなりませんというお話がありました。私も震災後、宮城、岩手と訪ねまして、「大きな津波が来ます、早く逃げてください」、自分が最後の犠牲者になるまで住民の皆さんに語りかけた遠藤未希さんのいた南三陸防災センターへ行ったときに、お線香を手向けながら感じたことは、そのとき、お父さん、お母さんが高台から娘の声を聞いていた。そんなことを思いな

がら線香を手向けた覚えがあります。

さて、私も実は震災と大きく関わっております。12年前の今日、3月12日、時刻はもう少し遅い夕飯の終わった後でしたが、今も仕事の取引がある陸前高田の株式会社ボンマックスアパレル、こちらのゴトウ社長の携帯についてつながった瞬間でした。その間、何十回となく呼び出しをしても何の音沙汰もなく、ゴトウ社長も逝ってしまったのかな、あの小高いところにあつたあそこまでは津波は行かないはずだが、やっぱり工場も駄目だったのかな。そんなふうに思っておった瞬間でした。

つながった第一声は「社長、生きとったんか」、そんなふうに語りかけました。幸い従業員は全員大丈夫。ただし、家族の方は何人か逝かれたそうです。「社長、仕事どうする。俺、差し出がましいけど、金ない人間やけど3か月売上げ要らんわ。やる気あつたらやれ」と言ったら、あとはもう双方ともにおえつばかりで、泣くばかりでした。その会社、ボンマックスアパレルと今でも取引をしております。

前置きが長くなりました。どこかで今の話と通じると考えていますが、今回は町民の安全・安心について、大きくは防犯カメラの件、もう1件は非常時の電源の確保のこの2件について質問いたします。

私どもが住んでいる能登町は、能登半島地震でも致命的な大被害もなく、また異常気象にも現在のところ大きな被害もなく、大変ありがたいというふうに受け止めています。

ところがテレビや新聞を見ていると、ネットで情報公開した組織、そんなグループが強盗事件や殺人事件まで、都会、地方を問わず発生することもあり、凶悪な事件がこれまでは人ごとのように思っておりましたが、どうやらそのための心構えが必要になったのかなというふうに受けております。

そんなとき、毎日のテレビのニュース等を見ますと、どの事件でも防犯カメラの映像が事件解決の鍵になったり、時には未然の事件抑止につながって、大きな役割を果たしているように思います。

そこで、当町ではどこに何台あるのか、実は私だけではなく大半の方に聞いたら、どこにあるか知らん、見たことない。今日、私は港の近くのトイレのところに1本、これそうやと思って見つけました。県警珠洲警察署のほうに、生活安全のほうに問い合わせ、県警は何台持っているんですかと聞いたら、実は持っていませんと。防犯カメラというのは、基本的には自治体とか民間が自分たちで設置するもので、警察署としたら署の近辺とか駐在所の近辺とかそういうところに設置することはあるけれども、分かりませんということで、今日は警察ではなくて自治体である私どもの役場に、1つ目、現在、町内の防犯カメラは何台あるのか。2番目、映像の管理は誰がどのように管理しているのか。

3番目、町の安全・安心はもとより、これから先、異常気象、老人の徘徊、児童生徒の保護、そして複雑、凶悪化する犯罪等に大きな力を発揮すると思うが、町はどのように捉えているのか。そして、3番の付録でもいいんですが、4番として、この先、防犯カメラの設置、増設に対して検討を願いたいと要望するものです。この4点についてご答弁願いたいと思います。

議長（金七祐太郎）

蔭田総務課長。

総務課長（蔭田大介）

まず、管内において防犯カメラの設置数であります。町では、個人、企業、事業所などが独自に設置しているものは、その個数、設置場所とも把握しておりません。

町が設置している防犯カメラといたしましては、平成29年度より学校や行政庁舎、事故等が多発する交差点などに現在36基を設置しております。そのほかにも、役場庁舎、総合支所、宇出津病院、学校施設等の内外に、不審者の侵入防止と事故やトラブルが起きた際の証拠の記録としてモニターによる監視と録画を行っております。

次に、映像の管理、運用についてでございますが、映像の保存等に関する国の規定はありません。保存期間等も法律などでは定めていないため、原則それぞれの設置者もしくは施設の管理者でガイドラインを設けて管理、運用を行うこととなっております。

そのため、町が設置した防犯カメラにつきましては、能登町防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要綱に基づき管理、運用を行っております。例えば、総務課が管理する防犯カメラにつきましては、私が管理責任者として、撮影画像の保存及び管理や捜査機関等に対する撮影画像の提供などの権限を持っております。

また、町の規定では、撮影画像は常時稼働させることとしまして、撮影画像の保存期間を原則として14日以内と定めております。期間を経過した撮影画像につきましては、新たな撮影画像を上書きする方法により消去しておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

まず、議員がおっしゃいますように、防犯カメラというのは、犯罪の抑止効果、子供の通学路、遊び場等の安全確保に有効であるとともに、犯罪発生時には容疑者等の特定にも役立つなど、安全で安心なまちづくりの実現というところで大きな役割を果たすというふうに思っております。

犯罪発生の抑制と防止対策ということにつきましては、防犯カメラの運用のほか、警察官による巡回の強化、防犯協会などによるパトロールの実施、また地域住民による見守り活動などに対しまして引き続き町として支援していくとともに、自ら犯罪の被害に遭わないように有害情報の提供と注意喚起等を行いまして、犯罪の起こりにくいまちづくりに取り組んでいきたいと考えておるところであります。

次に、防犯カメラの増設ということでもありますけれども、防犯カメラは犯罪を防ぎ監視する効果が期待される一方で、画像を常時撮影し記録をしているということから、撮影された方のプライバシーを侵害しないように十分に配慮する必要があります。

そのため、町が設置いたします防犯カメラの台数というのは、町の規定において、設置目的に照らして必要最小限の台数とするとなっております。今のところ新たな設置というのはまだ考えておりませんが、増設がどうしても必要な場合には、その設置場所について警察署や周辺施設の管理者などと協議を重ねながら決定をしていくこととしております。

また、令和5年度より、町内会、また商店街等の各種団体が設置、管理する防犯カメラについて新たな補助制度というのを実施いたします。地域の治安を守るため、町内会等で防犯カメラを設置する場合は、一度総務課のほうに問い合わせただければというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

議長（金七祐太郎）

14番 鍛冶谷議員。

14番（鍛冶谷眞一）

今のご答弁ですと、総務課長のお話の36台というふうに理解いたしました。ただ、その後に総務課長がおっしゃった、このほかにも役場庁舎、それから総合支所、宇出津病院、学校施設の内外にという言葉で、カメラがあるようにおっしゃっていましたが、これは私、監視カメラというふうに受け止めてはいるんですが、監視カメラと防犯カメラは違うんですか。同じ機能ではないのでしょうか。ちょっと教えてください。

議長（金七祐太郎）

蔭田総務課長。

総務課長（蔭田大介）

監視カメラというよりも、不審者とか、どういう場合に、例えば患者さんなら出ていかれたとか、痴呆の関係もございますでしょうから、そういうところの見張りといいますか、そういう部面にも、おのこの施設の施設で不審者とかそういうことで、何も無いことでも証拠集めのためのカメラとなっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（金七祐太郎）

14番 鍛冶谷議員。

14番（鍛冶谷眞一）

町長からは、有害情報の提供と注意喚起を行い、犯罪の起こりにくいまちづくりをしたいというふうであり、令和5年度、次年度より町内会や商店街等の団体が設置する場合は補助制度もありますよということですが、私が見逃したのかもしれませんが、広報のと等に出すとか、町内会長の総会とかにこの案内をしてもらえると、ありがたいと思います。

さて、次の質問に移ります。

次に、非常時、電源を失ったときの対応について尋ねます。

町では、公立病院、庁舎等では電気が停電に落ちても直ちにバックアップ、早期復帰するというふうに承知いたしております。そこで、その他の学校や公民館、保育所等にはどんな対応、対策を持っているのか、お答え願いたい。

そして同様に、提案なんです、学校、公民館、緊急時の指定避難場所等には発電機を装備していると心強いと思うが、発電機の購入についてもどう考えているかご答弁願いたいと思います。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

町内にございます保育所、学校、公民館というところでは、現在、病院とか庁舎にありますような非常用の自家発電設備、また蓄電池の整備をしている施設はございません。災害等が起こった際には、学校、保育所においては保護者

に連絡しお迎えに来てもらうか、一旦避難所に避難してから保護者に引き渡すということになってございます。

そして、ソフト面におきましては、避難訓練やテストメールの配信など引渡し訓練というのを実施しておりまして、実際に引渡しを行った災害の事例もございました。今後も継続的に訓練を行いまして、安全の確保に努めてまいりたいと思っております。

そして、ハード対策といたしましては、建設の当時から非常用自家発電設備や幹線整備というのを行っていないため、これから設置するというのはすごい高額な費用がかかります。そして、維持管理費というのも多大な費用が発生してきますので、現有施設での非常用自家発電設備の設置というのはいま考えていません。今後また新たに設置する施設がある場合には関係機関と協議をしていきたいと。どうしても必要な場合ということでもありますけれども。

その一つの対策といたしましては、大規模改修や新たに整備した施設において、外部から機器を用意することで停電時に電気をつくる仕組みとして、発電機を接続して照明とコンセントの利用が可能な回路設備というのを大規模改修や新たな施設に設置しております。現在は柳田と鶴川、松波の各小学校の体育館、そして新しく建てました小間生公民館、三波公民館にその回路整備というのを整備しております。大規模災害で長期の避難が想定される場合、施設は現在のところ限定されますけれども、これら施設を活用できるというふうに考えております。

また、指定避難所における発電機ということにつきましては、町の防災備蓄計画に基づきまして、広域避難所に各1台確保できるように計画的に整備を進めておるところであります。現在は4台整備しております。目標は13台ということになってございますけれども。

なお、災害時の電力確保ということにつきましては、発電機など簡易資機材の整備を進めていくほか、北陸電力、また県の電気工事工業組合、北陸電気保安協会など電力関係機関と連携・災害協定を結んでおりまして、大規模停電が発生した際には、関係機関と連携を密に取りながら早期の復旧に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（金七祐太郎）

14番 鍛冶谷議員。

14番（鍛冶谷眞一）

発電機についても4台、順々についてことですが、これも少しまたスピードアップして、予算の許す限りやってもらえるとありがたいかなと。何といった

って、この冬だけでも樹木の倒壊による断線とか、そういう停電した地域があって、その方からずばりこう聞きました。「鍛冶谷さん、スマホがきかんで、スマホが使えなんだら金も払えんし何もできんげんわいね。人の家へ行って充電しようと思っても、その間、待つとる間、車の中で待つしか方法ないし、その家で長いことおるわけにいかんし困ったわ。スマホってすごいね」と言われたのを聞いて、ほんとやな、今は電源イコール生活を支えるスマホ。そんなふうにも受け止めなきゃいけないんだ。そうすれば、簡単なコンセント、出川哲朗じゃないですが、コンセントを貸してもらえませんかというのが本当に簡単にできるようになればいいなと思っております。

楽天の三木谷社長は、ウクライナに500台の大型発電機を財政赤字の中、出したそうです。そして仲間たちにも声をかけて、あと1,000台、あと2,000台準備したいというふうに言っているそうです。

どうか防犯カメラの件も含めて、能登町は県内でナンバーワンの安全・安心な町のために、防犯カメラや発電機、急速バックアップ、そんなことができる大変住みやすい安全な町だと。こういうものをできればキャッチフレーズになるほどに奮闘願うことを切にお願いして、一般質問を終わります。

議長（金七祐太郎）

以上で、14番 鍛冶谷議員の一般質問を終わります。

次に、8番 市濱議員。

8番（市濱等）

今回、私は2点について質問をしたいと思えます。

先ほども馬場等議員の発言にありましたが、2月6日に発生いたしましたトルコ・シリア地震について、5万人を超える犠牲者が出たと言われております。亡くなられた多くの方々のご冥福をお祈りしたいと思います。

この地震は、私たち日本、特に能登半島にとっても遠い国の出来事ではありません。地球は十数枚の岩盤、プレートからできていると言われております。その十数枚のうちの1枚、ユーラシアプレートの西の端に起きた大きな地震であります。この東の端、北米プレートとの接点に日本列島、東日本ひずみ集中帯、東北から能登半島に延びるこの岩盤上に私たちが住んでおります。

あの崩落現場の現状は、すさまじいものがあります。奥能登は特に耐震補強が遅れていて、土蔵なんかも多く残っています。住宅の耐震化は待ったなしであり、町民の皆様にも日々、防災について意識を持っていただき、家具などの倒れ防止対策もぜひお願いしたいと思います。

さて、来年度の予算書を拝見しますと、新規事業のポイントカード事業につ

いて英断をされたことを高く評価申し上げたい。引き続き、ポイントカード新規事業について期待をしたいと思います。

さて、前置きが長くなりました。質問に入りたいと思います。

文化継承と地域の活性化を聞くということで、文科省、文化庁は、文化、芸術の振興と必要性についてこのように説いております。1つ、人間が人間らしく生きるための糧だと。2つ目は共に生きる社会基盤の形成には欠かせない。3つ目は質の高い経済活動の実現には欠かせない。4つ目は人類の真に発展への貢献を挙げ、5つ目には世界平和の礎であると言っております。

特に3番目について、文化の在り方は、経済活動に大きな影響を与えるとともに、文化そのものが新たな需要や高い付加価値を生み出し、多くの産業の発展に寄与し得るものであると言っております。このような観点からも、文化芸術をこよなく愛し、深く楽しむ、しっかりした取組、基盤、文化に対する下支えが必要だと考えます。

文化が地域にもたらすエネルギーは、地域の経済活動活性化に元気をもたらすと考えられます。老若男女分け隔てなく、確かに文化は人々の心をつなぐと考えられます。

そこで、最近、毎年町で行う文化祭の現状を見てみますと、文化に造詣の深い町民の高齢化、減少により年々作品も減少し、寂しくなっているような感じがしております。今年度の町の文化祭は、農林祭と会場を一にして同時開催されて、多くの人出があり、久しぶりの活況を見た感じがいたします。

文化祭、農林祭り、起源は祭りであります。祭りの語源を見ると、年に一度、その地域、ところの日常のケ、気をリセットする意味があり、人々をつなぐためのツールだと言われております。

昨年の暮れ、新聞に高校生による作文コンクールが載っていて、入賞者の中に能登町の高校生の作文が載っておりました。この作文において、夏祭り、祭り文化が途絶えはしないか大変心配をしておりました。祭り文化の再現を心待ちにしている記事がありました。生まれた土地に対する愛着と、町の文化、祭りが衰退していくことを大変心配しておりました。

この記事など現状を見ると、祭り文化を継承する強い対策が必要だと感じております。深く掘り下げた文化活動、祭りこそ、文化活動こそが、この能登町には必要だと考えております。

建国記念日に行われる起船祭、田の神様、恵比寿様、あばれ祭、火祭り、人形祭り、どいやさ祭り、たくさんの祭りがあります。これらをしっかり継承し、伝えることが町のエネルギーになると私は信じております。

能登町は合併して約18年。人口も減少し、集落そのものが維持できない状況も生まれております。この際、各集落の神社やお祭りなど、いわれ、歴史、

神社の特徴等を調査し、収録し後世に残しつなげることも重要だと考えております。3町村、町史、村史があり、先人はしっかりと残していると思いますが、いま一度研さんし、しっかりと継承するよう進言をしたいと思っております。

お祭りといえば神社。神社の境内。先日も町の広報紙に能登町全域のお宮さんにある狛犬の総選挙が記事として載っておりましたが、この記事一つでも町が少し明るくなるのかなど。元気になる。町民の皆さんのエネルギーになると私は思います。

例えば私の集落でございますが、産土の神社名は少那彦名神社といい、医薬、温泉の神と言われております。この私が住んでいる小さな集落にもお医者さんがおられました。近年ではお医者さんが3名も育っております。薬剤師、看護師さんも多く医療に携わる人材も育っております。

このようなことも含めて、集落でお守りする神社仏閣の調査収録する事業、このような事業の実現を提案したいと思います。

観光地と言えば神社仏閣、そこに栄えた文化伝統、このことも伝え、継承する行事こそ地域を育み元気にする原動力と確信をしております。

地方創生担当大臣の岡田直樹大臣は、地方の創生は地域性を前面に出した文化観光が鍵だと言われております。

地域の伝統、神社の調査研究における予算の配分については、各地区の例大祭に対して活動を下支えし、小さな集落の文化を掘り起こし、支援し、応援する事業が必要と考えるが、可能かお伺いしたい。

議長（金七祐太郎）

眞智教育長。

教育長（眞智富子）

市濱議員のご質問に答弁させていただきます。

文化活動やお祭りは、人々に活気を与え、次世代に継承していくことは重要なことであると認識しております。

コロナ禍において、多くの神事が中止、縮小を余儀なくされました。今後、各集落の動向は、お祭りを再開する動きが活発になってきているように感じております。町民が心待ちにしていた数々のお祭りが再開され、各集落でにぎわいと活気が戻ることを願っております。

教育委員会では、重要な文化財について、文化財保護法に基づき指定することにより、保存については必要に応じて支援を行っております。令和4年3月末で、当町で指定されている文化財は、国指定、県指定、町指定合わせて347件となっており、パトロールするなど見守りをしております。

また、現在、当町では「能登町の歴史・文化・自然」編さん事業に取り組んでおり、令和6年度の刊行を予定しております。今年度は、文化財などを調査する内容も盛り込んでおり、専門家の方々の協力により、刊行後は、より一層、町民の皆さんに町の歴史、文化について身近に感じてもらえるものと考えております。

各集落への支援事業につきましては、各公民館で実施する公民館地域活性化事業がございます。公民館の自主性を尊重し、事業実施については弾力性を持って取り組めるよう支援しておりますので、ご理解お願いいたします。

議長（金七祐太郎）

8番 市濱議員。

8番（市濱等）

教育長、頑張っていたきたい。よろしく申し上げます。

次に、来年度は石川県に国民文化祭がいしかわ百万石文化祭と銘打って10月14日から11月26日に開催される予定と聞いております。町は地域文化発信事業として、ごいた、発酵文化を260万円の予算でいしかわ百万石文化祭の協賛事業として予算づけがされておりますが、この事業について町はどのような取組みを予定しておいでになるのか、詳しいお聞きしたいと思います。

また、発酵文化には、いしり、いしるはもとよりでございますが、酒造りの話は欠かせないと、このように思います。例えば能登杜氏、これは過去、能登半島珠洲郡、特に当町では松波、木郎、宮崎地区を中心に、農閑期になると集団で外貨を稼ぐために各地に酒造りに出向いたことは皆さんよくご存じであります。

それにはいわれがありまして、松波の白山町に松尾神社という酒造りの神を祭ったお宮さん、ほこらが鎮座しておりました。現在は松波八幡神社に合祀されておりますが、この松尾神社を中心に酒造りの杜氏、名工と言われる方々が何名も出ておいでになる。農閑期約100日間、月でいうと3か月、出稼ぎをされていた。

特に近年では、四天王とうたわれる酒造りの名工が旧内浦町には3名もおいでになります。現在も小松市に第一線で活躍され、全国に名をはせ、酒造りの神と称されておられる超名工もおいでになります。

この松尾神社にまつわる酒造り文化に光を当てて、新しい輝きを求めることも次世代の役割ではないか。うれしいとき、悲しいとき、節目で欠かすことのできない日本酒造り。特に当町では酒蔵が3つもあります。先ほども話をさせていただいた高校生の憂えている松波町のキリコ人形祭りは、酒造り、酒蔵が

獅子舞の物語の原点になっていると聞いております。

この酒造りにおいて、毎年夏に杜氏研修会が催され、杜氏の研さんを重ね、多くの方々が功績を認められ、表彰の栄に浴されているが、その方々の業績が一度地元の新聞に載るだけで、後で一目実績を確認しようとしても現状がなかなか見えない。やはりしっかりとした実績を残すためにも、資料館等、後世に誇る保存も必要と考える。

皆さんもご存じであるように、この能登杜氏の活躍で、現在、当町と姉妹都市の交流を続ける千葉県流山市は、杜氏文化がもたらした歴史ある交流事業であるということは周知の事実であります。ほかにも静岡県、兵庫県、滋賀県など大いに活躍された名工がたくさんおいでになります。

最近、聞くところによると、地球のあちこちから日本酒造りに参加されていると聞きます。また、出向いて海外で日本酒を造られているとも聞きます。これなどは最高の地元能登半島、能登町の文化ではないかと、このように思います。

国民文化祭、いしかわ百万石文化祭の発酵文化の伝統とともに、この時期に行われるであろう町文化祭、しっかり予算を増額し、活動の下支えが必要と考える。このような事業を実現する現在の予算を増やす考えはあるかお聞きしたい。

議長（金七祐太郎）

眞智教育長。

教育長（眞智富子）

それでは、続いて答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、文化協会の会員数の減少は顕著であり、会員の高齢に伴い、活動につきまして規模を縮小してきたということはやむを得ないこともあり、来年度の文化イベントを契機に町民の文化への関心も回復していくことを私は望んでおります。

今年の秋に開催される国民文化祭に関連し、能登町文化祭の活性化策についてのご質問についてですが、毎年、能登町文化祭は11月初旬に開催されております。今年は、国民文化祭が10月から先立って開催されます。

当町では、ごいた発祥の地として、ごいた大会のほか、能登発酵文化祭として伝統食文化についても開催される予定で、2つの事業実施のため補助金を交付する予定です。

能登の発酵文化については歴史があり、国内外において評価されていることは事実です。国の無形文化財である伝統的酒造りがユネスコ無形文化遺産へ提

案されることが決定し、2024年、令和6年に政府間委員会において審議が予定されており、能登杜氏のふるさと能登町においても期待することができます。

このことから、今後は伝統文化、伝統食についても町民の機運が高まることが想定され、活性化策の一つになると考えております。

また、議員のお話の中にもあったように、今年度において、文化祭と併せて秋の味覚市を開催したことにより、多くの方に町文化祭にご来場いただきました。令和5年度につきましても、共同での開催について各種団体と協議して実施してまいりたいと思っておりますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

8番 市濱議員。

8番（市濱等）

ありがとうございました。予算を少しでも増やして、しっかりと開催していただきたいというふうに思います。

ただ一つ、お願いしたいのは、町文化祭という信号のところに垂れ幕が1枚かかっているんですよ。文化祭の開催ということで。あれは物すごくみすぼらしいなという気がします。どうか検討していただいて、あれだけでも変えていただきたいなというふうに私は思います。

それでは、次の質問に参りたいと思います。

先日、3月4日、5日に白丸公民館で公民館祭りが行われ、小さなコミュニティホールではありますが、地元の作品がたくさん展示されて大変にぎわってございました。中でもピアノとバイオリンの二重奏は誠に好評で、心が豊かになる、豊かさが実感できると好評でありました。

能登町にも多くの芸術、芸能、各種教室など多くのグループが日々活動を重ね、心の豊かさを求め研さんをされております。でき得れば、素晴らしい自分の一生に残る作品、周りの人が心豊かになる発表ができることを夢見て励んでおられると思います。

町民が豊かな文化享受する、また高度な心の豊かさを享受するためには、充実した設備、音響、照明、舞台など充実した環境が求められております。あちらこちらの隅々に展示されてある素晴らしい作品を一堂に会し、展示、発表できる会場は必要だと思っております。また、充実したホールがあることにより、様々な興行などが行える。ホールがあつてこそその芸術鑑賞だと思っております。

高度な芸術、心を打つ演芸は心を豊かにします。心豊かになると、新しい発想、アイデアが湧いてくると思っております。

私は、町民の元気は、まず心の豊かさからだと思っております。芸能、芸術を堪能し、今日1日を心豊かに過ごす。このような環境を提供する。これも行政を預かる地方自治体、町の役割ではないかと思っております。

人口減少、人口の流失の一つの要素として、心の豊かさを求めて転出する。このようにも考えます。町の新しい生産人口を少しでも食い止める、防ぐ手立てになると確信をしております。あちらこちらに散らばる文化芸術が一堂に会する新しい文化芸術ホールをぜひ検討していただきたいと思っております。

答弁をお願いします。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

文化ホール会館が必要との考えでのご発言かと思っておりますけれども、町においては、ここの庁舎と内浦総合支所、そして柳田公民館に各ホールを整備しております。町内には大がかりな文化ホールというのはございませんけれども、町の規模に照らし合わせますと、ホールが各地区に3つあるということであり、将来を見据えますと、現在の施設を維持しながら、町の文化活動を支援していきたいというふうに考えております。

今後は、文化協会の会員の皆様方がさらなる生きがいを持ってそれぞれの芸術文化活動に取り組んでいかれることを願っております。

以上でございます。

議長（金七祐太郎）

8番 市濱議員。

8番（市濱等）

町長は、各地区にホールが散らばっておって、これ以上はどうにもならないという答弁でなかろうかなというふうに思います。

私は、先日の成人式、二十歳の集いの開催状況は、合併ではなく分裂かなというふうな感じで、二十歳の集いが一堂に会し行えるようなホールはぜひ必要ではないかなと、このように考えております。

合併前、旧内浦町は文化ホール建設を目指して原資を積み立てておりましたが、合併によって頓挫しております。この人口減少、疲弊していく、この環境にこそ、文化会館、ホールが必要だ。ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

次に、公共交通、スクールバス運行について。

地域交通計画策定委員会ですか、これも開催されたようですが、この1年、円安状況が続き、燃料の高騰、加えてウクライナ・ロシア問題が世界経済に暗い影を落としております。世界中の経済に影響を与えております。

このような環境の中で、国民の生活安定を求める日本政府は、企業に対して賃金を上げるよう要求しております。瞬時に変動し、目まぐるしく変化するこの時代に、3年前の入札で得た事業を現行で運行していく。大変な努力と赤字覚悟でなければ今の運行はできないのではないかな、このように考えております。

このような環境の中に、中小零細事業者は努力されていると推察します。現在運行されている企業の方は、このようなことはないでしょうが、このことが原因で重大な間違いがあってはならないなと私は考えております。

子供たちに万が一にも被害が及ぶことのないように、その年その年において運行契約ができるよう、せめて2年間というような入札制度にならないか、伺いたいと思います。

議長（金七祐太郎）

今井教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（今井久幸）

市濱議員のご質問に私のほうから答弁をさせていただきます。

現在の各校におけるスクールバス管理運行業務につきましては、令和2年10月1日から令和5年9月30日までの3か年を契約期間とし、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約により業務を遂行しております。

また、当該契約の期間につきましては、長期継続契約事務取扱要綱に基づきまして契約種別ごとに上限が定められております。役務の提供を受ける契約につきましては3年以内と規定されております。

以上のことを踏まえますと、3年間という契約期間につきましては、長期継続契約の最大のメリットとなる長期的視点からの効果的な事業運営が可能となることにより、安全・安心なバス運行業務が図られるとともに、次年度以降の契約行為が不要となり、契約事務の効率化も併せて図ることができます。

市濱議員がおっしゃる2年ごとに改めること自体は、制度上では可能ではございますが、現時点においては3年ごとによる運用が最適であると考えておりますので、どうぞご理解をお願いいたします。

今後につきましては、業界の意思等を確認しつつ、次期発注に向けての協議をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（金七祐太郎）

8番 市濱議員。

8番（市濱等）

入札制度の過当競争をできるだけ避けて、安全運行に努めていただきたいというのが私の趣旨でありまして、これはどうしてもならんというなら、これは仕方ないかなど。だけど、もっといろんな要素を踏まえて決定していただきたいなというふうに思っております。

それでは、さきの質問に連なる事項ではありますが、自動車の運行とか燃料費等は大変変動することが予想されております。事業者の負担にならないように、町が燃料販売店と契約するシステムなどはできないか。ほかの市町村は、このようなシステムと聞いておりますが、検討できるかお聞きしたい。お願いします。

議長（金七祐太郎）

今井教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（今井久幸）

引き続き、答弁させていただきます。

市濱議員がおっしゃるとおり、当町における現在の委託契約内容には燃料費を含めて契約をしております。なお、当該契約に限らず、世界情勢等に伴う物価変動等につきましては常にあり得るものであり、当該契約においても例外ではなく、発注者である当町と受注者とにより契約締結をした契約書中に、契約の変更という規定が設けられており、当該契約の期間中において、路線の変更、便数の増減、物価の上昇その他相当と認められる事情があったときは、発注者と受注者との協議により契約条項の一部を変更することとされております。

このことよりまして、市濱議員が懸念されるような状況には陥ることはないと思っておりますので、どうぞご理解をよろしくお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

8番 市濱議員。

8番（市濱等）

物すごく安心をいたしました。どうか申請があったら、そのような対応をしていただきたいなというふうに思います。

それでは、また運転業務に関することをもう一度お聞きしたいなと思います。運転手の高齢化が進み、大型2種免許の取得者が不足していると聞いております。新たに2種免許取得に対して支援することは可能かどうかお聞きしたい。当町としては、人口減少、高齢化で、新たに取得者が現れない場合は、大型1種でも運転業務に従事できるように条件緩和はできるかも併せてお伺いしたい。

ちなみに、社会福祉協議会などの大きなマイクロバスは大型1種の運転手さんが多くの方々を乗せて運行されています。参考になるか、お聞きしたい。

議長（金七祐太郎）

今井教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（今井久幸）

引き続き、答弁させていただきます。

現在の各校におけるスクールバス管理運行業務の運転手要件につきましては、一律、当事者が運転する自動車の規格に応じた中型または大型第2種の免許保持者、かつ70歳以下の健康な者としております。

このことにつきましては、既に業界側より貴重なご意見を賜っており、次期発注時に向けて要件緩和の協議を進めている最中でございます。

また、要件緩和の内容につきましては、石川県及び近隣市町の運用を参考にするとともに、法令遵守はもとより緩和できる範囲を絞り込み、運転手の高齢化が進む当町にとって地元事業者が児童生徒の交通輸送に関する安全確保を保持した上で運行が図られるように協議をしておりますので、どうぞご理解をよろしくお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

8番 市濱議員。

8番（市濱等）

それでは最後に、能登町は人口減少、疲弊していく経済に苦慮していますが、能登町だけではなく日本国の隅々に同じような状況が起きております。

私は今日、文化について質問させていただきましたが、全てがこの道に通じると思っております。この状況を改善するには、国の施策が必要であります。たくさんの小手先の政策は国も発表しておりますが、まずは子供の減少を防ぐ、このことが全てに優先すると思います。

教育環境の抜本的改革が必要でございます。二十歳までに大学が終わるよう

に制度を変えることだと私は思っております。

私は、北國、中日、どちらの新聞も読ませていただいておりますが、昨日の北陸中日新聞朝刊に、奨学金のリアリティーというように題して、このようなデータが載っております。

若者は奨学金を借りてキャリアを積んで国に貢献しようとしております。頑張っておりますが、先ほども5番議員が質問されておりましたが、将来的に金を借りると自分の人生に大きく影を落とします。今こそ教育環境の改善が急務だと考えております。

85%の若者が進学する高校生に、18歳の選挙権、義務も果たさない若者に権利が与えられております。私は、二十歳で大学生活が終わる制度、17歳で高校教育が終わる制度にすれば、2年の資金が不要になります。借金は10年で脱却することができると思います。

携帯で世界のこと、知識のデータはあふれております。必要なのは心の教育だけだと、私はこう思っております。教育と文化であります。キャリアは社会へ出てからも享受できます。終生勉学に励むこと。こんな社会になれば日本は衰退を免れるでしょう。何とか日本の構造を変えようではありませんか。

以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（金七祐太郎）

以上で、8番 市濱議員の一般質問を終わります。

休 憩

議長（金七祐太郎）

ここでしばらく休憩いたします。15時10分まででお願いします。（午後3時01分）

再 開

議長（金七祐太郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後3時10分再開）

次に、10番 酒元議員。

10番（酒元法子）

初めに当たりまして、先般、2月議会におきまして議長よりご報告ください

ました件で、私からも一言ご挨拶申し上げさせていただきます。

皆様方のおかげで、身に余るお役を拝受いたしました。恐縮しながら務めさせていただきました中で、せっかくの機会だという思いで、いろいろな場所で石川県の宣伝と大事な能登町の宣伝を精いっぱいさせていただきました。

その中で反響の多いのは、やはりイカキングでございました。一度は訪ねてみたいという気持ちを皆様が大変期待しておられることに、本当に喜びを感じてまいりました。

こうしたたくさんの方々の絆を温めながら、能登町のために貢献をこの後もさせていただくことを考えております。本当にありがとうございました。

任期途中でもありましたのに、いろいろな表彰状、感謝状をいただくことになりまして、誠に恐縮いたしております。身に余ることでありました。全てに感謝し、心からのお礼を申し上げ、ご挨拶に代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

それでは、通告に従いまして進めさせていただきます。

雪害時の安否確認についてでございます。

昨年12月下旬より、当町には例年になく大雪に見舞われ、倒木により電線が遮断されたり、道路が封鎖されるなどの事態になりました。1月にも10年に一度と言われる大雪が降り続き、私も家の前まで入れず、また翌朝には出ることもできなかったほどでありました。

このような状態が続くと、外出することもできず、暖房の燃料切れや食料が底をつくといったことが考えられます。また、停電や通信が途絶えた場合、誰にも助けや急変を告げることができず、大きな事故につながる可能性も否定できません。ましてや高齢化世帯や独り暮らし世帯では、雪寄せ作業もままならず、より自宅内避難が長期化するおそれがあります。

町では、雪害時のような事態において、連絡が取れない方の安否確認をどのように行っているのか、町の対応をお聞かせください。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

議員がおっしゃられるとおり、昨年の12月の際にも、倒木の影響で大規模な停電、通信障害、また道路が寸断されたことにより孤立した集落が発生いたしました。

町では、孤立状態の解消と電力の復旧、水の確保を最優先として対応すると同時に、区長さんらと連携しながら独り暮らし、また連絡のつかない世帯を職

員が行って訪問し、安否確認を行っております。

一方で、自主避難所を開設いたしまして、停電が長引く地区の皆さんに避難を呼びかけました。

幸い大きな人的被害はなく、今後もこの経験を生かしながら町民の命を守るということを最優先に対応していくこととしております。

このように大規模な災害時には、電話、メール、それからインターネットがつながりにくい状況になったり、移動手段が確保できないということが想定されます。災害時の混乱の中でどうやって安否や所在を確認するか、日頃から家族や地域の方と話し合うようにしていただければというふうに思っております。

また、独り暮らしや家族構成など、地域の実情というのはやはり地域の方が一番把握しているものと思われれます。ぜひ最も身近で接している町内会、また自主防災組織等が中心となりまして、声かけ、また安否確認など、平時から協力し合う体制づくりというのをお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（金七祐太郎）

10番 酒元議員。

10番（酒元法子）

ぜひしっかりとした対策をお願いしたいと思ひますし、離れて暮らす家族と連絡が取れないというのは大変不安な状態でありますので、以前から何度もお願いしていますが、先ほど町長がおっしゃられた携帯電話の不感地帯の解消について、携帯電話事業者や他の市町と連携、協力を図りながら取り組んでいただくことを切にお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

次に、たばこ税についてお聞きいたします。

分煙化が進んだ昨今、自宅以外の室外でたばこを吸っている方があまり見かけなくなりました。愛煙家の方は、喫煙場所を探すことで苦労していると聞きます。

そこでお聞きいたしますが、現在、たばこ税として町に交付される税金はどれくらいあるのか。過去5年間、お知らせくださいますようお願いいたします。また、この税金をどのようにしてお使いになっておられるのか、お聞かせください。

議長（金七祐太郎）

鶴垣税務課長。

税務課長（鵜垣厚夫）

酒元議員のご質問に私のほうから答弁させていただきます。

ご質問にありました市町村たばこ税のまず使い道についてですが、市町村たばこ税によって納付された税金は、一般財源に充てられ、日常生活の基盤の整備や公共サービスの質の向上をさせるために利用されております。

また、市町村たばこ税は、その使い道が限定される目的税ではなく、徴収された税金は市町村ごとにその用途を自由に決めてもよいとされておりますので、総合的に判断し、適宜、財源の充実に努めていますので、よろしく願いいたします。

また、先ほど過去5年間のたばこ税の徴収実績についてお尋ねがございました。資料を読み上げさせていただきます。

平成30年度の決算額では1億1,350万1,730円。令和元年度のたばこ税につきましては決算で1億1,410万92円。令和2年度決算で1億592万2,077円、令和3年度決算では1億1,221万7,240円です。令和4年度の決算見込みとしましては1億1,200万円を見込んでいます。

答弁は以上です。

議長（金七祐太郎）

10番 酒元議員。

10番（酒元法子）

たばこ税の税収が1億円以上もあるのには驚きました。これは愛煙家の方々なたばこ消費による貴重な財源として町の収入になっていると思います。

受動喫煙防止対策として、室内での分煙や屋外での喫煙する場所を確保する必要があります。国は、多数の人が利用する施設の管理者にそういった分煙対策を義務化しておりますが、飲食店や事業所、オフィス等が新たに分煙、喫煙室を設置したり分煙機を購入する場合は、多額の費用がかかると聞いております。町内の飲食店を含む事業所等で受動喫煙防止対策に対する専用喫煙室の改修工事や分煙機を購入した場合に、町がその費用の一部を補助し、受動喫煙防止対策として分煙化を後押しすることができないのでしょうか。お伺いいたします。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

2020年4月から施行の改正健康増進法によりまして、対象の飲食店、事業所、オフィス等は、原則、屋内禁煙となっており、おっしゃるとおり各事業所における適切な喫煙室の設置というのが義務化をされておるわけであります。

現在、町において、事業者等への喫煙に対する助成制度というのはございませぬけれども、事業者、施設管理者には健康増進法の趣旨というのをしっかりと認識をしていただき、受動喫煙の防止に取り組んでいただいております。ありますが、なお、国では、この取組に対する受動喫煙防止対策助成金制度や技術的な相談も受け付けておるということでもありますので、ぜひ一度活用をしていただければというふうに思っております。

以上であります。

議長（金七祐太郎）

10番 酒元議員。

10番（酒元法子）

町独自の助成制度は難しいということですので、国の助成制度を広く周知していただければ助かります。

健康上の理由等で禁煙者が増加し、社会全体が分煙化に取り組む中、この法律のせいかどうかは分かりませんが、必然的に屋外でたばこを吸う人が増えているように感じます。しかしながら、幾ら屋外といっても対策していない場所での喫煙では、煙等が周囲に流れ、副流煙による受動喫煙が生じるおそれもあります。いまだ、たばこのポイ捨てや、道路上でたばこを吸っている光景もよく見かけます。今後、春や夏の観光シーズンに向けて、多くの観光客などが町に来ることも予想され、この中にも多くの愛煙家がいると思われまふ。たばこを吸わない方への配慮や環境が整いつつある一方で、こうした喫煙者の権利を尊重することも大切だと思ひます。

そこで、町が管理する公衆トイレやポケットパークなど多くの人が利用する場所に喫煙場所の整備を進めるべき時に来たのではないかと考えます。町の見解をお聞かせください。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

先ほどの答弁にも答えましたけれども、健康増進法の改正により、施設の種

類や場所ごとに分煙化に対する規制が強化をされております。町では、喫煙者の自主的な協力を得ながら、町が管理する施設においては屋内及び敷地内の完全禁煙化、また指定喫煙場所の整備を進めてまいりました。

町が管理する施設や場所に新たな喫煙場所を設けるということは非常に難しい状況でございます。また、観光施設や宿泊施設等におきましては、先ほども申しましたが事業者及び管理者の適切な受動喫煙防止対策をお願いしたいと思っております。

議員は、愛煙家に対する温かいご質問であるというふうに思っておりますけれども、喫煙者におかれましては、たばこを吸う際には一人一人がマナーとルール守った節度のある喫煙をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

10番 酒元議員。

10番（酒元法子）

たばこを吸う権利と吸わない権利、それぞれだと思いますが、きちんとした喫煙場所を設けて、その場所を周知することによって安心して喫煙できる環境が確保されるだけでなく、ポイ捨てをなくして受動喫煙対策にも期待できると考えますので、ぜひ設置場所の調査や検討をお願いいたします。

次に移ります。

能登町の水道事業についてお聞きいたします。

本年1月下旬、能登地方で、寒波の影響で凍結により水道管の漏水被害が発生し、また昨年6月には大規模な地震も発生しております。これに備えて、これまでどのような対策を実施してきたのか。また、平成29年3月には能登町水道事業経営戦略を策定後、6年が経過しようとしております。

そういう中でお尋ねいたします。

漏水事故は、水道が出なくなることで基本的な生活に大きな影響を与えるほか、医療活動にも支障を来します。その他、道路の凍結による交通事故の危険性の増加、消防活動にも支障を来すおそれがあり、その復旧は一刻も早く復旧しなければなりません。

このような漏水事故に対し、昼夜を問わない復旧工事に関わる職員の皆様をはじめ工事関係者の方々には、心より感謝申し上げます。

管路の更新や今後の人口減少を踏まえた経営方針を平成29年3月に能登町水道事業経営戦略として策定されましたが、この経営方針にはこれらの災害対策は十分に盛り込まれ、想定しているのでしょうか。今回は、これらのことに

ついて以下の3点をお尋ねいたします。

能登町水道事業経営戦略では、管路埋設工事において平成11年度より浅層埋設による土工事の縮減を行うとされていますが、凍結事故に発展するのではないかと心配しております。お答えください。

議長（金七祐太郎）

真智建設水道課担当課長。

建設水道課担当課長（真智芳郎）

それでは、酒元議員の質問に私のほうからお答えさせていただきます。

水道工事のコスト削減を日本水道協会が要望しておりました。埋設深さの変更は、平成11年3月で建設省から通知をいただいております。それ以降、当町における埋設深さは浅層埋設としております。以前は120センチ埋設深さで施工しておりましたが、それ以降、町道では60センチ以上、国県道では80センチ以上としております。

議員が心配される浅層埋設による凍結事故や漏水等は、管材の品質向上により影響は出ておりません。今後も道路管理者の理解と協力を得ながら水道管の浅層埋設を行ってまいりますので、理解をお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

10番 酒元議員。

10番（酒元法子）

浅くなっても大丈夫なんですね。安心しました。

次に、同様に管路の耐震化、更新工事は順調に進んでいるのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（金七祐太郎）

真智建設水道課担当課長。

建設水道課担当課長（真智芳郎）

それでは、引き続き答弁させていただきます。

現在、当町の水道管の総延長は約420キロございます。耐震を必要とする基幹管路につきましては約64キロであります。そのうち整備済みの耐震管は約20キロで、耐震化割合といたしましては30.8%となっております。

更新工事につきましては、年間約3キロを耐震管にしていくこととしており

まして、今後につきましても令和5年度完成する水道ビジョンを基に5年ごとに見直しながら耐震化事業を計画的に進めてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

10番 酒元議員。

10番（酒元法子）

本当は、どこら辺から直してどこら辺が残っているということもちょっとお尋ねしたかったですけれども、またこの次にさせていただきます。ありがとうございました。

もう一つ、管路の漏水は水道事業経営に大きな影響を及ぼすが、能登町水道事業経営戦略を策定して以来、有収率はどのように変化しているのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

議長（金七祐太郎）

真智建設水道課担当課長。

建設水道課担当課長（真智芳郎）

議員おっしゃる経営戦略策定後ということですが、これは平成28年度に策定しております。その翌年の平成29年度には有収率は76.2%でしたが、令和2年度には81.3%、令和3年度におきましては82.7%となっております。さらなる有収率の向上を目指してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

10番 酒元議員。

10番（酒元法子）

平成29年3月に策定した時点では、想像もできなかった変化が現実起こった現在、水道事業経営戦略を改めて策定することも視野に入れて、能登町の安心・安全な今後の事業展開を期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（金七祐太郎）

以上で、10番 酒元議員の一般質問を終わります。

次に、13番 志幸議員。

13番 (志幸松栄)

皆さん、ご苦労さんでございます。

久しぶりに最後に回されてしまいましたけれど、皆さん、今日は前置きがよくあれでしたけど、私もちょっとだけあれさせていただきたいなど。

この議会も私、もう長老のほうになって二十数年させていただいておりますけれど、今回は、私が出した質問に同じ質問が2点あったんですわ。それで、1点は下げさせてもらいまして、もう時間がなかったから1点はそのまま町長に答弁いただいて、同じような趣旨です。けどちょっと違うんですけれど、1点、今日は2点させていただきます。議長。

私の前置きはちょっと違うんです。町長の台本を読みながら。

それから、今の日本の状況、それからましてや能登町の状況でございます。私が一番嫌なケースになっております。

世界状況は、皆さんご存じだと思います。戦争、戦争。それにましてやもう一つは隣国のミサイル。それから、戦争が起きるような感じで私たちおるわけでございます。

なぜこうなるんだろうということで、おまけで日本の今日の国会中継もやっております。私はビデオに撮ってきましたけれども、野党と与党の論争。あまりいい論争じゃないと思うんです。予算委員会も。

それと同時に、恥ずかしながら当町の選挙、県会議員の選挙にもかかわらずいろいろな中で当町もいろいろ複雑化しております。

そういう中で、皆さんの今日質問を聞いて、私は非常に勉強になりましたけれども、執行部の方々も一生懸命に答えておられたということで、それだけは今回の私のプラスかなと思っております。

なぜかという、この前、12月の予算、一般質問で、大森町長に対しまして失礼ながら本年度の予算はどういうふうにして計画していくんだと。答えは、そっけない答えでございました。けど返ってきた答えが、また最高の私の気に入った一般会計が151億、総計で二百七十数億でしたかね。特会へ入れて、これは二十数年になって、私も経済畑の出身でございます。漁業だけじゃなくして。この経理に対して、私は今回、満足しております。

そういうことで、一般質問はそういうものを却下させていただきまして、一つは5番議員の、方向先は違うんですけれども、私の場合は方向先はお年寄りに対しての、今日びの時代はDX推進協議会ということで町長が私たちに提示しておられます。その中の今後私たちお年寄りをどうやって引っ張っていくのかなと思っております、それを質問したいなと思っております。

そういうことで趣旨説明しますと、1点目、高齢化社会に対応した優しい窓口の設置についてお聞かせ願いたいと思います。答えを2ついただければなと思って。庁舎内、住民課窓口にも、今新聞でもマスコミでも御存じのとおり、書かない窓口の設置とDX推進計画。私の理解ではマニュアル化からデジタル化の導入だと思うんですけど、この問題のこれからの動向。それからもう一つには、マニュアル化からデジタル化に対して、いろんなスマホの勉強とかタブレットの勉強。私たちは携帯を買っても、携帯屋さんがはっきり100%教えてくれないんですよ、なかなか。私の場合は、コンビニへ行ったりして高校生とかそういう若い人たちにアプリのやり方とか聞くんですけども、そういうようなことをデジタルに向けて、お年寄りの方もみんな今の時代に乗っていくような年寄りをつくるような窓口をつくっていただけないかなと思って、勉強会の開催とかそういうものについてのお尋ねをしたいと思います。

2点、ひとつお願いします。1点目。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

デジタル化ということで、国が進めておりますデジタル化の推進に合わせまして、デジタル化というのを通して地域社会の課題解決、それから高齢者の方々にとっても暮らしやすいまちづくり、また行政サービスの質の向上を目指しまして、先ほどおっしゃられている能登町のDX推進計画というのを策定したわけであります。

その推進計画の取組の一つが窓口業務のデジタル化ということでありまして、それが現在、予算化をお願いしておる書かない窓口ということの導入でございます。

令和5年度の当初予算において、住民課及び各総合支所に、書かない窓口として申請書を作成支援するシステムの導入に係る費用を計上したわけでありまして、このシステムは、マイナンバーカード、また運転免許証から個人さんの氏名、住所、生年月日、性別といった基本情報を入手しまして、各死亡後の手続とか、また転入、転出に際する手続の各申請書が情報が印刷された状態で出てくるというふうなシステムであります。

来庁される方々、特に高齢者にとっては、何枚も何枚も同じ名前、住所を書かなければいけないということでありまして、その負担が軽減されるということから、書かないといったスムーズな行政手続が受けられるということもつながりますし、庁舎内での滞在時間の短縮にもつながりまして、高齢化社会に対

応した優しい窓口になるというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

2点目へ行きます。

勉強会の開催ということでございますけれども、おっしゃるとおり全国で急速に進んでおります高齢化、それからデジタル化ということに伴いまして、デジタルの恩恵を受けられる層と受けられていない層の情報の格差というのが国のほうでも問題視をされております。また横文字で言いますと、いわゆるデジタルデバイド問題というふうに言われております。

特に、内閣府、またDX推進計画のときに町内の人にアンケートを取った結果を見ますと、やはりスマホやタブレットを利用していない層が高齢者に多いということから、世代間において情報格差が生じているというのが現状ではなかろうかというふうに思っております。

国では、マイナンバーカードの利活用のため、本年5月にマイナンバーカードの一部をスマホに搭載しまして、行政手続や民間サービスの登録など様々なサービスをスマートフォンで行えるような利便性を向上させることを目指すというふうに言っております。

また、スマホを持つことによりまして、交通情報や災害の情報の入手、また家族の連絡やキャッシュレス決済など、幅広い分野での利便性がございますので、まずスマホを持たない方には、この利便性を知っていただくことが必要であらうかというふうにも思っております。

そのため、先般策定いたしました町のDX推進計画におきましても、デジタルデバイド対策の取組を進めることといたしておるところであります。取組内容といたしましては、デジタルに関心がない、それからスマホの使い方が分からない高齢者に興味や関心を持ってもらえるように、スマホの操作体験、また講習会を定期的に実施し、スマホの相談体制についても構築していくことというふうに計画をしております。

すぐに実施していくのは物すごく難しいことなんですけれども、他の自治体の先進事例、また携帯電話の事業者、そして民間事業者等の専門的な知見や経験をいただきながら、スマホ教室等を開催できるように協議をしてみたいと思いますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

議長（金七祐太郎）

13番 志幸議員。

13番（志幸松栄）

ありがとうございます。結構やっぱり今、若い町長だけあって、DX推進事

業というあの紙に応じたようなやり方で、今年は調査費、来年から実施ということで、素直に私も受け止めて、来年に期待をしまして、65歳以上の方々がだんだん増えてきております、能登町は。それで、こういうデジタル化になれば、すごいデジタル、AI化、それまで一歩進んでいくんじゃないかなと思います。講習もしたりなんかすれば。そういうことで期待をしまして、2点目に移りたいなと思って、この問題は理解して2点目に移ります。

2点目は、正直言って今、3点出してきた中で重複しておいた米の、教育長が答えられましたけれども、30%と、米の無料化ということで出していたんですけれども、7番議員がされたので私も無料化に対して期待をしまして、次は私、急遽、能登町の1次産業の問題でございます。

先ほど前置きで言ったとおり、戦争その等に重要視されております小木のイカ釣り船団についての問題を、ひとつ町に対して、漁業者の一人として質問したいなと思っております。

本当にイカ釣り漁業、沖合でございますけれども、このイカ釣り漁業に対して、振興に対しまして毎年毎年船数が減っている。そういう中で、沿岸漁民も若い人たち、スタッフが減っております。漁獲はあるにもかかわらず、やっぱり漁業者が減っておるんです。これをいかにして能登町は基幹産業と言っておるやつを土台にしていくのかなと思っております。

小木沖合イカ釣り漁業船団の本年度の状況が不安視されております。ロシアとの漁業交渉が停滞しております。この中で、この問題は当町にとって、漁業関係者にとっても重要な問題だと思います。

そういうことで、この問題をどういうふうにして当町は受け止めて、今後どのようにサポートしていくか、町長のお考えを一つ聞いて、私は今回、気分よく下がりたいと思います。よろしくお願いします。

議長（金七祐太郎）

大森町長。

町長（大森凡世）

この問題は、何度も何度も志幸さんから答弁を求められておることでありませけれども、今おっしゃいました日本とロシアとは日ロ漁業協定というのを1998年2月21日に結んでおるということで、日本がロシアに対して入漁料を支払った上でロシア領に入って操業ができるというものでございます。

しかしながら、おっしゃるとおり本年度はロシアのウクライナ侵攻ということで、日本として、世界で経済制裁を行っておりますので、ロシアにその費用が払えないという状況であるため、ロシア領の海域での操業というのは一切で

きていないという状況になっております。

一方、主要漁場であります大和堆においては、外国船の違法操業や、また北朝鮮のミサイル発射の影響によりまして常に不安を抱えながらの操業になっておるといことであります。

このことから、昨年12月15日には、県の漁協の組合長をはじめ関係者が首相官邸、また国土交通省を訪れまして、状況を訴えた活動に出ております。

それを受けて、大和堆違法操業対策の警備強化の目的で、国は大型無人航空機の整備、また取締船「のと」という、この間1艘配備していただきました。そういう対策に国自体も取り組んでいただいております。

今後、答えは同じになりますけれども、県漁協、また国、関係機関と連携を取りながら国に訴えてまいります。当町の大切な1次産業の柱でもあるイカ釣り漁業の支援を今後も継続して町としては図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（金七祐太郎）

13番 志幸議員。

13番（志幸松栄）

最後に一言だけ、よろしいでしょうか。

いろいろと町長の力強い言葉、ありがとうございます。漁民の方も乗組員の方々の家族の方も期待を持って、町政に対して期待をしているだろうと思っております。

また、これは大きな問題ですので、これが漁業交渉、我々だけじゃなく、日本全国、ましてや北海道のほうは今は盛漁期に入っております。そういうタラとかいろんな漁業交渉が全然なっていない。

だから私が思うのは、当町もそうですけれども、トラブルは何もプラスにならないということを主張しまして、下がらせてもらいます。

以上でございます。今日はどうもいろいろとありがとうございました。

議長（金七祐太郎）

以上で、13番 志幸議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

日程の追加

議長（金七祐太郎）

お諮りします。

一般質問が本日、全部終了しましたので、明日、3月14日を休会としたいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

休会決議について

議長（金七祐太郎）

追加日程第1「休会決議」を議題といたします。

お諮りします。

明日3月14日を休会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

したがって、明日3月14日は休会とすることに決定いたしました。

次回は、3月15日午前10時から会議を開きます。

散 会

議長（金七祐太郎）

本日は、これにて散会いたします。

散 会（午後3時54分）

開 議 (午前10時00分)

開 議

議長 (金七祐太郎)

ただいまの出席議員数は13人で、定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

議案第4号～議案第42号

議長 (金七祐太郎)

日程第1、議案第4号「令和5年度能登町一般会計予算」から、日程第39、議案第42号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」までの町長提出議案39件を一括議題とします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件のうち、ただいま議題となっております案件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長報告

議長 (金七祐太郎)

総務産業建設常任委員会 吉田委員長。

総務産業建設常任委員長 (吉田義法)

総務産業建設常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第4号「令和5年度能登町一般会計予算」歳入及び所管歳出

議案第8号「令和5年度能登町水道事業会計予算」

議案第9号「令和5年度能登町下水道事業会計予算」

議案第11号「令和4年度能登町一般会計補正予算(第6号)」歳入及び所管歳出

議案第14号「令和4年度能登町水道事業会計補正予算(第3号)」

議案第15号「令和4年度能登町下水道事業会計補正予算(第2号)」

議案第17号「能登町地区集会所等条例の一部を改正する条例について」

議案第18号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条

例の一部を改正する条例について」

議案第19号「能登町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第20号「能登町基金条例の一部を改正する条例について」

議案第21号「能登町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について」

議案第22号「能登町宇出津港水産物鮮度保持施設条例の一部を改正する条例について」

議案第23号「能登町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第24号「能登町体験交流施設条例の一部を改正する条例について」

議案第25号「能登町観光施設条例の一部を改正する条例について」

議案第26号「能登町海洋深層水施設条例の一部を改正する条例について」

議案第41号「奥能登広域圏事務組合理約の一部変更について」

議案第42号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」

以上18件は、原案のとおり全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（金七祐太郎）

次に、教育厚生常任委員会 小路委員長。

教育厚生常任委員長（小路政敏）

それでは、教育厚生常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第4号「令和5年度能登町一般会計予算」所管歳出

議案第5号「令和5年度能登町国民健康保険特別会計予算」

議案第6号「令和5年度能登町後期高齢者医療特別会計予算」

議案第7号「令和5年度能登町介護保険特別会計予算」

議案第10号「令和5年度能登町病院事業会計予算」

議案第11号「令和4年度能登町一般会計補正予算（第6号）」所管歳出

議案第12号「令和4年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」

議案第13号「令和4年度能登町介護保険特別会計補正予算（第3号）」

議案第16号「令和4年度能登町病院事業会計補正予算（第1号）」

議案第27号「能登町手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」

議案第28号「能登町多目的交流センター条例の一部を改正する条例について」

議案第29号「能登町フルーツ管理センター条例の廃止について」

議案第30号「能登町墓地公園条例の一部を改正する条例について」

議案第31号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

議案第32号「能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

議案第33号「能登町国民健康保険直営診療所条例の廃止について」

議案第34号「能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

議案第35号「能登町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

議案第36号「能登町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

議案第37号「能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第38号「能登町美術館条例の制定について」

議案第39号「能登町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第40号「証明書等の交付に係る事務の委託に関する規約の廃止について」

以上23件は、原案のとおり全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（金七祐太郎）

以上をもって、ただいま議題となっております付託議案の各常任委員会委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（金七祐太郎）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 馬場議員。

4番（馬場等）

総務産業建設常任委員会に付託された議案第4号「令和5年度能登町一般会計」所管歳出の中の、役場跡地大屋根広場整備事業2億5,161万円についての質疑はあったのか。あったのなら、どのような質疑応答だったのか、お聞かせください。

議長（金七祐太郎）

2番 吉田委員長。

総務産業建設常任委員長（吉田義法）

大屋根広場について、馬場議員の質問に答えさせていただきます。

当委員会におきまして、2件の質問と1件の意見がありました。

まず1つ目、規模と完成時期について質問がありました。執行部の回答は、工事費が約2億3,700万円、設計は完了しており、来年度に入ったら契約の準備を進める。着工は来年度、5年ですね。今年のあばれ祭が終了後を予定しており、来年3月、令和6年3月の完成見込みとのことでした。

2つ目の質問、大屋根広場の利用計画は甘いのではないかと。利用計画に変わりはないかと。の質問がありました。執行部の回答は、人々が憩える場所という理念を掲げて着手する。各種イベントや展示会等の民間利用が考えられる。地元住民の方の日常使い、憩える場所としての利用を大前提にしている。フリーWi-Fiの設置も予定しており、中高生の利用も考えている。当初の計画以上の利活用を目指して、鋭意検証しながら建設を進め、建設後は運営していくという回答でありました。

最後に、意見として、無用の長物とならないように利活用の努力をしてくださいという、3件の質問、意見がありました。

以上です。

議長（金七祐太郎）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討 論

議長（金七祐太郎）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採 決

議長（金七祐太郎）

これから、採決を行います。

採決は起立によって行います。

お諮りします。

議案第4号「令和5年度能登町一般会計予算」

の1件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（金七祐太郎）

起立全員であります。

したがって、議案第4号の1件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号から議案第10号までの6件を一括して採決します。

お諮りします。

議案第5号「令和5年度能登町国民健康保険特別会計予算」

議案第6号「令和5年度能登町後期高齢者医療特別会計予算」

議案第7号「令和5年度能登町介護保険特別会計予算」

議案第8号「令和5年度能登町水道事業会計予算」

議案第9号「令和5年度能登町下水道事業会計予算」

議案第10号「令和5年度能登町病院事業会計予算」

以上6件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（金七祐太郎）

起立全員であります。

したがって、議案第5号から議案第10号までの以上6件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号から議案第16号までの6件を一括して採決します。

お諮りします。

議案第11号「令和4年度能登町一般会計補正予算（第6号）」

議案第12号「令和4年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」

議案第13号「令和4年度能登町介護保険特別会計補正予算（第3号）」

議案第14号「令和4年度能登町水道事業会計補正予算（第3号）」

議案第15号「令和4年度能登町下水道事業会計補正予算（第2号）」

議案第16号「令和4年度能登町病院事業会計補正予算（第1号）」

以上6件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（金七祐太郎）

起立全員であります。

したがって、議案第11号から議案第16号までの以上6件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号から議案第42号までの26件を一括して採決します。

お諮りします。

議案第17号「能登町地区集会所等条例の一部を改正する条例について」

議案第18号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第19号「能登町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第20号「能登町基金条例の一部を改正する条例について」

議案第21号「能登町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について」

議案第22号「能登町宇出津港水産物鮮度保持施設条例の一部を改正する条例について」

議案第23号「能登町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第24号「能登町体験交流施設条例の一部を改正する条例について」

議案第25号「能登町観光施設条例の一部を改正する条例について」

議案第26号「能登町海洋深層水施設条例の一部を改正する条例について」

議案第27号「能登町手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」

議案第28号「能登町多目的交流センター条例の一部を改正する条例について」

議案第29号「能登町フルーツ管理センター条例の廃止について」

議案第30号「能登町墓地公園条例の一部を改正する条例について」

議案第31号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

議案第32号「能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

議案第33号「能登町国民健康保険直営診療所条例の廃止について」

議案第34号「能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

議案第35号「能登町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

議案第36号「能登町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

議案第37号「能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第38号「能登町美術館条例の制定について」

議案第39号「能登町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第40号「証明書等の交付に係る事務の委託に関する規約の廃止について」

議案第41号「奥能登広域圏事務組合理約の一部変更について」

議案第42号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」

以上26件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（金七祐太郎）

起立全員であります。

したがって、議案第17号から議案第42号までの以上26件は、委員長報告のとおり可決されました。

日程の追加

議長（金七祐太郎）

本日、議会運営委員会から、発委第1号「能登町議会の個人情報保護に関する条例の制定について」、発委第2号「能登町議会議員なり手不足解消調査特別委員会の設置に関する決議」の2件が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、発委第1号及び発委第2号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として、直ちに議題とすることに決定しました。

発委第1号、発委第2号

議長（金七祐太郎）

追加日程第1、発委第1号「能登町議会の個人情報保護に関する条例の制定について」及び追加日程第2、発委第2号「能登町議会議員なり手不足解消調査特別委員会の設置に関する決議」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長（金七祐太郎）

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会 向峠茂人委員長。

議会運営委員長（向峠茂人）

それでは、本日、議会提出議案として上程する発委第1号「能登町議会の個人情報保護に関する条例の制定について」及び発委第2号「能登町議会議員

なり手不足解消調査特別委員会の設置に関する決議」についての提案理由を説明いたします。

発委第1号「能登町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、令和5年4月1日より、個人情報の保護に関する法律が施行されることに伴い、議会は同法の適用除外となることから、「能登町議会における個人情報の保護に関する条例」を制定するものであります。

なお、本条例は、「個人情報保護法」及び町が同法の施行に関し必要な事項を定めた「能登町個人情報保護法施行条例」との整合性を図っておりますことを申し添えます。

次に、発委第2号「能登町議会議員なり手不足解消調査特別委員会の設置に関する決議」は、昨今、地方議員の成り手不足や高齢化が全国的な課題となっており、当町においても、令和4年10月23日に執行された能登町議会議員選挙が、町村合併以来、初めての無投票選挙となりました。能登町議会としても、この結果を踏まえ、議員の成り手不足の解消や、適正な議員定数や議員報酬について調査研究する必要があると考え、特別委員会を設置するものであります。

以上、本趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

議長（金七祐太郎）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（金七祐太郎）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番 志幸議員。

13番（志幸松栄）

発委第2の内容でちょっと、ここよろしいですか。

議長（金七祐太郎）

質疑ですね。はい。

13番（志幸松栄）

成り手不足の問題について、私ちょっと発委者に質問……。

議長（金七祐太郎）

志幸議員、座ってお願いいたします。

13番（志幸松栄）

はい。

ちょっと質問したいんですけども、今現在、県会議員の選挙戦に能登町も入っております。これも選挙戦近くになるまで候補者が出てこなかったわけでございます。我々、町会議員の問題も、この前、4町の町で無投票当選の市町村がありますけれども、私たちは今現在、能登町の選挙が終わったばかりなんです。

これについていろいろと新聞でもよく私、見させていただくんですけども、報酬問題とか定数問題について、私たち議員は、正直言って能登町は町会議員というものについて、基本的にやるために、町民の代弁者であるということなので、私はいつも思っておるわけです。

だけど、1人頭、一番多くは川北町10人で、1人頭、1人の議員に6,353人、一番少ないのが穴水町、10人の議員で1人当たり789人です。そうすると、能登町は14人で、1人当たり1,120人の方の枠があるわけでございます。

それと、報酬の問題ですけれども、一番報酬が高いのはどこだって新聞にも載っておった。町会議員で、内灘の35万円。それから一番低いのは、先ほど、管理も低いんですけども、10名の穴水町が22万円。正直言って私たちは中間で、能登町は26万円です、報酬は。

こういう中で今、私たち町会議員の選挙が終わったばかり、また県会議員の選挙、今、地方選挙があるんです、いろいろと。そういう中で、この問題、いつかは、2年ぐらい終わってから、6月議会、9月議会でももうちょっと議論して、全協なんかで議論してどういうふうにするかということも議論して、町の人たち多くを誘って成り手不足の問題を議論するべきじゃないかなと。

私は、現在早急にこういうものを設置しなくてもいいんじゃないかと思いません。

以上でございます。

議長（金七祐太郎）

11番 向峠議員。

議会運営委員長（向峠茂人）

今ほど、13番、志幸議員からの質問ですが、今縷々述べられました点を解消するためにこの能登町の議員成り手不足の特別委員会を設置するものでありますから、今これ、ここで決議するものではないので、次の選挙の前々年ぐらいいまでには、よく、いろいろな町民や町会区長会からたくさんの人の意見を聞いて、切磋琢磨して、この特別委員会で適切な決議をしたいと思いますので、今ここで結果を出すもので私はないと思っていますので。

以上です。

議長（金七祐太郎）

13番 志幸議員。

13番（志幸松栄）

それは十分に分かっております。だけど、今、発委者の方が、町民の方にこぞって意見を聞きながらやるということで、私もそんなら、今回は時期尚早やなと思って、これだけは反対しておりますけれども、この問題については別に駄目だとかああだとかという意味じゃないんです。町民の方もこぞってあれして、必ずや次の選挙は無投票にはならないと思います。いろんな方々を賛同させて意見を聞いてやれば、必ずや、恐らく2名、3名の選挙戦ができるんじゃないかなと思っております。

やっぱり二十数年も議会をやってますと、こうやって今の議会の雰囲気見れば、失礼な話なんですけれども……。

議長（金七祐太郎）

志幸議員、質疑を行ってください。

13番（志幸松栄）

ああ、そうですか。

議長（金七祐太郎）

自分の意見じゃなく質疑をお願いします。

13番（志幸松栄）

はい、分かりましたよ。

ほんなら質疑ということであれでした。向峠さんの答弁に対して、私は感動

いたし、感動というよりも多くの方をあれしてということでありましたから、
質疑、私は勘違いして、間違えました。ありがとうございます。

よろしいです。

以上、これで終わります。

議長（金七祐太郎）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討 論

議長（金七祐太郎）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採 決

議長（金七祐太郎）

これから、採決を行います。

お諮りします。

この採決は、起立によって行います。

発委第1号「能登町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（金七祐太郎）

起立全員であります。

よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、

発委第2号「能登町議会議員なり手不足解消調査特別委員会の設置に関する決議」

を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（金七祐太郎）

起立多数であります。

よって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

日程の追加

議長（金七祐太郎）

ただいま設置されました「能登町議会議員なり手不足解消調査特別委員会」の委員の選任を行います。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、選任第3号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

能登町議会議員なり手不足解消調査特別委員会委員の選任

議長（金七祐太郎）

追加日程第1、選任第3号「能登町議会議員なり手不足解消調査特別委員会委員の選任」を議題といたします。

お諮りします。

ただいま設置されました能登町議会議員なり手不足解消調査特別委員会委員の選任については、能登町議会委員会条例第8条第4項の規定によって、議長が指名することにしたいと思います。

能登町議会議員なり手不足解消調査特別委員会委員は、欠員を議員1名を除く全員を指名します。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、能登町議会議員なり手不足解消調査特別委員会委員は、議長が指名したとおり選任することに決定いたしました。

休 憩

議長（金七祐太郎）

ここで、暫時休憩いたします。(午前10時38分)

休憩中に能登町議会議員なり手不足解消調査特別委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

全協室へお願いします。

再 開

議長（金七祐太郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。(午前10時44分)

正副委員長の互選結果

議長（金七祐太郎）

先ほどの休憩中に能登町議会議員なり手不足が開催され、委員会例第9条第1項及び第2項の規定に基づく、委員長、副委員長の互選結果が届いておりますのでご報告いたします。

能登町議会議員なり手不足解消調査特別委員会の委員長に14番 鍛冶谷眞一議員、同副委員長に4番 馬場等議員。

以上のとおりであります

議案第46号

議長（金七祐太郎）

本日、町長から、議案第46号「能登町行政不服審査会設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」の1件が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、議案第46号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

提案理由の説明

議長（金七祐太郎）

町長から提案理由の説明を求めます。

大森町長。

町長（大森凡世）

それでは、ただいまの追加提案をさせていただきます議案1件の提案理由につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案第46号「能登町行政不服審査会設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」でございますが、昨年12月にご決議をいただきました能登町行政不服審査会設置条例の一部を改正する条例について、発委第1号の能登町議会の個人情報保護に関する条例第45条の規定によりまして、議会に対する審査請求については能登町行政不服審査会に諮問するとされたことから、行政不服審査会の調査権限に議会を加える規定を設けるために改正するものでございます。

以上が提案理由の説明でございます。

議員の皆様におかれましては、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（金七祐太郎）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（金七祐太郎）

ただいま議題となりました議案第46号の1件の審議方法についてお諮りします。

議案第46号の1件の審議方法は、全体審議としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号の1件は、全体審議とすることに決定しました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討 論

議長（金七祐太郎）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

採 決

議長（金七祐太郎）

これから、採決を行います。
この採決は、起立によって行います。
お諮りします。
議案第46号「能登町行政不服審査会設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」
以上1件は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（金七祐太郎）

起立全員であります。
よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

休会決議

議長（金七祐太郎）

日程第40、「休会決議」を議題とします。
お諮りします。
明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。
したがって、明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会とすることに決定しました。
以上で、令和5年第2回能登町議会3月定例会議に付議されました議件は全部終了しました。

閉会の挨拶

議長（金七祐太郎）

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。
大森町長。

町長（大森凡世）

先ほど、定例会で提案いたしました追加議案を含めまして、多数の議案等につきまして、いずれも原案のとおりご可決をいただきまして、誠にありがとうございます。

議会の初日のご挨拶にも触れましたけれども、令和の時代に入りまして、社会の情勢というのが予測できないほど時代の流れが加速化しておりまして、新しい時代に入っているということでもあります。

この新たな時代に対応した持続可能な町をつくるためにも、時代は変化はしますけれども、年度年度にできることをやっていくというところで、令和5年度につきましても全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましては何とぞご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

そして、皆様をはじめ町民の皆様のご健康とご多幸、そしてますますのご活躍をお祈りをいたしまして、3月の定例会の閉会のご挨拶とさせていただきます。

皆様お疲れさまでした。ありがとうございました。

散 会

議長（金七祐太郎）

以上で、本日は散会いたします。
お疲れさまでした。

散 会（午前10時51分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、個々に署名する。

令和5年3月15日

能登町議会議長 金 七 祐太郎

会議録署名議員 酒 元 法 子

会議録署名議員 河 田 信 彰